能登町地域防災計画

【一般災害対策編】

沿　　革

平成18年　３月21日　作成
平成22年　２月22日　修正
平成23年　３月　３日　修正
平成25年　３月　８日　修正
平成26年　６月24日　修正
平成27年　６月18日　修正
平成29年　３月17日　修正
平成30年　７月　４日　修正
令和元 年　８月　９日　修正
令和 2 年　７月15日　修正
令和 3 年　７月12日　修正
令和 4 年　８月　５日　修正
令和 5 年　８月10日　修正

能登町防災会議

目　次

第１章　総　　則

第1節　目的 ………… 1-1
第2節　性格及び基本理念 ………… 1-1
　1　性格 ………… 1-1
　2　基本理念 ………… 1-1
　3　用語 ………… 1-1
第3節　防災計画、防災会議 ………… 1-3
　1　防災計画 ………… 1-3
　2　防災計画のつながり ………… 1-3
　3　町地域防災計画と県地域防災計画との関係 ………… 1-3
　4　この計画を理解し実施するための留意事項 ………… 1-3
　5　能登町防災会議 ………… 1-4
第４節　町、県及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 ………… 1-5
第5節　本町の概況 ………… 1-11
　1　地勢 ………… 1-11
　2　地質 ………… 1-11
　3　気象 ………… 1-11
　4　社会的要因とその変化 ………… 1-11
　5　石川県に過去に災害救助法（昭和22年法律118号）が適用された風水害等 ………… 1-13

第２章　災害予防計画

第1節　防災知識の普及 ………… 2-1
　1　基本方針 ………… 2-1
　2　職員に対する防災教育 ………… 2-1
　3　町民に対する知識の普及 ………… 2-2
　4　学校教育における防災教育 ………… 2-3
　5　防災相談及び意識調査 ………… 2-4
　6　災害教訓の伝承 ………… 2-4
第2節　町民及び事業者等のとるべき措置 ………… 2-5
　1　基本方針 ………… 2-5
　2　町民のとるべき措置 ………… 2-5
　3　事業者等のとるべき措置 ………… 2-6
　4　町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進 ………… 2-7
第3節　自主防災組織の育成 ………… 2-8
　1　基本方針 ………… 2-8
　2　地域住民の自主防災組織 ………… 2-8
　3　施設、事業所等の自衛消防組織等 ………… 2-9
第4節　防災ボランティアの活動環境の整備 ………… 2-10
　1　基本方針 ………… 2-10
　2　防災ボランティアの活動 ………… 2-10

３　防災ボランティアの受入体制等…… 2-11
４　防災ボランティアの育成…… 2-11
第５節　防災訓練の充実…… 2-12
１　基本方針…… 2-12
２　総合防災訓練…… 2-12
３　防災関係機関等の訓練…… 2-12
４　自主防災組織（町内会・区会）の訓練…… 2-12
第６節　防災体制の整備…… 2-13
１　基本方針…… 2-13
２　活動体制…… 2-13
３　防災関係機関の活動体制…… 2-15
４　人材確保方策…… 2-15
第７節　防災気象観測網の整備…… 2-17
１　基本方針…… 2-17
２　観測値等の総合利用体制の整備…… 2-17
第８節　放送設備及び情報通信体制…… 2-18
１　基本方針…… 2-18
２　町の整備…… 2-18
３　防災関係機関の整備…… 2-18
４　応急用資機材の整備…… 2-19
５　災害時優先電話の確保…… 2-19
第９節　水害予防…… 2-20
１　基本方針…… 2-20
２　水防計画に基づく危険区域の監視…… 2-20
３　ダムの操作…… 2-21
４　農業用排水路工作物、ため池等の点検…… 2-21
５　水防資機材の点検配備…… 2-21
６　水防作業人員の確保…… 2-21
７　雨量及び水位情報の提供…… 2-21
８　避難準備措置の確立…… 2-21
９　地下空間の浸水対策…… 2-23
10　相互応援…… 2-23
11　水防訓練…… 2-23
12　自衛水防組織の育成、防災訓練の実施…… 2-23
第１０節　風害予防…… 2-25
１　基本方針…… 2-25
２　防災林造成事業による防除…… 2-25
３　火災予防措置…… 2-25
４　小型船舶の事前避難措置…… 2-25
５　家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置の徹底…… 2-25
６　避難指示…… 2-26
７　高波による被害の予防措置…… 2-26
８　高潮による港湾の被害の防除措置…… 2-26
第１１節　火災予防…… 2-26
１　基本方針…… 2-27

２　出火防止、初期消火・・2-27
３　火災警報発令基準の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-27
４　破壊消防による防御線の設定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-28
５　消防機関の警戒措置体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-28
６　消防力の強化・・2-28
７　消防機械器具の点検整備と出動計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-29
８　特定防火対象物の警戒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-29
９　火災発生防止の徹底・・2-29
10　救助・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-29
第１２節　雪害対策・・・2-30
１　基本方針・・2-30
２　予防対策・・2-30
３　除雪実施組織の構成・・2-31
４　除雪体制・・2-31
５　除雪実施体制の確立・・2-32
６　人家連担地区の除排雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-32
７　除雪対策施設・・2-32
８　パトロールにおける点検事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-32
９　その他の事項・・2-32
第１３節　避難体制の整備・・2-33
１　基本方針・・2-33
２　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-33
３　二次避難支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-35
４　交通規制・・2-35
５　避難誘導標識等の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-35
６　安全確保計画・・2-35
７　避難所運営マニュアルの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-36
第１４節　要配慮者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-37
１　基本方針・・2-37
２　在宅の要配慮者への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-39
３　社会福祉施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-40
４　外国人等に対する防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-40
第１５節　緊急輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-42
１　基本方針・・2-42
２　緊急輸送路の整備・・・2-42
３　臨時離着陸場の整備・・2-43
４　港湾、漁港の整備・・・2-43
５　民間事業者等の活用・・2-43
第１６節　医療体制の整備・・2-44
１　基本方針・・2-44
２　医療救護体制の整備・・2-44
３　情報連絡体制・・2-44
第１７節　健康管理活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-45
１　基本方針・・2-45
２　平常時の健康管理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-45

３　災害時の健康管理体制の整備…… 2-45
４　情報連絡体制の整備…… 2-45
第１８節　こころのケア体制の整備…… 2-46
１　基本方針…… 2-46
２　こころのケア体制整備…… 2-46
３　情報連絡体制の整備…… 2-46
第１９節　食料及び生活必需品の確保…… 2-47
１　基本方針…… 2-47
２　町、町民等の役割分担…… 2-47
３　食料及び生活物資の確保…… 2-47
４　物資の集積、配送地の整備…… 2-48
５　義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成…… 2-48
第２０節　農林水産災害予防…… 2-49
１　基本方針…… 2-49
２　農作物災害予防対策…… 2-49
３　林業施設関係予防対策…… 2-50
４　家畜災害予防対策…… 2-51
５　水産施設災害予防対策…… 2-51
第２１節　干ばつ災害予防…… 2-52
１　基本方針…… 2-52
２　干ばつ対策の指導…… 2-52
３　ダムの流水調整等による水源の確保…… 2-52
４　防火対策の強化…… 2-52
５　人工降雨の実施…… 2-52
第２２節　防災パトロール…… 2-53
１　基本方針…… 2-53
２　調査対象…… 2-53
３　実施方法…… 2-53
４　実施機関…… 2-53
５　調査結果…… 2-53
第２３節　建築物等災害予防…… 2-54
１　基本方針…… 2-54
２　防災上重要な公共建築物等の災害予防…… 2-54
３　一般建築物の災害予防…… 2-54
４　文化財災害予防…… 2-56
第２４節　公共施設災害予防…… 2-57
１　基本方針…… 2-57
２　道路施設整備対策…… 2-57
３　海岸、港湾、漁港及び河川の整備対策…… 2-58
４　公園、緑地等の整備対策…… 2-58
５　上水道施設の整備対策…… 2-58
６　下水道施設の整備対策…… 2-59
７　電力施設の整備対策…… 2-60
８　通信施設の整備対策…… 2-60
９　農地、農業用施設整備対策…… 2-62

10　路線バス対策 2-62
11　一般廃棄物処理施設整備対策 2-62
第２５節　地盤災害予防 2-63
１　基本方針 2-63
２　地盤災害の危険区域の指定及び周知 2-63
３　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 2-63
４　要配慮者利用施設における土砂災害防止対策の推進 2-64
５　警戒体制の確立 2-64
６　避難体制の確立 2-64
７　地盤災害防止施設の整備、促進 2-65
８　住宅移転事業の促進 2-65
９　土地造成土留め施設等の整備 2-65
第２６節　防災資機材等の整備点検 2-66
１　基本方針 2-66
２　情報連絡用資機材 2-66
３　避難、救出及び応急救護用資機材 2-66
４　給水、給食用資機材 2-66
５　発電機及び投光機 2-66
６　その他の災害応急対策用資機材 2-66
７　食料、生活必需物資及び医薬品等の物資 2-66
８　資機材備蓄倉庫 2-67
第２７節　危険物等災害予防 2-68
１　基本方針 2-68
２　火薬類の保安 2-68
３　高圧ガスの保安 2-69
４　毒物・劇物災害予防 2-70
５　石油類等の危険物の保安 2-70

第３章　災害応急対策計画

第1節　初動体制の確立 3-1
１　基本方針 3-1
２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 3-2
３　通信連絡体制及び町職員の動員 3-4
４　災害対策本部 3-5
５　意思決定順位 3-7
６　応援要請 3-8
７　受援体制 3-9
８　広域応援協力体制の確立 3-10
９　職員のローテーションの確立と健康管理 3-10
第2節　事前対策及び応急対策 3-11
１　基本方針 3-11
２　動員等の順序 3-11
３　動員体制 3-11
４　応援要請 3-12

５　奉仕団の編成及び活動 ･････････････････････････････････ 3-12
６　作業員等の雇用 ･････････････････････････････････ 3-12
７　作業員等の従事命令 ･････････････････････････････････ 3-13
８　委員会並びに委員の応急対策 ･････････････････････････････････ 3-15
９　記録等 ･････････････････････････････････ 3-15
第3節　気象業務法に定める予報・注意報・警報等の種類並びに発表基準 ･････････････････ 3-16
１　基本方針 ･････････････････････････････････ 3-16
２　予報、注意報、警報の細分区域 ･････････････････････････････････ 3-16
３　種類及び発表基準 ･････････････････････････････････ 3-17
４　水防法に定める水防警報 ･････････････････････････････････ 3-25
５　水位情報の通知及び周知 ･････････････････････････････････ 3-27
６　消防法に定める火災警報及び火災気象通報 ･････････････････････････････････ 3-28
７　土砂災害警戒情報 ･････････････････････････････････ 3-28
８　その他の警告等 ･････････････････････････････････ 3-29
第4節　災害予警報の伝達体制 ･････････････････････････････････ 3-30
１　基本方針 ･････････････････････････････････ 3-30
２　町長及びその他の機関が発する警告等の放送 ･････････････････････････････････ 3-30
３　災害応急対策責任者の体制整備 ･････････････････････････････････ 3-30
第5節　災害予警報別の伝達体制 ･････････････････････････････････ 3-31
１　基本方針 ･････････････････････････････････ 3-31
２　気象警報等の伝達 ･････････････････････････････････ 3-31
３　火災警報の伝達 ･････････････････････････････････ 3-33
４　水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 ･････････････････････････････････ 3-33
５　土砂災害警戒情報の伝達 ･････････････････････････････････ 3-35
６　町長及びその他の機関が行う警告等の伝達 ･････････････････････････････････ 3-35
第6節　災害情報収集・伝達 ･････････････････････････････････ 3-36
１　基本方針 ･････････････････････････････････ 3-36
２　情報収集体制及び伝達系統の確立 ･････････････････････････････････ 3-36
３　被害状況の調査・被害報告 ･････････････････････････････････ 3-39
４　被害状況報告について ･････････････････････････････････ 3-42
第7節　通信手段の確保 ･････････････････････････････････ 3-56
１　基本方針 ･････････････････････････････････ 3-56
２　通信手段の確保 ･････････････････････････････････ 3-56
３　通信設備の応急復旧 ･････････････････････････････････ 3-58
第8節　県消防防災ヘリコプターの活用等 ･････････････････････････････････ 3-59
１　基本方針 ･････････････････････････････････ 3-59
２　県消防防災ヘリコプターの活動内容 ･････････････････････････････････ 3-59
３　運航基準 ･････････････････････････････････ 3-60
４　支援要請 ･････････････････････････････････ 3-60
５　要請先 ･････････････････････････････････ 3-60
６　防災関係機関のヘリコプターとの連携 ･････････････････････････････････ 3-60
第9節　災害広報 ･････････････････････････････････ 3-63
１　基本方針 ･････････････････････････････････ 3-63
２　広報活動 ･････････････････････････････････ 3-63
３　広報活動の方法 ･････････････････････････････････ 3-64

４　現場広報……3-64
５　庁内連絡……3-64
６　被災地域の相談・要望等の対応……3-65
７　安否情報の提供等……3-65
８　ライフライン情報の提供等……3-65
第１０節　消防活動……3-66
１　基本方針……3-66
２　組織及び施設等……3-66
３　警防……3-68
４　応援要請……3-72
５　救急・救助活動……3-72
６　惨事ストレス対策……3-72
第１１節　自衛隊の災害派遣……3-73
１　基本方針……3-73
２　災害派遣の適用……3-73
３　災害派遣要請手続き……3-74
４　派遣部隊の受入れ体制……3-75
５　経費の負担区分……3-75
６　自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備……3-75
第１２節　避難誘導等……3-80
１　基本方針……3-80
２　避難の指示の実施及び基準……3-80
３　避難の指示の内容、時期及びその周知……3-82
４　高齢者等避難の発令……3-82
５　避難の区分及び基準……3-83
６　地域ごとの避難の方法……3-83
７　避難の順位及び移送の方法……3-83
８　避難所の開設及び運営……3-83
９　記録等……3-86
10　避難のあとの警備等……3-86
11　警戒区域の設定……3-86
12　警戒区域の周知等……3-87
13　広域避難対策……3-87
14　帰宅困難者対策……3-87
15　避難所外避難者対策……3-88
第１３節　要配慮者の安全対策……3-89
１　基本方針……3-89
２　在宅の要配慮者に対する対策……3-89
３　社会福祉施設等における対策……3-90
４　医療機関における対策……3-90
５　外国人に対する対策……3-91
第１４節　医療救護活動……3-92
１　基本方針……3-92
２　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制……3-92
３　医療及び助産の対象者、範囲、期間……3-94

４　記録等 3-94
５　救護所の設置 3-94
６　災害時後方医療体制 3-94
７　災害拠点病院 3-95
８　重症患者等の搬送体制 3-95
９　医薬品等及び輸血用血液の供給体制 3-96
10　個別疾患対策 3-96
第１５節　健康管理活動 3-97
１　基本方針 3-97
２　実施体制 3-97
３　健康管理活動従事者の派遣体制 3-97
４　健康管理活動 3-97
第１６節　救助、救急活動 3-99
１　基本方針 3-99
２　対象者 3-99
３　救出の方法 3-99
４　危険箇所の監視 3-99
５　記録等 3-99
６　惨事ストレス対策 3-100
第１７節　水防活動 3-101
１　基本方針 3-101
２　水防体制 3-102
３　水防本部の設置 3-102
４　水防本部の機構 3-103
５　水防本部の事務分担 3-103
６　水防倉庫及び資器材 3-103
７　配備体制 3-104
８　水防注意箇所 3-105
９　予報及び警報とその措置 3-105
10　雨量の観測、通報 3-106
11　水防団（消防団）の出動 3-106
12　監視及び警戒 3-107
13　水門、えん堤、ため池等の操作 3-107
14　輸送及び資材補充 3-108
15　避難及び救助 3-108
16　決壊の通報並びに決壊後の処理 3-108
17　水防解除 3-108
第１８節　災害救助法の適用 3-109
１　基本方針 3-109
２　適用基準（災害救助法施行令） 3-109
３　適用手続き 3-110
４　救助項目の選定 3-110
５　救助の程度等 3-110
６　強制権の発動 3-110
７　災害救助法が適用されない場合の救助 3-110

第１９節　災害警備及び交通規制 ･･････ 3-114
１　基本方針 ･･････ 3-114
２　災害警備 ･･････ 3-114
３　交通対策 ･･････ 3-114
第２０節　行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬 ･･････ 3-116
１　基本方針 ･･････ 3-116
２　行方不明者の捜索 ･･････ 3-116
３　遺体の検分 ･･････ 3-116
４　遺体の埋葬 ･･････ 3-117
５　安否確認 ･･････ 3-117
６　海上漂流行方不明者の捜索 ･･････ 3-117
７　災害救助法による措置 ･･････ 3-117
８　記録等 ･･････ 3-117
第２１節　危険物の応急対策 ･･････ 3-118
１　基本方針 ･･････ 3-118
２　火薬類 ･･････ 3-118
３　高圧ガス ･･････ 3-118
４　石油類等 ･･････ 3-119
５　毒物劇物 ･･････ 3-119
６　放射性物質 ･･････ 3-119
７　応急復旧の活動体制の確立 ･･････ 3-119
第２２節　ライフライン施設の応急対策 ･･････ 3-120
１　基本方針 ･･････ 3-120
２　電力施設 ･･････ 3-120
３　通信施設 ･･････ 3-120
４　上水道施設 ･･････ 3-120
５　下水道施設 ･･････ 3-121
第２３節　公共土木施設等の応急対策 ･･････ 3-122
１　基本方針 ･･････ 3-122
２　道路施設 ･･････ 3-122
３　河川、海岸、港湾、漁港等施設 ･･････ 3-122
４　放送施設 ･･････ 3-123
５　公園、緑地施設 ･･････ 3-123
６　農地、農業用施設 ･･････ 3-123
７　公共建築物等 ･･････ 3-123
第２４節　給水活動 ･･････ 3-124
１　基本方針 ･･････ 3-124
２　実施者 ･･････ 3-124
３　給水方法 ･･････ 3-124
４　給水量 ･･････ 3-125
５　施設の応急復旧活動 ･･････ 3-125
６　記録等 ･･････ 3-126
７　災害救助法による措置 ･･････ 3-126
第２５節　食料の供給 ･･････ 3-127
１　基本方針 ･･････ 3-127

２　災害時の応急供給の取扱い要領 ···································· 3-127
３　共助による食料の確保 ···································· 3-128
４　炊き出しの方法 ···································· 3-128
５　応援等の手続き ···································· 3-128
６　食品衛生 ···································· 3-128
７　災害救助法による措置 ···································· 3-129
第２６節　生活必需品の供給 ···································· 3-130
１　基本方針 ···································· 3-130
２　実施対象者 ···································· 3-130
３　給与又は貸与の方法 ···································· 3-130
４　給与又は貸与する品目 ···································· 3-130
５　給与又は貸与の記録 ···································· 3-131
６　災害救助法による措置 ···································· 3-131
第２７節　障害物の除去 ···································· 3-132
１　基本方針 ···································· 3-132
２　実施者 ···································· 3-132
３　実施方法 ···································· 3-132
４　障害物の保管等の場所 ···································· 3-132
５　障害物の売却 ···································· 3-133
６　湛水、堆積土砂除去措置 ···································· 3-133
７　粉塵等公害防止対策 ···································· 3-133
８　災害救助法による措置 ···································· 3-133
９　記録等 ···································· 3-133
第２８節　輸送手段の確保 ···································· 3-134
１　基本方針 ···································· 3-134
２　輸送の方法 ···································· 3-134
３　車両による輸送 ···································· 3-134
４　舟艇による輸送 ···································· 3-135
５　人力による輸送 ···································· 3-135
６　航空機による輸送 ···································· 3-135
７　物資の受入れ体制 ···································· 3-135
８　災害救助法による措置 ···································· 3-135
９　記録等 ···································· 3-135
第２９節　こころのケア活動 ···································· 3-136
１　基本方針 ···································· 3-136
２　実施体制 ···································· 3-136
３　精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制 ···································· 3-136
４　精神保健医療班活動 ···································· 3-136
第３０節　防疫、保健衛生活動 ···································· 3-137
１　基本方針 ···································· 3-137
２　実施体制 ···································· 3-137
３　病疫の種別と方法 ···································· 3-138
４　家用水の供給 ···································· 3-138
５　患者等に対する措置 ···································· 3-138
６　避難所の防疫指導等 ···································· 3-138

　７　防疫用資材の備蓄、調達 ・・・ 3-139
　８　ペット動物の保護対策 ・・・ 3-139
　９　記録等 ・・ 3-139
第３１節　ボランティア活動の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-140
　１　基本方針 ・・・ 3-140
　２　ボランティアの受け入れ ・・・ 3-140
　３　ボランティア本部の機能 ・・・ 3-140
　４　ボランティア現地本部の機能 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-141
　５　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-141
第３２節　清掃活動 ・・ 3-142
　１　基本方針 ・・・ 3-142
　２　実施体制 ・・・ 3-142
　３　被災地の状況把握 ・・・ 3-142
　４　一般廃棄物の収集処分の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-143
　５　し尿の収集処分の方法 ・・・ 3-143
　６　災害時における廃棄物の処理目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-143
　７　野外仮設トイレの設置 ・・・ 3-144
　８　廃棄物の応急的処理 ・・・ 3-144
　９　へい死獣の処理方法 ・・・ 3-144
　10　廃棄物処理施設の復旧 ・・・ 3-144
第３３節　住宅の応急対策 ・・・ 3-145
　１　基本方針 ・・・ 3-145
　２　実施体制 ・・・ 3-145
　３　応急仮設住宅入居基準 ・・・ 3-146
　４　応急修理箇所及び対象者 ・・・ 3-146
　５　応急仮設住宅の建設用地 ・・・ 3-146
　６　記録等 ・・ 3-146
　７　災害救助法による措置 ・・・ 3-146
　８　住宅確保等の種別 ・・・ 3-147
第３４節　文教対策 ・・ 3-149
　１　基本方針 ・・・ 3-149
　２　応急教育に関する事項 ・・・ 3-149
　３　児童生徒への対応 ・・・ 3-150
　４　育英補助に関する事項 ・・・ 3-150
　５　学校給食に関する事項 ・・・ 3-150
　６　保健、厚生に関する事項 ・・・ 3-151
　７　記録等 ・・ 3-151
　８　避難所協力 ・・・ 3-151
　９　文化財対策 ・・・ 3-151
第３５節　救援隊等の受入れ ・・・ 3-153
　１　基本方針 ・・・ 3-153
　２　救援隊等の宿舎 ・・・ 3-153
　３　救援隊等の食料の供給 ・・・ 3-153
　４　救援物資等の受入れ ・・・ 3-153
第３６節　応急金融対策 ・・・ 3-154

　１　基本方針 ・・・ 3-154
第３７節　農林水産物災害応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-155
　１　基本方針 ・・・ 3-155
　２　農作物関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-155
　３　畜産関係 ・・・ 3-155
　４　林産関係 ・・・ 3-156
　５　水産関係 ・・・ 3-156

第４章　災害復旧・復興計画

第1節　公共施設災害の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
　1　基本方針 ・・ 4-1
　2　実施責任者 ・・ 4-1
　3　災害復旧事業計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
　4　復旧事業の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2
　5　復旧技術員の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2
第2節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3
　1　基本方針 ・・ 4-3
　2　助成制度 ・・ 4-3
　3　激甚災害に係る財政援助措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3
第3節　災害復旧資金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5
　1　基本方針 ・・ 4-5
　2　県の措置 ・・ 4-5
　3　北陸財務局の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5
　4　日本郵便株式会社（北陸支社）の特例措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5
第4節　被災者への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-6
　1　基本方針 ・・ 4-6
　2　農林漁業制度資金の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-6
　3　中小企業融資の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-7
　4　住宅金融支援機構資金の斡旋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-7
　5　生活福祉資金の貸付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-7
　6　母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-7
　7　災害援護資金の貸付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-7
　8　災害弔慰金等の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-7
　9　被災者生活再建支援金の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-8
　10　制度の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-8
第5節　生活の確保のための緊急措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-9
　1　基本方針 ・・ 4-9
　2　被災者台帳の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-9
　3　生活相談 ・・ 4-9
　4　こころのケア活動の継続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-9
　5　罹災証明の交付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-10
　6　被災者に対する就業の斡旋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-10
　7　国税の徴収猶予及び減免の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-10
　8　公営住宅等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-10

9　国有財産の無償借受等…………………………………… 4-10
10　災害廃棄物の処理等…………………………………… 4-10
第6節　災害義援金及び義援物資の配分…………………… 4-11
1　基本方針…………………………………… 4-11
2　義援物資の募集…………………………………… 4-11
3　義援金及び義援物資の受付…………………………………… 4-11
4　義援金品の配分…………………………………… 4-11
5　義援金及び義援物資の輸送…………………………………… 4-11
6　義援物資保管場所…………………………………… 4-11
第7節　復興計画…………………………………… 4-12
1　基本方針…………………………………… 4-12
2　基本方向の決定…………………………………… 4-12
3　復興計画の作成と進め方…………………………………… 4-12

第５章　複合災害対策

第1節　基本方針…………………………………… 5-1
第2節　災害予防対策…………………………………… 5-1
1　情報の収集・連絡体制の整備…………………………………… 5-1
2　複合災害を想定した訓練の実施…………………………………… 5-1
第3節　災害応急対策…………………………………… 5-1
1　活動体制の確立…………………………………… 5-1
2　情報の収集・連絡…………………………………… 5-1
3　避難対策…………………………………… 5-2
4　緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達…………………………………… 5-2
第4節　災害復旧対策…………………………………… 5-2

第６章　事故災害対策計画

第1節　海難事故…………………………………… 6-1
1　海難対策…………………………………… 6-1
2　油流出等防除対策…………………………………… 6-2
第2節　道路災害対策…………………………………… 6-5
1　基本方針…………………………………… 6-5
2　予防対策…………………………………… 6-5
3　応急対策…………………………………… 6-5
第3節　危険物等災害予防対策…………………………………… 6-6
1　基本方針…………………………………… 6-6
2　危険物等の定義…………………………………… 6-6
3　防災関係機関の措置…………………………………… 6-6
4　応急対策…………………………………… 6-8
第4節　大規模な火事災害対策…………………………………… 6-9
1　基本方針…………………………………… 6-9
2　予防対策…………………………………… 6-9
3　応急対策…………………………………… 6-9

第5節　林野火災対策 ･･･ 6-10
　1　基本方針 ･･･ 6-10
　2　林野火災予防計画の確立 ･･･ 6-10
　3　林野火災消防計画の確立 ･･･ 6-10
　4　林野火災の警戒 ･･･ 6-10
　5　防火思想の普及 ･･･ 6-11
第6節　航空災害対策計画 ･･･ 6-12
　1　基本方針 ･･･ 6-12
　2　災害予防対策 ･･･ 6-12
　3　災害応急対策 ･･･ 6-12

第１章　総　　則

第１章　総　　則

第１節　目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮等の一般災害及び海難、油流出、道路、危険物などの大規模な災害から、町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第２節　性格及び基本理念

１　性格

この計画は、「能登町地域防災計画」の中に、地震災害、津波災害を除く「一般災害」及び「事故災害対策」における予防対策、応急対策、復旧対策に関し定めたもので、「一般災害対策編」とする。

２　基本理念

この計画は、町、県、防災関係機関、事業所及び住民がとるべき基本的事項について定めたものである。

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれの全機能を有効に発揮し相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、町及び防災関係機関は実施計画の作成等により、本計画の具体化を図るとともに、常に本町を取りまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加える等弾力的にその運用を図る。

また、事業者及び町民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、町及び防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

併せて、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、防災関係機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

３　用語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。

（１）防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

（２）指定地方行政機関

災害対策基本法第２条第４号に定める行政機関で、この計画では次に定める機関をいう。

中部管区警察局、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、東京管区気象台（金沢地方気象台）、

第九管区海上保安本部（能登海上保安署）、北陸総合通信局、石川労働局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所、能登空港出張所）、中部地方環境事務所

（３）指定公共機関

災害対策基本法第２条第５号に定める公共機関で、この計画では次に定める機関をいう。

日本郵便株式会社（北陸支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支店）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、株式会社ＮＴＴドコモ北陸支社、ソフトバンク株式会社（地域総務部(北陸)）、楽天モバイル株式会社（金沢支社）、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、日本通運株式会社（金沢支店）、中日本高速道路株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）

（４）指定地方公共機関

災害対策基本法第２条第６号に定める公共機関で、この計画では次に定める機関とする。

北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、ＩＲいしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会

（５）公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第２条第６号に定める公共的団体でその他防災上重要な施設の管理者で、この計画では次に定める機関をいう。

土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等、一般病院等の経営者、建設業者及び舗装業者、一般運輸事業者、金融機関、危険物関係施設の管理者

第３節　防災計画、防災会議

１　防災計画

防災計画は、各行政区域内の地域や、その地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るために作成する防災に関する計画である。ここでいう「防災」とは、第一に災害を未然に防止すること（災害予防対策）、第二に災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと（災害応急対策）、第三に災害の復旧を図ること（災害復旧対策）である。

なお、防災に関しては、国、県及び町がそれぞれの地域や職能に応じて責務を有している。

２　防災計画のつながり

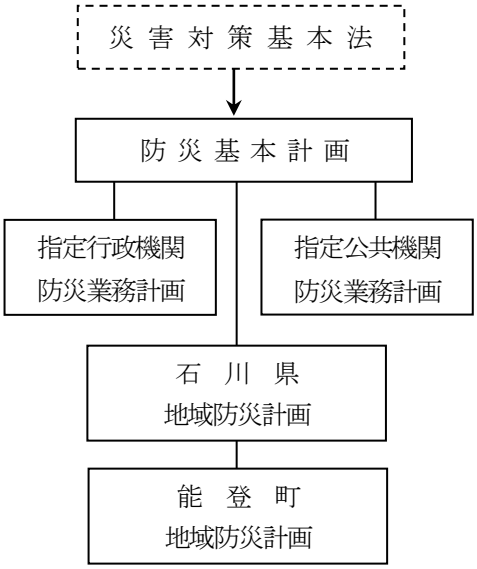

・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいうべきものである（災害対策基本法第 34 条及び第 35 条）

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第 36 条から第 39 条まで）

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第 40 条から第 42 条まで）

３　町地域防災計画と県地域防災計画との関係

災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）に定めるとおり、町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないとされているが、両計画は当然に不可分の関係にある。

県地域防災計画は、町が町地域防災計画に基づいて応急対策を実施する事務事業を助け、かつ総合調整を行うための措置及びその措置が推進できるよう町地域防災計画において配慮すべき事項を定めている。

４　この計画を理解し実施するための留意事項

（１）関係法律との関係

災害対策基本法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図る。

（２）相互協力

関係機関及び関係者は、災害対策基本法第４条（都道府県の責務）、第５条（市町村の責務）、第５条の２（地方公共団体相互の協力）、第６条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）及び第７条（住民等の責務）を通じて相互に協力する責務を課せられている。この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、各々が誠実に責務を果たすことを期待している。

（３）町長の配慮すべき事項

ア　要請について

町長は、町地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、県地域防災計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は、遅滞なく的確に情勢を把握して要請連絡を行う。なお、要請連絡は電信、電話を問わず臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう務めるものとし、電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理する。

イ　関係者への周知徹底について

町長は、県が県地域防災計画に基づき、施設、物資等の斡旋を行うにあたっては、これが的確かつ迅速に実施できるよう、当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分な周知徹底を図り所要の配慮を行う。

（４）経費負担

ア　災害応急対策に要する経費については、災害対策基本法第91条（災害予防等に対する費用の負担）の定めるところにより災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）等法令に定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担する。

イ　県が町長の要請により他の市町あるいは業者等から人員を動員し、又は物資の調達をした場合の経費の清算は、応援又は供給した市町若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれの負担区分により清算する。

５　能登町防災会議

能登町防災会議は、災害対策基本法第15条に基づき設置され、町内地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務をつかさどる。

（１）組織（災害対策基本法第15条）

ア　会　　長　　町長

イ　委　　員　　第１号委員　　（指定地方行政機関）
　　第２号委員　　（石川県職員）
　　第３号委員　　（石川県警察）
　　第４号委員　　（町部内職員）
　　第５号委員　　（教育長）
　　第６号委員　　（消防機関）
　　第７号委員　　（指定公共機関、指定地方公共機関）

ウ　専門委員

（２）所掌事務（災害対策基本法第14条第２項及び水防法第７条）

ア　町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る応急対策及び災害復旧に関し、県、関係指定地方公共団体、関係市町、関係指定公共団体、関係指定地方公共団体相互間の連絡調整を図ること。

エ　非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

オ　アからエまでに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第４節　町、県及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

能登町の区域を管轄する防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ地域における防災に寄与するべきものとし、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
町		・防災会議の事務に関すること。 ・防災に関する施設、組織の整備に関すること。 ・防災思想の普及、教育及び必要な訓練に関すること。 ・災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び伝達に関すること。 ・災害の防御と拡大防止の対策に関すること。 ・罹災者の救助、医療及び防疫等の救助保護の対策に関すること。 ・災害応急対策及び災害復旧資材の確保に関すること。 ・災害時における文教対策、交通及び輸送の確保に関すること。 ・町の管理に属する被災施設の応急及び復旧対策に関すること。 ・被災施設の復旧及び被災産業に対する融資等対策に関すること。 ・関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 ・災害対策に関する隣接市町村間の相互応援協定に関すること。
県		・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。
指定地方行政機関	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備、防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。
	北陸財務局	・地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 ・主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること。 ・提供・使用可能な国有財産（未利用地等、庁舎、宿舎）の情報提供に関すること。（平常時における定期又は随時の情報提供を含む） ・国有財産（未利用地等、庁舎、宿舎）の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること。（災害時の避難に必要な物資の備蓄等に関する対応を含む） ・災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎、宿舎）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む）
	東海北陸厚生局	・災害状況の情報収集、連絡調整に関すること。 ・関係職員の派遣に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	北陸農政局 農林水産省政策統括官 （災害用米穀）	・国営の農業施設の整備、防災管理、災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病害虫の防除、種苗の需給計画、家畜等の管理衛生、飼料の需給計画及び生鮮食品等の地域的需給計画作成の指導に関すること。 ・土地改良機械、技術者の配置の現況の把握及びその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食糧の調達・供給に関すること。
	近畿中国森林管理局 （石川森林事務所）	・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。
	中部経済産業局	・災害時における物資の安定供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調に関すること。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。 ・必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。
	中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。
	北陸信越運輸局	・災害時における車両調達の斡旋、自動車による輸送の斡旋及び船舶調達等の斡旋に関すること。
	北陸地方整備局 （金沢港湾整備・空港整備事務所）	・金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。
	大阪航空局 （小松空港事務所・能登空港出張所）	・飛行場及び航空保安施設の整備と防災管理に関すること。 ・災害時における航空についての措置に関すること。
	東京管区気象台 （金沢地方気象台）	・気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ・気象業務に必要な観測、予報、通信等の施設の整備に努めること。 ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達、解説を行うこと。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	第九管区海上保安本部 （能登海上保安署）	・海上における災害予防に関すること。 ・海上における災害応急対策に関すること。 ・避難者、物資の輸送等救援活動に関すること。
	北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川に関する水防警報に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 ・土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間の除雪等の維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。
	中部地方環境事務所	・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 ・災害時における廃棄物に関すること。
自衛隊		・災害時における人命、財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること。 ・災害時における応急復旧活動に関すること。
指定公共機関	日本郵便株式会社 （北陸支社）	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
	西日本旅客鉄道株式会社 （金沢支社）	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること。
	日本貨物鉄道株式会社 （金沢支店）	・災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関すること。
	西日本電信電話株式会社 （金沢支店）	・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通信の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	ＫＤＤＩ株式会社 （北陸総支社）	
	株式会社ＮＴＴドコモ （北陸支社）	

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）	・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通信の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））	
	楽天モバイル株式会社（金沢支社）	
	日本銀行（金沢支店）	・災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
	日本赤十字社（石川県支部）	・災害時等における救護班による医療救護、助産活動及び遺体の処理等に関すること。 ・義援金品の募集及び配分に関すること。 ・日赤奉仕団の編成、派遣の斡旋及びボランティア活動の連絡調整に関すること。 ・輸血用血液の確保、供給に関すること。 ・救護所の開設に関すること。
	日本放送協会（金沢放送局）	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	日本通運株式会社（金沢支店）	・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	福山通運株式会社（金沢支店）	
	佐川急便株式会社（北陸支店）	
	ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）	
	中日本高速道路株式会社（金沢支店）	・高速道路の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 ・災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること。 ・高速自動車道の早期災害復旧に関すること。
	北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）	・ダム施設等の整備、その防災管理及び災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	北陸鉄道株式会社	・災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	のと鉄道株式会社	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。
	ＩＲいしかわ鉄道株式会社	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。
	株式会社北國新聞社	・災害時における広報活動に関すること。
	株式会社中日新聞北陸本社	・災害時における広報活動に関すること。
	北陸放送株式会社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	石川テレビ放送株式会社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	株式会社テレビ金沢	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	株式会社エフエム石川	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	北陸朝日放送株式会社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	石川県医師会	・医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。 ・災害時における医療救護活動に関すること。
	石川県看護協会	・災害時における看護活動に関すること。
	石川県治水協会	・河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
公益的事業を営む法人その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	土地改良区	・町が行う被害状況調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・土地改良事業によって造成された施設、水門、水路、ため池等の管理及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。
	農業協同組合	・町が行う被害状況調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ・農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ・被災組合員に対する融資斡旋に関すること。 ・生産資材の確保斡旋に関すること。 ・農産物の需給調整に関すること。 ・防災に関する情報の提供に関すること。
	森林組合	・町が行う被害状況調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ・林作物の災害応急対策の指導に関すること。 ・被災組合員に対する融資斡旋に関すること。 ・生産資材の確保斡旋に関すること。 ・林産物の需給調整に関すること。 ・防災に関する情報の提供に関すること。
	漁業協同組合	・町が行う被害状況調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・漁船・共同利用施設の災害応急及び復旧対策に関すること。 ・水産物の災害応急対策の指導に関すること。 ・被災組合員に対する融資斡旋に関すること。 ・生産資材の確保斡旋に関すること。 ・水産物の需給調整に関すること。 ・防災に関する情報の提供に関すること。
	商工会・商工会議所	・町が行う被害状況調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・災害時における物価安定についての協力徹底に関すること。 ・救助、救援物資、復旧資材の確保についての協力斡旋に関すること。 ・被災商工業者への融資斡旋に関すること。 ・災害時における中央資金源の導入に関すること。
	一般病院等の経営者	・災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ・災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	建設業者及び舗装業者	・災害時における応急及び復旧工事に関すること。
	一般運輸業者	・災害時における緊急輸送に関すること。
	金融機関	・被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
	危険物関係施設の管理者	・災害時における危険物の保安措置に関すること。
	その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	・それぞれの業務に関する防災管理、応急及び復旧対策に関すること。

第５節　本町の概況

１　地勢

本町は総面積273.27平方キロメートルで、能登半島先端近くに位置しており、北東に珠洲市、北西に輪島市、南西に穴水町に隣接し、南東は富山湾に面した位置にある。地形は、東西にやや長く、町の北部、西部は低山地・丘陵で占められ、東部、南部は、富山湾に面した段丘と海岸になっている。

２　地質

本町は、新第三期中新生前期の柳田累層、第四期最新世中期から後期にかけての段丘と平坦面の堆積物、完新世の河川堆積物と臨海低地の沖積層で構成されている。なお、町内において活断層は下記のとおり確認されている。

番号	断層名	確実度	活動度	長さ（km）
1	滝の坊断層	Ⅰ	C	5.0
2	水滝断層	Ⅰ	C	1.0
3	松波断層	Ⅰ	C	1.5
4	上市之瀬断層	Ⅱ	C	2.0
5	真脇北方断層	Ⅱ	C	1.5
6	白坂山東方断層	Ⅱ	C	1.5
7	矢波山断層	Ⅰ	C	3.5
8	柿生西方断層	Ⅱ	C	2.0

※確実度Ⅰ・・・活断層であることが確実なもの。
　　Ⅱ・・・活断層であると推定されるもの。
※活動度Ｃ・・・平均変移速度が１㎝/1000年以上10㎝/1000年未満のもの。

３　気象

本町は日本海沿岸の共通の特徴として、冬期には晴天の日は少ない。年間平均気温、年較差はともに中部地方の平均的数値となる。しかし、年平均降水量が2,282㎜であり、北陸の値としては少なく、５月～８月にかけて気候学的水不足が発生するのが特徴である。また、降雪は、激しい降雪の後しばらく降雪がなく、積雪が無くなりかけたころ次の激しい降雪があるパターンが多いのが特徴である。激しい降雪は特に１月によく見られ、最深積雪は降雪の積算値の20%前後となる。

４ 社会的要因とその変化

災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害があり、被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

（1）　生活環境の変化

近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、いったん災害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることが予想される。

（２）町民の共同意識の変化

今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化に伴い、住民の地域的連帯感が希薄になってきている。

このため、いったん災害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。

（３）交通機関の発達

自動車保有台数は、急速に増加してきているが、自動車自体がガソリン等の危険物を内蔵しており、出火、延焼の原因になるとともに、自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。

（４）新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

（５）情報通信技術の発達

効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

５　石川県に過去に災害救助法（昭和22年法律118号）が適用された風水害等

年月日 (西暦)	災害の種類	概　　要
S.24.5.17 (1949)	火　災	・被害状況：負傷者１、住家被害 24 など 被害総額 5,067 万円 ・５月 17 日、鳳至郡大屋村に災害救助法適用
S.25.5.14 (1950)	火　災	・被害状況：負傷者６、住家被害 44 など 被害総額 6,322 万円 ・５月 15 日、石川郡吉野谷村に災害救助法適用
S.25.9.3 (1950)	ジェーン 台　　風	・ジェーン台風は、９月３日、神戸市付近に上陸し、若狭湾にぬけて、夕刻、能登沖を通過した。 ・金沢：気圧 981.5hPa、最大瞬間風速 42.8m/s 被害状況：死者 18、行方不明者６、負傷者 298、住宅全壊 390、住宅半壊 3,868、床上浸水 459、床下浸水 1,071 など被害総額 414,270 万円、９月５日、県下全域に災害救助法適用
S.27.7.1 (1952)	豪雨水害	・梅雨前線の活動が活発となり、金沢 155㎜、輪島 135㎜、宇ノ気 170㎜ 白峰 169㎜ 等の豪雨を記録した。 ・被害状況：死者３、負傷者 21、住家全壊 22、家屋半壊 78、床上浸水 3,852、床下浸水 7,283 など被害総額 266,005 万円 ・７月１日、次の市町村に災害救助法適用 金沢市 （河北郡）津幡町、井上村、中条村、森本村、花園村、三谷村、浅川村、倶利伽羅村、七塚村、英田村 （羽咋郡）河合谷村、志雄町、北大海村 （石川郡）額村
S.28.8.24 (1953)	豪雨災害	・寒冷前線通過に伴い加賀北部に豪雨を降らせ、金沢で１時間に 77㎜ の雨量を記録した。 ・被害状況：死者４、負傷者 29、住家全壊２、家屋流出６、家屋半壊 78、床上浸水 4,372、床下浸水 9,172 など被害総額 182,388 万円 ・８月 24 日、金沢市 石川郡涌谷村、河北郡三谷村、河北郡浅川村に災害救助法適用
S.28.9.25 (1953)	台風 13 号 水　害	・台風 13 号は、９月 25 日、愛知県に上陸し、長野、奥羽と本州を縦断した。 ・各地の雨量：金沢 187㎜、輪島 106㎜、九谷 261㎜、大聖寺 223㎜ 大杉 216㎜ など ・被害状況：負傷者１、住家全壊５、家屋半壊 39、床上浸水 3,256、床下浸水 5,340 など被害総額 170,084 万円 ・９月 25 日、珠洲郡飯田町、江沼郡大聖寺町に災害救助法適用
S.29.2.24 (1954)	火　　災	・３時ころ、松任町で大火 ・被害状況：死者１、負傷者３、住家全焼 26、家屋半焼 20 など被害総額 10,661 万円 ・２月 24 日、石川郡松任町に災害救助法適用
S.30.10.8 (1955)	火　　災	・被害状況：負傷者 29、住家全焼 19、家屋半焼２など被害総額 2,148 万円 ・10 月８日、珠洲市に災害救助法適用

年月日 (西暦)	災害の種類	概　　要
S.31.7.16 (1956)	水　　害	・能登半島を襲った雨は、猛烈な雷鳴を伴う豪雨となり、大水害となった。 ・各地の雨量：輪島 183 ㎜、七尾市 122 ㎜、門前 167 ㎜、三井 235 ㎜、柳田 189 ㎜、宇出津 237 ㎜など ・被害状況：死者８、負傷者２、住宅全壊 26、住宅流出６、住宅半壊 85、床上浸水 2,273、床下浸水 4,211 など被害総額 225,928 万円 ・７月 16 日、次の市町村に災害救助法適用 輪島市、珠洲市、（鳳至郡）能都町、穴水町、門前町、町野町、鵜川町、柳田村、（珠洲郡）松波町
S.33.7.24,25,26 (1958)	水　　害	・７月 24 日未明に奥能登に大雨が降り、輪島地方に大きな水害を出した。 ・各地の雨量：金沢 172㎜、輪島 321㎜、九谷 278㎜、新保 263㎜、白峰 250㎜、宇ノ気 245㎜、羽咋 306㎜、七尾 352㎜、向田 349㎜、富来 348㎜、三井 318㎜、柳田 353㎜、飯田 293㎜、宇出津 316㎜ など ・被害状況：死者５、負傷者 32、家屋全壊 20、住家流失４、住家半壊 92、床上浸水 6,385、床下浸水 8,359 など 被害総額 499,925 万円 ・7 月 24 日、次の市町村に災害救助法適用 輪島市、珠洲市、七尾市、加賀市、（鳳至郡）門前町、柳田村、穴水町、（鹿島郡）中島町、田鶴浜町、（羽咋郡）志賀町
S34.8.26 (1959)	水　　害	・８月 26 日未明に能登一帯を雷を伴う集中豪雨が襲い大被害が発生した。 ・各地の雨量：輪島 191.5㎜、木原岳 219㎜、穴水 220㎜ 以上、門前 262㎜、宇出津 193㎜、飯田 119㎜ ・被害状況：死者 37、負傷者 949、家屋全壊 206、住家流失 62、住家半壊 554、床上浸水 6,642、床下浸水 5,783 など 被害総額 990,238 万円 ・８月 26 日、次の市町村に災害救助法適用 輪島市、（鳳至郡）穴水町、能都町、門前町
S36.6.26～7.4 (1961)	水　　害	・梅雨前線活動が活発化し、27 日早朝奥能登が豪雨となり、29 日未明に能登南部から加賀北部で集中豪雨が発生した。 ・各地の雨量：27 日柳田 134.5㎜、穴水 130㎜、29 日七尾 100㎜、津幡 135㎜ ・被害状況：死者３、負傷者 59、家屋全壊 20、住家流失１、住家半壊 31、床上浸水 1,200、床下浸水 7,324 など 被害総額 369, 822 万円 ・6 月 29 日、七尾市に災害救助法適用
S38.1.11～27 (1963)	豪　雪 昭和 38 年１月 豪雪	・１月に大陸高気圧の異常発達により、特に 11～27 日に北陸地方平野部は記録的な大雪となり、交通機関の不通をはじめ、死者や家屋の倒壊など大きな被害を出した。 ・金沢の降雪総合計 343cm(11～27 日)、最深積雪 181cm(27 日) ・被害状況：死者 23、行方不明１、負傷者 151、住家全壊 132、住家半壊 405 など 被害総額 2,417,433 万円 ・１月 24 日、次の市町村に災害救助法適用　金沢市、小松市、 （江沼郡）山中町、 （石川郡）白峰村、河内村、鳥越村、吉野谷村

年月日 (西暦)	災害の種類	概　　要
S39.7.7～19 (1964)	水　害	・8 日、梅雨前線による大雨が夜になってもやまず、金沢で日雨量 200㎜ となる豪雨となった。また、17 日深夜から 18 日朝にかけ金沢、津幡を中心に 200㎜ 前後の豪雨となった。 ・各地の雨量(７日９時～９日９時)金沢 225㎜、九谷 185㎜、大聖寺 231㎜、小松 190㎜、鳥越 208㎜、美川 125㎜、宇ノ気 167㎜ ・各地の雨量(17 日９時～19 日９時)金沢 278㎜、宇ノ気 221㎜、輪島 148㎜、羽咋 128㎜、門前 148㎜、犀川 207㎜、湯涌 192㎜、小松 146㎜、七尾 106㎜ ・被害状況：死者８、負傷者 32、住家全壊 52、住家半壊 94、床上浸水 3,488、床下浸水 15,496 など被害総額 955,915 万円 ・７月７日、河北郡津幡町に災害救助法適用 ・７月 18 日、金沢市、河北郡津幡町に災害救助法適用
S44.5.18 (1969)	火　災	・片山津温泉で大火 ・被害状況：負傷者 16、住家全焼 58、住家半焼４など被害総額 232,173 万円 ・５月 18 日、加賀市に災害救助法適用
S47.9.16 (1972)	台風 20 号	・台風 20 号は、16 日夕方、潮岬付近に上陸し、17 日３時に富山湾に抜けた。 この間、石川県では、強風が続いたため、能登内浦では高潮があり、七尾湾では平常時より 40～50㎝ の潮位の上昇があったと推定される。 ・被害状況：床上浸水 449、床下浸水 450 など被害総額 92,106 万円 ・9 月 16 日、七尾市に災害救助法適用
S56.7.3 (1981)	集中豪雨	・梅雨前線が２日９時頃に県南部まで北上し、２日夜、前線上の低気圧が東進し活動が活発化した。このため、２日夜半頃から３日早朝にかけて加賀南部では集中豪雨となった。 ・各地の雨量 １日：輪島−㎜、金沢 5㎜、小松 8㎜、鳥越 8㎜、山中 25㎜、白峰 21㎜ 2 日：輪島 35㎜、金沢 96㎜、小松 132㎜、鳥越 125㎜、山中 150㎜、白峰 143㎜ 3 日：輪島 22㎜、金沢 25㎜、小松 22㎜、鳥越 33㎜、山中 80㎜、白峰 89㎜ ・被害状況：床上浸水 1,577、床下浸水 1,125 など被害総額 811,432 万円 ・７月３日、加賀市に災害救助法適用
H20.7.28 (2008)	大　雨	・28 日は活発な前線が県内をゆっくり南下し、明け方から降り出した雨が局地的に激しい雨となり、金沢市の浅野川上流部の芝原地内において、１時間雨量 138 ㎜、３時間雨量 251 ㎜を観測し、浅野川が 55 年ぶりに氾濫した。 ・各地の雨量：輪島１㎜、七尾 23 ㎜、志賀 42 ㎜、羽咋 72 ㎜、宝達志水 36.5 ㎜、かほく 30 ㎜、金沢 23 ㎜、医王山 110 ㎜、芝原橋 254 ㎜、白山吉野 33.5 ㎜、白山白峰 15 ㎜、小松 12.5 ㎜、栢野 4.5 ㎜ ・被害状況：全壊２、半壊９、一部損壊７、床上浸水 507、床下浸水 1,486 など 被害総額　605,427 万円 ・７月 28 日、金沢市に災害救助法適用

年月日 (西暦)	災害の種類	概　　要
R4.8.4～9.1 (2022)	大　雨	・8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、待機の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。 ・各地の合計雨量 3日から5日 輪島9.5㎜、金沢134.0㎜、小松253.0㎜ 16日から18日 輪島143.5㎜、金沢60.0㎜、小松78.0㎜ 20日から21日 輪島33.0㎜、金沢92.0㎜、小松123.0㎜ 31日から1日 輪島124.5㎜、金沢103.0㎜、小松87.5㎜ ・被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊25、床上浸水103 床下浸水1254など 被害総額　1,210,647万円 ・8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、 （能美郡）川北町

第２章　災害予防計画

第２章　災害予防計画

風水害等の災害から町民の生命と財産を守り、安全で安心な町土づくりを実現するために必要な対策を町及び防災関係機関等が一丸となって講じる。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

第１節　防災知識の普及

総務課・教育委員会事務局・消防機関

１　基本方針

災害対策は人的被害防止を最優先とし、町及び防災機関は平素から防災機関関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、町民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及に努め、もって防災意識の高揚を図る。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識をもった災害に強い町民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。

【体系】

- 防災知識の普及
  - 職員に対する防災教育
  - 町民に対する知識の普及
  - 学校教育における防災教育
  - 防災相談及び意識調査
  - 災害教訓の伝承

２　職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な判断力を養い防災活動に円滑を期すため、防災業務に従事する職員等に対し職員研修等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

（１）教育内容

○町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
○気象、水象、地象、火災その他災害発生原因についての知識及びその特性
○防災用資機材の使用方法に関する知識及び技術
○緊急輸送道路及び防災施設の周知
○防災関係法令の運用

○災害危険区域、避難場所等の情報
○その他災害対策に必要な事項

（2）教育の方法

○防災訓練
○説明会、講習会、研修会等の開催
○災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した災害手引書の作成配布

3　町民に対する知識の普及

被害を最小限にくい止めるには、災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から風水害、火災等について認識を深め、町民が防災関係機関と冷静かつ一体的な行動が取れるよう必要な知識の普及を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。

このため、町は、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

（1）普及の内容

○災害に関する一般的知識
○火災の発生防止及び初期消火、応急救護の方法
○避難場所、避難施設及び避難路に関する知識及び避難方法
○警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に町民及び事業所のとるべき行動
○避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取ること
○災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
○自主防災組織の活動
○情報入手の方法
○防災関係機関が講じる災害対策の内容
○地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
○要配慮者に対する配慮
○広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
○家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
○その他災害対策に必要な事項

（2）普及の方法

○広報媒体等による普及
・ラジオ、テレビ（ＣＡＴＶ）、インターネット、携帯電話等による普及
・新聞、雑誌による普及
・講演会や実地研修等の開催による普及
・視聴覚機材等のＡＶ教材による防災意識の向上
・防災パンフレットや防災に関するテキスト、マニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及
○防災訓練等による普及
・防災訓練の実施
・自主防災組織（町内会・区会）単位による講習会
○社会教育施設の活用を通じた普及
公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。（婦人会、成人学級等の社会教育活動の利用等）
○その他
・ＰＴＡ等の集会、会合等の利用

4　学校教育における防災教育

防災知識の普及は、児童、生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた災害対策に関する教育の徹底を図る。特に、児童、生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な行動ができるよう継続的な防災教育を行うとともに、保護者をはじめ地域住民との連携を図り、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災訓練の実施に努める。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

（1）教育内容

○災害に関する基礎知識
○災害が発生した時の心得
○学校の立地条件、環境及び地域の危険箇所等に関する知識
○避難場所、避難所及び避難路に関する知識、避難方法
○災害危険区域、避難場所等の情報
○要配慮者に対する配慮
○その他災害対策に必要な事項

（2）教育方法

○災害対策のための指導計画の作成及び指導
○学校教育活動全体を通じての適切な指導
○町その他防災関係機関と連携を図っての実践的な防災訓練の実施
○ビデオ、スライド、防災映画の上映

5　防災相談及び意識調査

町は、その所管する事項について、住民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6　災害教訓の伝承

（1）町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

（2）住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第２節　町民及び事業者等のとるべき措置

総務課・消防機関

１　基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するため、町民及び事業者等の果たす役割は極めて大きいことから、町民及び事業者等は、自ら防災対策をとり冷静かつ的確な行動をとる。

【 体 系 】

- 町民及び事業者等のとるべき措置
  - 町民のとるべき措置
  - 事業者等のとるべき措置
  - 町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

２　町民のとるべき措置

（1）平素から次のことに留意して災害時に備えておく。

平常時の心得	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓。 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意。 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検。
	○消火用具を準備する。 ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置。
	○窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置。
	○側溝や排水路を清掃する。 日頃から側溝や排水路を清掃し、流れをよくしておく。
	○食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）。 ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー。 ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等。 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品。 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等。 ・自動車へのこまめな満タン給油。
	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担。 ・避難場所等、避難路の事前確認。 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法。 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	○地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。

（2）災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

災害時の心得	○まず、わが身の安全を図る。 ○ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○あわてて外に飛び出ないで、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。 ○すばやく火の始末。 ○火が出たら隣近所で初期消火。 ○浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。 ○避難は歩いて、荷物は少なく。 ○がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護。

３　事業者等のとるべき措置

（1）事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町との協定の締結に努める。

（2）防災計画等の作成上の留意事項

防災計画作成上の留意点	○県及び町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○防災責任者を選任し、その責任者の不在時についても考慮する。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用基準（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。 ○商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講じる。

（3）災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

災害時の心得	○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動が取れるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○火気使用設備、器具等災害発生により出火の恐れのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏洩防止に努める。 ○不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、住民の生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り控える。 ○救助、救急資機材、飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講じる。 ○豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

4　町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第３節　自主防災組織の育成

総務課・消防機関

１　基本方針

風水害、火災等による被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関のみならず「自らの地域は自らで守る」という共助意識のもとに、地域住民による自主的な防災活動が極めて重要である。このため、町は自主防災組織及び自衛消防組織等の設立及び育成にあたっては、必要な財政措置を講じるとともに、必要に応じて県からの指導、援助を受け、その育成強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

【 体 系 】

- 自主防災組織の育成
  - 地域住民等の自主防災組織
  - 施設、事業所等の自衛消防組織等

２　地域住民の自主防災組織

町は自主的な防災組織の重要性に鑑みて、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずるとともに県から指導、援助を受ける。

（１）組織の規模

組織活動が円滑に行える程度の規模で、住民の日常生活にとって基礎的な地域として一体性を有する町内会・区会単位とすることが適当である。

（２）組織の編成及び活動内容

地域の実情に応じておおむね次のような組織を編成し、組織の名称、編成及び活動内容等を規約等に定め、活動計画を策定するとともに、これに基づき平常時及び災害時において効果的な防災活動を行う。

組織の編成と分担任務

本　　部　　班	情報の収集及び伝達、防災広報、防災訓練の計画等
消 防 ・ 水 防 班	初期消火、水防活動、消火水防資機材の整備点検等
救 出 ・ 救 護 班	負傷者の救出、救護、要配慮者等の保護計画等
避 難 誘 導 班	住民の避難誘導、危険箇所等の把握、避難、誘導用具の整備等
給 食 給 水 班	給食給水活動、非常食等の備蓄指導、炊き出し、器具の整備点検等

活　動　内　容

平　常　時	○情報の収集伝達体制の確立 ○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立 ○防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○火気使用設備器具等の点検 ○防災資機材の備蓄及び管理 ○地域における避難行動要支援者の把握
災　害　時	○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援

（３）避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。このため、自主防災組織は、町と連携しながらねたきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

３　施設、事業所等の自衛消防組織等

危険物、その他災害発生の危険性が高い物資等を扱っている事業所及び不特定多数の者が出入りする施設、事業所においては危険物等の流出、火災の発生による施設の破損、パニックの発生等により大規模な災害に拡大するおそれがあるので、関係機関は自衛消防組織等の設置義務のあるものには、災害に十分対応できるよう現体制の見直しとその充実強化を指導し、法令による義務付けのないものについては自発的な自衛消防組織の整備の指導に努める。

第４節　防災ボランティアの活動環境の整備

教育委員会事務局・消防機関

1　基本方針

（1）風水害、火災等による被害の拡大防止には、町及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな活動も必要となる。

このため、町及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に実施できるよう環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑に行なわれるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する住民の理解促進のための広報活動に努める。

（2）町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

【 体 系 】

- 防災ボランティアの活動環境の整備
  - 防災ボランティアの活動
  - 防災ボランティアの受入体制等
  - 防災ボランティアの育成

2　防災ボランティアの活動

防災ボランティア活動としては、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや避難所における炊き出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面は次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

○携帯電話等の通信機器の通信業務
○傷病人の応急手当等医療看護業務
○被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務
○船舶、特殊車両操縦運転業務
○通訳業務
○その他専門的な技術、知識を要する業務
○その他の業務

３　防災ボランティアの受入体制等

（１）防災ボランティアの柔軟な受け入れ

町は、災害時における防災ボランティアを効果的に活用できるよう、事前に氏名、連絡先、活動の種類等の把握に努める。

（２）災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

町、県及び(公財)石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

（３）被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、県及び町は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

（４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めるものとする。

４　防災ボランティアの育成

（１）町、県及び防災関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士、ＮＰＯ・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

（２）町は、防災ボランティアに関する普及啓発を行い、町民や学生、企業、ＮＰＯ・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

（３）町は、ボランティアの受入や派遣、支援物資の調達などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行うボランティアコーディネーターの養成等に努める。

（４）県及び町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即した専門ボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

第５節　防災訓練の充実

総務課・建設水道課・消防機関

１　基本方針

町は、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を期すため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能ととなるよう、具体的に計画をたて、相互の密接な連携のもとに災害対策上必要な各訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとする。

また、特に町民に対して参加を求めて、自主防災組織（町内会・区会）と協力し、災害発生時における初期消火、避難誘導、情報の収集及び伝達等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後には、その評価及び課題の整理を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

【 体 系 】

- 防災訓練の充実
  - 総合防災訓練
  - 防災関係機関等の訓練
  - 自主防災組織（町内会・区会）の訓練

２　総合防災訓練

町は、１年に１回を目途に防災関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ自衛隊等防災関係機関及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練の実施にあたっては、防災関係機関等相互の実施上の連携調整を図ることに重点をおく。

３　防災関係機関等の訓練

防災関係機関等の訓練は、単独又は共同して災害応急対策に係る訓練を実施する。なお、訓練は各防災関係機関等の実施すべき災害応急対策の内容に応じて、具体的な想定に基づき情報の収集及び伝達、要員の動員、災害対策本部等の設置運営に重点をおいて実施する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

４　自主防災組織（町内会・区会）の訓練

町は災害の発生防止又は軽減を図るため、地域住民の自主防災組織（町内会・区会）による情報の収集及び伝達、初期消火、避難誘導及び応急救護に重点をおいた訓練の実施を指導する。

第６節　防災体制の整備

全課・消防機関

１　基本方針

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備充実を図るとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、町は応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、町は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、行政庁舎や消防庁舎等それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

【 体 系 】

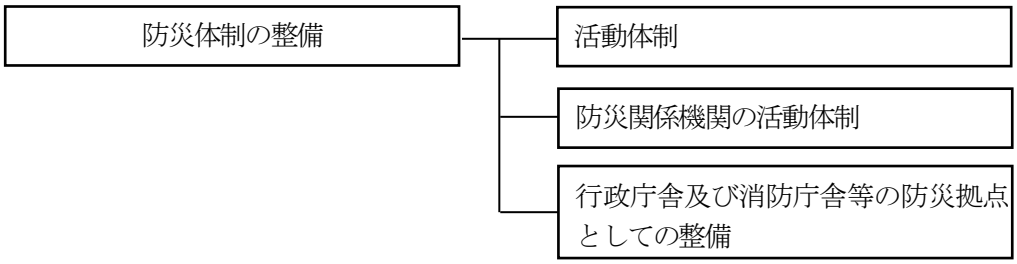

２　活動体制

（１）災害対策本部要員等の確保

町は、災害発生時に町地域防災計画に基づき、災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所（第１順位：能登町役場、第２順位：柳田・内浦総合支所）、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等を明確に定め、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。（資料編マニュアルに記載）

また、応急対策活動の中枢拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急活動を行う地区拠点の整備を図る。

（２）国、県との連絡体制等の整備

ア　町は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

イ　町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

（３）災害情報の収集

町は災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

（４）情報発信

町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、能登町以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（５）他の地方公共団体等との応援協定締結の推進

ア　町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ　町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ　町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

（６）受援計画の策定等

ア 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

ウ 町は，訓練等を通じて，応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて，

活用方法の習熟，発災時における円滑な活用の促進に努める。

（７）罹災証明交付体制の確立

町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア　住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。

イ　罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やＧＩＳ、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ　自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ　国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ　民間の調査要員の確保策について検討すること。

また、町は，住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し，必要に応じて，発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査･判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

（８）応急仮設住宅の建設地等の事前選定

町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（９）災害廃棄物の仮置き場の確保

町は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(11) 情報のバックアップ化

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(12) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築支援

町は、事業所等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(13) 事業継続力強化支援計画の策定

町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため，商工会と連携して，事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(14) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

町は、男女共同参画の視点から、**防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、**男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

３　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等を明確に定め

るなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

4　人材確保方策

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第７節　防災気象観測網の整備

総務課・建設水道課・農林水産課・消防機関

１　基本方針

防災活動上、局地的気象状況等の把握が極めて重要であることに鑑み、町は気象観測施設等の整備を図るとともに、県及び防災関係機関相互の連絡通報体制等の整備を図る。

【 体 系 】

防災気象等観測網の整備 ―― 観測値等の総合利用体制の整備

２　観測値等の総合利用体制の整備

豪雨時における雨量等災害応急対策のうえ必要な各種観測値の総合的利用を図るため、災害応急対策関係機関は、緊急時の災害情報収集の一環として協議のうえ、災害が発生するおそれがあるときの観測値の相互連絡、利用体制の整備を図る。

第８節　放送設備及び情報通信体制

総務課・消防機関

１　基本方針

町及び防災関係機関は、災害により有線通信が途絶した場合でも、迅速かつ確実な情報の伝達交換を円滑に実施するため、無線通信設備を整備し、その耐久性及び他ルートの確保等情報体制の確立を図る。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施して、関係機関相互の連絡に積極的に活用し運用の習熟を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

【 体 系 】

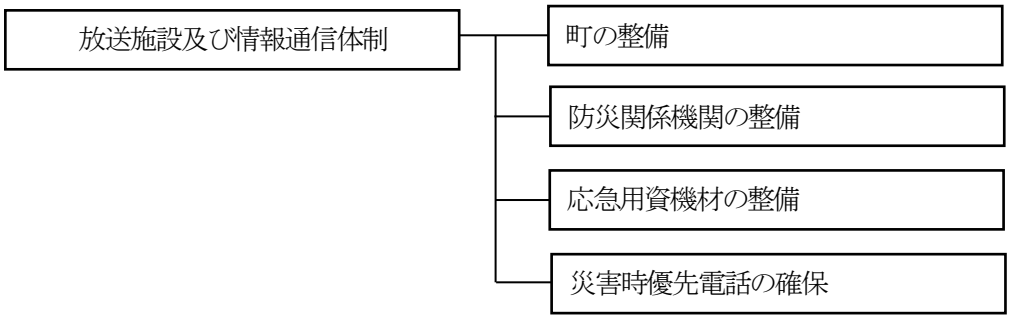

２　町の整備

（１）町は住民に対して災害発生時における情報の迅速かつ的確な収集、伝達を実施するため、地域の実情に応じて、同報無線通信施設及び災害現地等との通信を確保するための移動無線通信施設の整備拡充をはじめ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（ＶＳＡＴ）の活用を図る。さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

（２）町は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

３　防災関係機関の整備

防災関係機関等は、災害現地において災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。また、消防機関は消防機関相互間の連絡を密にするため、消防無線の共通波を備えた無線局を整備する。

なお、町は、ＮＴＴ等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

４　応急用資機材の整備

（１）町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線等の応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、年１回以上点検整備を行い、緊急連絡体制を確保する。

（２）災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平素から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

５　災害時優先電話の確保

町は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

第９節　水害予防

総務課・建設水道課・農林水産課・消防機関

１　基本方針

水害の予防は、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化によって、その効果を期すべきものとするが、豪雨等に際しては、能登町水防計画及び石川県水防計画の定めるところにより、所要の警戒措置をとる。

さらに、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会、流域治水協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

【 体 系 】

- 水害予防
  - 水防計画に基づく危険区域の監視
  - ダムの操作
  - 農業用排水路工作物、ため池等の点検
  - 水防資機材の点検整備
  - 水防作業人員の確保
  - 雨量及び水位情報の活用
  - 避難準備措置の確立
  - 地下空間の浸水対策
  - 相互応援
  - 水防訓練
  - 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

２　水防計画に基づく危険区域の監視

町は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、県及び能登町水防計画に定める重要水防箇所等について堤防巡視を行うものとし、当該区域ごとに消防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

３　ダムの操作

ダム管理者は、当該ダム等の管理規定の定めるところにより、特に下流地域における異常出水防止に配慮して適正な操作を行う。

４　農業用排水路工作物、ため池等の点検

町又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路工作物、ため池等にあっては、それぞれの当該施設の点検と所要の予防措置を講じる。

防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、町は、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

５　水防資機材の点検配備

水防管理者は、異常出水のおそれのある場合は、水防倉庫内格納庫資機材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備を行う。

また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充するものとする。

６　水防作業人員の確保

水防管理者は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は指定危険河川及び指定海岸について水防警報が発せられた時は、消防機関に出動の準備をさせるほか、水防作業上必要な人員確保のため所要の団員等に対し、その存否を確かめ自宅待機を命ずるなど所要の措置を講じる。

また、水防管理者は、洪水や高潮・高波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

７　雨量及び水位情報の提供

県は、雨量及び県の管理する河川における水位を、「石川県河川総合情報システム」により常時観測し、インターネット等で公表する。水防管理団体等の関係機関は、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

８　避難準備措置の確立

（１）避難準備措置

町長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇した時、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は、関係市町の長が行う避難指示等の判断を支援するため、関係市町の長にその通知に係る情報提供をする。

（２）町地域防災計画において定める事項

町は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ　避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速

な避難の確保を図るための必要な事項

ウ　浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

(ｱ) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(ｲ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ｳ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの

（３）洪水ハザードマップの作成

県が示す「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、町地域防災計画に定められた、上記（２）の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

（４）企業防災の促進

ア　浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画を公表する。

イ　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

ただし、町長は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が当該計画を作成していない場合において、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することがで

きる。

ウ　浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

9　地下空間の浸水対策

（1）県及び町は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。

（2）地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。

（3）道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

10　相互応援

（1）隣接する水防管理団体とは、あらかじめ応援の協力その他水防事務について円滑迅速に遂行できるよう協定しておくものとする。

（2）水防管理者は、当該水防管理団体のみにて防御不十分と認めるときは直ちに隣接水防管理団体に応援を求めるものとする。

（3）水防管理者は、他の水防管理団体から応援を求められた時は、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で直ちに応援するものとする。

11　水防訓練

水防法第28条の規定に基づき毎年１回水防訓練を実施するものとする。

なお、水防作業は暴風雨の最中、しかも夜間に降雨の場合が多いことから、次の事項等について充分訓練を行うとともに、一般住民を参加させ水防思想の高揚につとめるものとする。

（1）観測（水位、雨量、風速）

（2）通報（電話、有線テレビ、伝達等）

（3）動員（消防団の動員、居住者の応援）

（4）輸送（資材、器材、人員）

（5）工法（各水防工法）

（6）水防信号

（7）避難、立退（危険区域居住者の避難）

12　自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

（1）水防協力団体の育成

水防管理団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

（2）防災訓練の実施

ア　浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有

者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

イ　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

　また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。なお、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ　浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第１０節　風害予防

総務課・建設水道課・農林水産課・消防機関

1　基本方針

県、町及び防災関係機関は、季節風、台風に対する災害予防については、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、適切な措置を講じる。

【 体 系 】

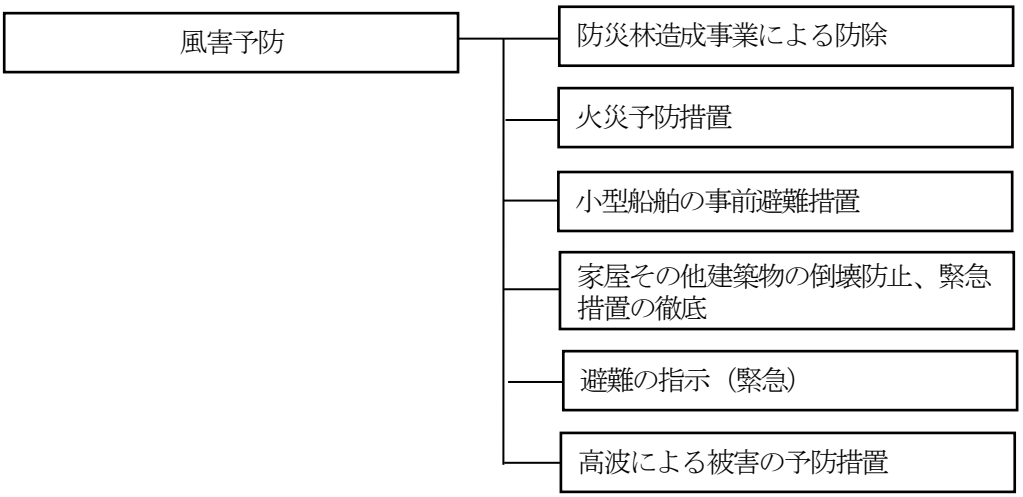

2　防災林造成事業による防除

海岸地帯は絶えず季節風、台風、海陸風とあらゆる風が通過し、海浜地の砂や塩分を内陸部に移送して後方の人家、産業施設、農耕地等に対して慢性的あるいは急性的に甚大な災害をもたらしている。

これらの海岸砂地に対して海岸砂地造林事業を実施して、風による飛砂及び砂丘の移動を防止し、また、潮害を防ぐとともに、防災林造成事業を実施して、風による公共施設、農耕地、人家等の被害をなくするよう努める。

3　火災予防措置

本章第11節「火災予防」に準ずる。

4　小型船舶の事前避難措置

台風情報等により危険が察知されるときは、それぞれの小型船舶の所有者等は、遭難防止のため出航を見合わせる等の措置を講じる。また、漁業協同組合は、出漁中の事故防止のために警報等発令時における出漁中止、出漁漁船の帰港等について、自主避難体制を確立し無線電話あるいは標識による警告等所要の措置を講じる。

5　家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置の徹底

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの管理者が行うものとし、状況に応じて次の措置の徹底を図る。

○はずれやすい戸や窓、弱った壁には筋交いや支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
○屋根の補強として、棟木、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。
○煙突、看板、塀及び立ち木等を針金で補強する。
○電灯引込線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
○建築物周囲の倒れるおそれのある立ち木は、枝おろしをする。

６　避難の指示

前項の措置によっても、被害の防止が困難である急迫事態に際しては、町は当該家屋等の住居者に対し、避難のための立退きを指示し、別に定める避難所に収容する。

７　高波による被害の予防措置

町長は、波浪の状況に応じて護岸、防潮提の巡視を行うものとし、本章第９節「水害予防」に準じて、水防作業人員の確保、水防資機材の点検配備及び避難準備措置の確立を図る。

８　高潮による港湾の被害の防除措置

港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。

第１１節　火災予防

消防機関

1　基本方針

町の火災予防は、防火思想の普及向上と、消防機関の充実強化によりその効果を期すべきものとするが、火災危険気象下における当面の災害予防措置は、次のとおりとする。

【 体 系 】

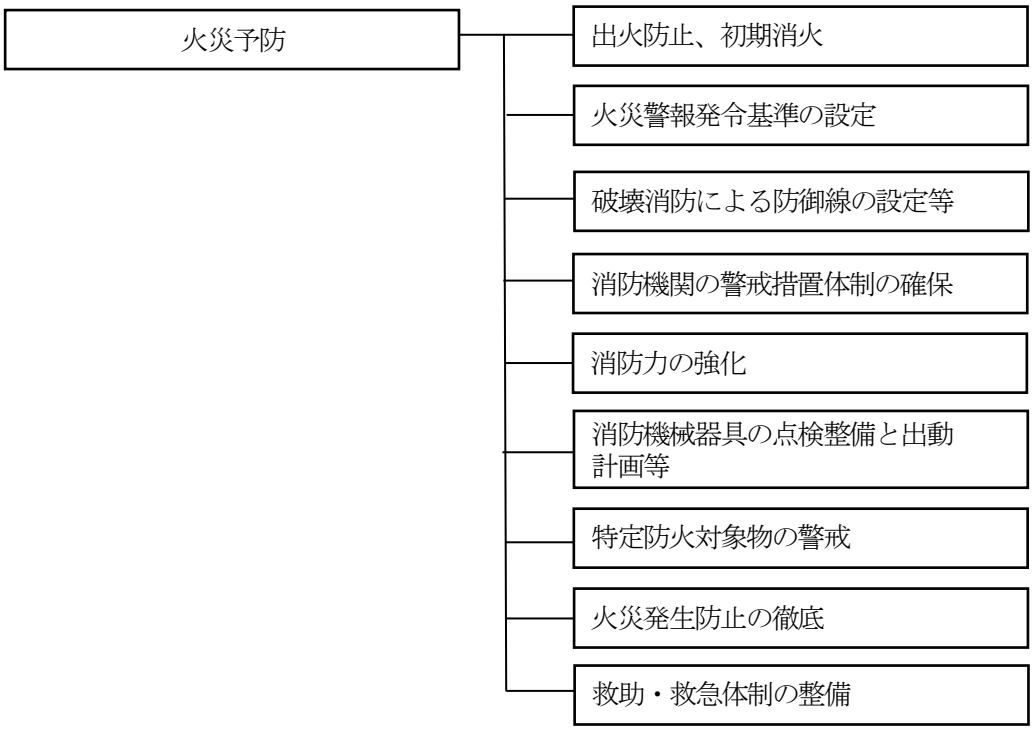

2　出火防止、初期消火

（1）出火防止

ア　火の使用に関する制限等は、奥能登広域圏事務組合火災予防条例の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ　町は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

（2）初期消火体制の確立

火災による被害防止、又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。町は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。

特に、一般住民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

3　火災警報発令基準の設定

奥能登広域圏事務組合長（以下「組合長」という。）は、消防法第22条（昭和23年法律第186号）の規定により、知事から火災気象通報を受けたとき又は町の地域的気象状況が火災の予防

上危険である場合は、次の基準により火災警報を発令する。

（1）実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下となり、かつ最大風速が7mを超える見込みのとき。

（2）平均風速毎秒10メートル以上の風が１時間以上続いて吹く見込みのとき。

（3）その他組合長において必要と認めるとき。

4　破壊消防による防御線の設定等

町長は、火災被害の想定をもとに、破壊消防による防御線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

5　消防機関の警戒措置体制の確保

消防機関は、火災警報を発した場合、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象下における警戒措置として、次の事項について策定する。

（1）警戒のための組織体制

（2）警戒区分の分掌

（3）警戒出動のための要員出動又は伝達方法

（4）煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限等の規制

（5）消防無線、有線放送等の通信体系確保、上水道及び用水路等の水利統制のための要員待機計画

6　消防力の強化

町長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

（1）消防施設装備等の強化

町長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

（2）消防水利の強化

町長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。

また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

（3）消防団の活性化

町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

（4）広域化による消防体制の充実強化

奥能登広域圏事務組合消防本部の消防体制の基盤強化や機能充実を図り、安全で安心できる広域消防を構築し、住民サービスの向上を推進する。

7　消防機械器具の点検整備と出動計画等

町長は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。

（1）消防機械器具の特別点検整備計画

（2）出動計画等

ア　要員招集計画

消防ポンプ自動車にあっては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても計画を定めておく。

イ　出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配意するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ｱ) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(ｲ) 飛火警戒のための出動、配置計画

(ｳ) 応援部隊の誘導、配置計画

(ｴ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ　現場水利統制計画

8　特定防火対象物の警戒

消防機関は、木造大規模建築物、危険物製造所等、多量火気使用場所等及び文化財等について、防火管理者及び危険物保安監督者等の協力により特別警戒措置が取れるよう協議のうえ所要の警戒計画を定める。

9　火災発生防止の徹底

町及び消防機関は、異常気象下において地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、次の措置を講じる。

（1）予防広報等（有線放送の活用、宣伝広報車の巡回）

（2）特別予防査察

10　救助・救急体制の整備

（1）救助機材の整備

ア　町長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ　家屋や建造物などの重量物の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェンソー等の救助資機材の整備を図る。

（2）体制の整備

ア　町及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ　町長は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タッグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資器材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の活用を図る。

第１２節　雪害対策

総務課・建設水道課・農林水産課・住民課・消防機関

１　基本方針

町は、町道路除雪計画、県地域防災計画等に基づき、雪害を未然に防止又は雪害の拡大防止を図り、産業経済の振興と生活の安全を図る。

【 体 系 】

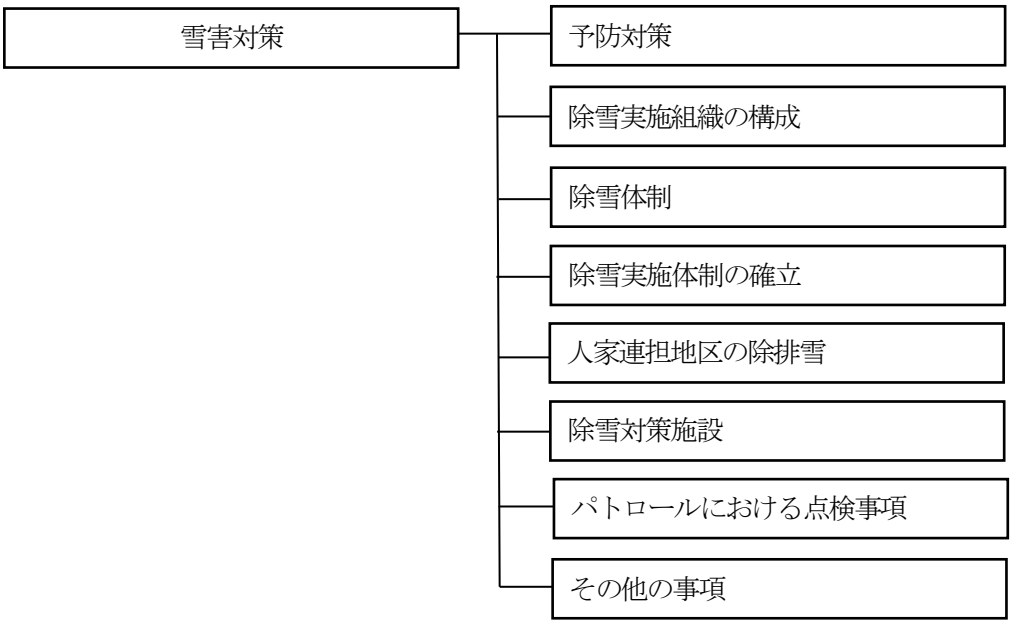

２　予防対策

（１）主要路線の確保

町は、路線の重要性、交通量及び除雪の可能度等を勘案し、各々が定める除雪計画により計画路線の確保を図る。

（２）生活道路の確保

町は、生活道路の確保のため、異常降雪時の除排雪については、町内会等の協力を得て適期にこれを行う。

（３）なだれ危険箇所の警戒及び査察

町は、道路、農地、公共施設及び住宅地等で、特になだれの発生が予測される箇所については警戒するとともに、関係機関において適時に査察を実施してなだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

（４）主要食糧等の確保

町は、県と協議し、関係業者団体並びに町民の協力を得て、次の措置を講じる。

ア　消費者米穀の確保

イ　生鮮食料品の確保

ウ　燃料の確保

（５）医療措置

町は、医療施設から離れた集落等における急患の発生に備えて、その搬送体制を整備する。なお、搬送の方法等の措置は、第３章第28節「輸送手段の確保」に定める。

（６）一般廃棄物、し尿の処理

降積雪期間の一般廃棄物、し尿の収集等は、収集計画を定めて計画的に処理するとともに、

一般に周知してその協力を求める。

３　除雪実施組織の構成

道路除雪を実施するため、能登町は除雪対策本部及び除雪実施班を設置する。

名　　称	組　　織
除雪対策本部 (建設水道課) 警戒態勢時には 雪害対策本部へ移行	・本部長　　町　長 ・副本部長　　副町長、教育長、町参事 　　県土木派遣員（雪害対策本部移行時） ・本部職員　　総務課長及び本部長が必要と認める職員
除雪実施班 (建設水道課)	・実施班長　　建設水道課長 ・実施副班長　　建設水道課課長補佐 ・実施班職員　　建設水道課職員 　　農林水産課職員 　　その他、本部長が必要と認める職員

（１）本部長は、本部業務を総括し、本部職員及び実施班長を指揮監督する。

（２）実施班長は、本部長の命を受け、実施副班長、実施班職員を指揮監督する。

（３）除雪対策本部及び除雪実施班の設置期間は、12月１日から翌年３月31日までとする。
　ただし、本部長が気象状況により必要と認めるときは、この期間を変更することができる。

（４）除雪体制が警戒体制又は、緊急体制に移行したときは除雪対策本部を雪害対策本部とし、県土木から職員が派遣され情報の共有を行い、雪みちネットワーク路線の優先的な確保を図る。更に状況に応じ、各道路管理者の相互応援を行う。（雪害対策本部は能登町災害対策本部に準ずるものとする）

４　除雪体制

除雪体制は次のとおりとする。

除雪体制	降積雪の状況	作業内容
平常体制	・除雪路線において積雪量が10cm以上に達したとき ・実施班長が道路交通に支障をきたすと判断したとき	・情報の収集 ・除雪車による除雪 ・警戒体制の準備
警戒体制	・大雪警報が発令されたとき ・管内の地域警戒積雪深のうち３箇所全てが警戒積雪深に達する恐れがあり、積雪状況その他を勘案し除雪業務を強化する必要があると本部長が認めたとき	・情報収集の強化 ・除雪作業の強化 ・排雪機械の確保 ・雪捨場の確保 ・緊急体制の準備
緊急体制	・管内の地域警戒積雪深のうち３箇所全てが警戒積雪深を大幅に越え、主要路線における積雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥る恐れがあると本部長が判断したとき	・情報収集・連絡の強化 ・除排雪作業の強化 ・排雪機械の増手配 ・緊急路線の確保 ・臨時雪捨場の確保

車道除雪以外の作業体制については次のとおりとする。

除雪体制	降積雪の状況	作業内容
凍結防止剤散布	・降雪の有無に関わらず、気象情報等により気温が０℃以下になると予想されるとき、又は、路面が凍結し、交通障害の発生が予想されるとき	・凍結防止剤を散布
歩道除雪の実施	・歩道の積雪量が20㎝以上に達したとき ・能登町雪みち計画に基づき、実施班長が歩行者の通行に支障をきたすと判断したとき	・小型除雪機による歩道除雪を実施
消融雪施設操作	・路面に積雪を確認したとき、また、降雪により路面上に積雪が生じるおそれがあるとき	・消融雪装置を用いて路面上の雪を排除

※　地域警戒積雪深は石川県が定める太田原観測所110㎝、宇出津観測所60㎝、駒渡観測所130㎝とする。

5　除雪実施体制の確立

（1）除雪路線の決定

町管理の町道等のうち、物資の輸送、民生の安定、その他交通確保の重要性を勘案し決定するとともに、除雪路線が県道、国道にまたがる路線は事前に県当局と十分協議し分担を決定する。除雪実施に当たり国県道境界において除雪時点のずれが生じないよう特に留意する。

（2）除雪機械の整備

町有除雪機械以外は民間借上とし、借上可能除雪機械については所有者にあらかじめ委託契約し、何時でも出動できるよう万全を図る。

（3）情報の収集

県土木事務所との連絡を密にして常に交通状況を早く、確実に把握するよう努める。

（4）警察との協力体制の確立

除雪の実施にあたっては緊密な連絡をとり、路上駐車及び路上放置物件の取締り、除雪機械の運行に対する交通整理、情報収集等除雪作業に必要な事項について協力を要請する。

6　人家連担地区の除排雪

（1）降雪が続き屋根の雪下ろしが必要なときは、実施班長は関係方面と協議を行い、また、沿道住民に対し雪下ろしを一斉に作業するよう要請し、完了後除排雪作業を行う。

（2）除雪作業完了後に屋根の雪下ろしをし、交通に支障をきたした場合、対策本部は区長・町内会長を通じ、自ら後始末をするように要請する。

（3）雪捨て場は慎重に選定するとともに、事前に関係機関を通じて十分協議を行い沿道住民に対してその位置を周知させる措置を講ずる。

7　除雪対策施設

除雪対策施設については、「資料編　第５編防災上必要な施設及び設備等　19　除雪対策施設」を参照。

8　パトロールにおける点検事項

（1）委託及び借上業者の除雪時間の現場での確認及び除雪作業の監督及び指導。

（2）雪崩危険箇所の点検

9　その他の事項

（1）緊急の場合の班編成はその都度指示する。

第１３節　避難体制の整備

総務課・健康福祉課・教育委員会事務局・消防機関

1　基本方針

町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、自主防災組織（町内会・区会）等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか、要配慮者にも配慮した施設等の整備に努めるとともに、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図る。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

【 体 系 】

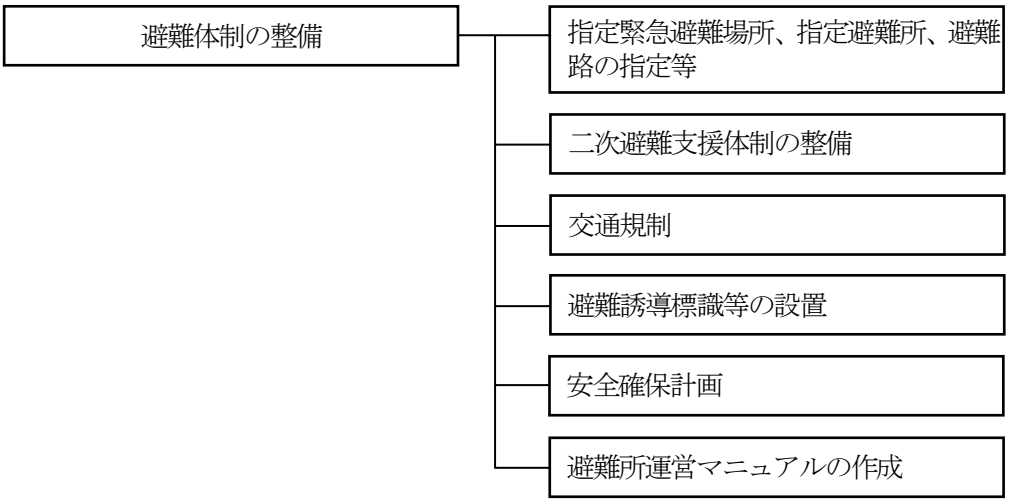

2　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、自主防災組織（町内会・区会）等を通じて、防災

訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

（1）指定緊急避難場所

ア　被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

イ　災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ　次の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(ｱ) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩及び浸水等の危険性のない所であること。

(ｲ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあっては、標高の高い所であること。

(ｳ) 火災に対する安全等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

（2）指定避難所

ア　避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ　速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。また、すでに指定している避難所が、土砂災害特別警戒区域や津波浸水予測等の見直しに伴い、当該避難所が危険区域内もしくは隣接した場合は避難所の補強・移転を行う。

エ　災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ　火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ　生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、特設公衆電話、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

キ　避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、Ｗｉ-Ｆｉ等の機器の整備を図ること。

ク　停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ケ　ペット動物の飼育場所等について検討すること。

コ　避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に

努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、避難者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

サ　学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

シ　指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ス　地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

セ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

（3）避難路

ア　なるべく幅員が大きく、また、自動車の交通量が少ない道路であること。

イ　避難路付近に延焼の危険のある建物、多量の危険物等が貯蔵されていないこと。

ウ　避難路は相互に交差しないようにすること。

エ　土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。

オ　地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

カ　浸水の危険のない道路であること。

（4）避難指示等の発令基準の策定等

ア　町長は、「能登町避難情報の判断・伝達マニュアル」の避難指示等の発令基準により、避難指示等を迅速・的確に実施するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。その場合には、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇に対応するため、上流地点の雨量、水位等も勘案するものとする。また、町長は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。

イ　町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

3　二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は一般の避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム（DWAT）の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4　交通規制

警察に対して、災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施する等交通混乱の防止を要請する。

5　避難誘導標識等の設置

町は避難場所について、自主防災組織（町内会・区会）等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、町は、災害種別一般図記号

を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6　安全確保計画

（1）児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、町長、ＰＴＡ等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。また、平素からこの計画に基づく訓練を実施し避難に万全を期す。

（2）事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場及び事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに訓練等を実施し避難に万全を期す。

7　避難所運営マニュアルの作成

町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルにより運用をする。

第１４節　要配慮者の安全確保

総務課・健康福祉課・教育委員会事務局・消防機関

１　基本方針

災害発生時は、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、及び外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が犠牲になるケースが多く、今後も要配慮者の数が益々増加することが予想される。

このため、町及び社会福祉協議会等の関係機関は、要配慮者の安全確保のため以下の事項についてより一層の対策を行う。

【 体 系 】

- 要配慮者の安全確保
  - 在宅の要配慮者への配慮
  - 社会福祉施設等の整備
  - 外国人等に対する防災対策

２　在宅の要配慮者への配慮

（１）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア　町は、防災関係部局や福祉関係部局など関係部局との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ｱ) 名簿に登載する者の範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

○75 歳以上の独り暮らしの人
○要介護度２以上の認定者
○身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由（１．２級）、視覚・聴覚障害（１．２級）に該当する人
○精神障害者保健福祉手帳（１級）所持者
○療育手帳（A）所持者
○上記の他、自力での避難が困難で支援を希望する人

(ｲ) 名簿作成に必要な情報の収集

町は、名簿作成にあたり、能登町個人情報保護条例(平成17年３月１日条例第11号)第９条第１項第３号の規定に基づき、福祉担当部局において把握している次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のために内部利用する。

○住民登録基本台帳 ○要介護・要支援認定台帳 ○身体障害者更生指導台帳 ○精神障害者保健福祉交付台帳 ○療育手帳交付台帳

(ｳ) 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

○氏名	○生年月日
○性別	○住所又は居所
○電話番号その他の連絡先	○避難支援を必要とする事由

イ　名簿情報の提供

町は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害の発生に備え、避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難支援等の実施に携わる以下の関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供する。

なお、平常時から名簿情報の提供を行うことについて、本人の同意が必要となる。

○能登消防署	○珠洲警察署
○町福祉担当部局	○町民生委員・児童委員
○町社会福祉協議会	○町内会組織
○能登町消防団	○自主防災組織

ウ　避難行動要支援者名簿の管理

(ｱ) 情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、避難支援等関係者は守秘義務を厳守し、守秘義務の遵守に努める。

また、町は、避難行動要支援者名簿を保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するほか、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ｲ) 名簿の更新に関する事項

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(ｳ) 町は、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させる。

エ　避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

（２）避難行動要支援者の個別避難計画の策定等

ア　町は、防災関係部局や福祉関係部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

特に、町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。

イ　町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ウ　町は、災害対策基本法第49条の15に基づき、災害の発生に備え、避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難支援等の実施に携わる以下の関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を提供する。

○能登消防署	○珠洲警察署
○町福祉担当部局	○町民生委員・児童委員
○町社会福祉協議会	○町内会組織
○能登町消防団	○自主防災組織

エ　町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

（3）情報伝達体制の整備

ア　要配慮者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、町は、告知放送設備のほか、有線放送、電話連絡、広報車等様々な手段を確保し、要配慮者へ高齢者避難等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、電子（携帯電話・パソコン）メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

イ　発令された高齢者避難等が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

ウ　町は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進める。

（4）防災知識の普及、啓発及び防災訓練の充実

町は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

（5）防災マップの作成

町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

（6）避難行動要支援者避難支援マップの作成

町は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

（7）福祉避難所の指定

町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は一般の避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じていること。

イ　災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整

備されていること。

ウ　主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

エ　医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（８）二次避難支援体制の整備

町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

（９）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

３　社会福祉施設等の整備

（１）防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針や町の地域防災計画等に基づき、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等と連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所（園）の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

（２）防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努める。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備を図り、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

さらに、発災後72 時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫するものとする。

（３）防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

４　外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動が取れるよう、以下の防災環境づくりに努める。

（１）避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

（２）町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

（３）多言語による防災知識の普及を推進する。

（４）外国人等の防災訓練への参加を推進する。

（５）地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

第１５節　緊急輸送体制の整備

建設水道課・農林水産課

１　基本方針

風水害、大規模な火災等が発生した場合、災害応急対策実施要員又は物資等の緊急輸送の迅速な確保を図るため、道路管理者は緊急輸送道路を選定してその整備を図る。

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点の確保を図るとともに、道路の損傷等により陸上輸送が困難となる事態に備えて、県消防防災ヘリコプター等による空からの輸送を確立するため、県と連携して臨時離着陸場の適地をあらかじめ把握し緊急事態に備えるとともに、海上からの輸送を確立するため船舶の確保、港湾及び漁港の整備を図る。

また、町は、関係機関と協議の上、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

【 体 系 】

- 緊急輸送体制の整備
  - 緊急輸送路の整備
  - 臨時離着陸場の整備
  - 港湾、漁港の整備
  - 民間事業者等の活用

２　緊急輸送路の整備

県の緊急輸送道路ネットワークの選定及び整備については、次のとおりである。

区　分	県設定基準	町内における路線名	接続する主な施設
第１次緊急輸送道路	・初動体制の確保 ・地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	・国道 249 号 ・主要地方道宇出津町野線（宇出津地内～上町地内） ・主要地方道内浦柳田線 ・主要地方道珠洲穴水線（当目地内～柏木地内）	能登町役場 能登空港 宇出津港 内浦総合支所 緑地管理センター（藤波）
第２次緊急輸送道路	・飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	・主要地方道宇出津町野線（上町地内～輪島市境）	町立柳田小学校 柳田総合支所
第３次緊急輸送道路	・復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	・主要地方道能都内浦線 ・主要地方道珠洲穴水線（柳田地内～当目地内）	公立宇出津総合病院 総合運動公園（九里川尻） 町立松波小学校 町立松波中学校 小木港

３　臨時離着陸場の整備

町長は、平坦堅固な地面で周囲に発着の障害物がない広場等で、災害応急対策を実施するうえで主要拠点となる場所を選定し、当該施設の管理者と協議して安全に離着陸できる空地の確保と周囲に障害となるものが生じないようにする。

４　港湾、漁港の整備

港湾管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化するとともに、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。

また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。

５　民間事業者等の活用

（１）町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

（２）町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

（３）町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第１６節　医療体制の整備

宇出津総合病院・健康福祉課

１　基本方針

災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、住民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備を図る。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

【 体 系 】

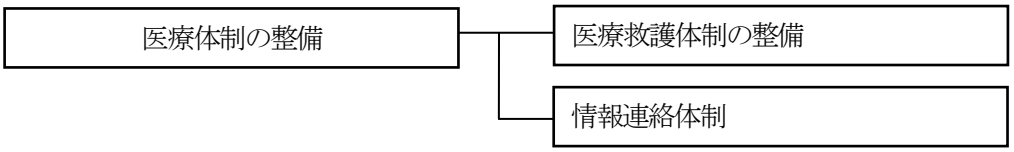

２　医療救護体制の整備

（１）町は地域の実情に合わせた医療救護班を編成しておく。ただし、町独自で医療救護班の編成が不可能な場合は、広域圏等で編成を検討する。

（２）医療救護班編成にあたっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得るものとし、必要な協定を締結しておく。

（３）医療救護班は、原則として医師１名、看護師２名、補助者２名（運転手、連絡員）を１班とするよう編成し、できるだけ薬剤師１名も加えるよう努める。また、連絡体制についても定めておく。なお、町で編成した医療救護班については県へ報告し、変更した場合も同様とする。

（４）町長は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

（５）町長は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院を指定しておく。

（６）町長は、災害時、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備を図るとともに常に点検を行っておく。

（７）町長は、避難所における救護所の設置について、当該管理者と協議しておく。

（８）町長は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報等の収集方法を定めておく。

３　情報連絡体制

（１）医療救護活動に係る情報連絡体制

町は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

（２）災害時通信手段の確保

町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線等の複数の通信手段の整備に努める。

第１７節　健康管理活動体制の整備

健康福祉課・関係機関

１　基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、町民自身の健康管理意識の向上に努める。

【 体 系 】

- 健康管理活動体制の整備
  - 平常時の健康管理対策
  - 災害時の健康管理体制の整備
  - 情報連絡体制の整備

２　平常時の健康管理対策

（１）町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。

（２）町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。

（３）町民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

３　災害時の健康管理体制の整備

町は、保健医療行政の指揮調整機能等の確保や、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

４　情報連絡体制の整備

町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第１８節　こころのケア体制の整備

健康福祉課・関係機関

1　基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩し、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、町は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

【 体 系 】

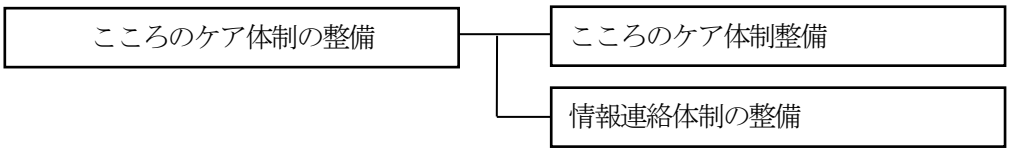

2　こころのケア体制整備

（1）町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。

（2）町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3　情報連絡体制の整備

町は、県及び精神科医療機関と連携し、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動要領」等を踏まえながら、石川ＤＰＡＴの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第１９節　食料及び生活必需品の確保

総務課・農林水産課・住民課

１　基本方針

住宅の被害等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、町及び事業所等は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

【 体 系 】

- 食料及び生活必需品等の確保
  - 町、町民等の役割分担
  - 食料及び生活物資の確保
  - 物資の集積、配送地の整備
  - 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

２　町、町民等の役割分担

（1）町は被災住民に給与する食料、生活物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備を図る。

（2）町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに、個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、被害を最小限度に抑止するための防災体制構築を図る。

（3）事業所等は、災害発生に備えて従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄を図る。

（4）町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

３　食料及び生活物資の確保

町は非常食の備蓄に努める。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、スーパー等関係業界と協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4　物資の集積、配送地の整備

町は避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

（1）町は、災害時においては、道の駅「桜峠」を物資輸送拠点として使用するものとする。

（2）町は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。

（3）町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

5　義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

第２０節　農林水産災害予防

農林水産課

1　基本方針

災害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、町は県農林総合事務所及び農協、漁協等関係機関と連携し、農地、農業用施設、水産業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害の防止の指導を徹底する。

【 体 系 】

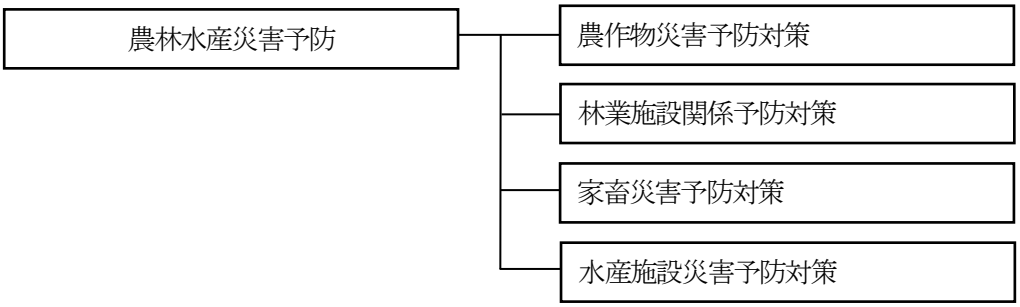

2　農作物災害予防対策

気象による被害を極力防止又は軽減するため、次の事項に留意のうえ気象の推移や作物の生育状況に応じた個別具体的予防対策を講じるなど、適時適切に対応する。

（1）水稲

ア　干ばつ対策

水不足が予想される地域では、予備苗の確保、用水系統別水利計画を樹立し、既存のかんがい施設の点検、整備を行う。また、必要に応じ番水の実施や畦畔際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

イ　低温、寡照、長雨対策

気象や病害虫発生予察情報に基づき、不稔防止のための浸水管理やいもち病等の発生防止のための予防粒剤の施用等を行う。

ウ　大雨対策

排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時には速やかに排水する。

エ　台風対策

台風の来襲が予想されるときは、フェーン現象や強風による被害の軽減を図るため、事前に圃場へ入水するとともに、事後は速やかに排水する。

（2）野菜等畑作物

ア　干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壌の保水力を高めるための深耕及び有機物投入や土壌水分の蒸発防止のための敷きわら等を行う。更に、葉ダニ類やうどん粉病等が発生しやすいので、発生動向に留意しつつ適期防除を行う。

イ　低温、寡照、長雨対策

耐低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入等の事前対策のほか、夏秋期における低温、寡照、長雨は生育不良となり、また病害虫が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ　台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれがあるときは、栽培施設

に補強や不織布等のべた掛けによる風や飛砂の防止等防風対策を実施する。

エ　雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

（3）果樹等永年性作物

ア　干ばつ対策

土壌水分の蒸発を抑制するために、敷きわらや敷草、草生園にあっては草刈りの励行等を実施する。また、土壌の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

イ　低温、寡照、長雨対策

果樹では、結実確保のための人工受粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適正な肥培管理を行う。

ウ　台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、既存施設や栽培拠点の点検、補強を行うとともに、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。

また、土壌侵食を防止するため、特に傾斜地においては排水路等を整備する。

エ　雪対策

積雪による樹体の損傷を防ぐため、早期剪定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強等を行う。

（4）飼料作物

ア　干ばつ対策

干ばつのおそれがあるときは刈取り、施肥を控え、やむを得ず刈取りを行う場合には、高刈りを行うなど再生草の草勢を確保する。

イ　長雨対策

長雨、湿害に対しては、排水溝の設置や窒素質肥料の追肥等を行って草勢の維持を図る。

ウ　台風対策

台風来襲のおそれがあるときは、トウモロコシ等長大作物は事前に刈り取る。

エ　雪対策

積雪が長期にわたるときは、フライアッシュ等の融雪剤を散布する。

3　林業施設関係予防対策

（1）林産物及び林産関係

ア　風害対策

気象情報に留意し、必要に応じて施設の補強等ができる体制を整備する。

イ　水害対策

気象情報に留意し、排水溝等の整備を図る。また、土場に係留できる体制整備を図る。伐採木については、流失等による被害の未然防止に万全を図る。

ウ　干ばつ対策

気象情報に留意し、シイタケ等のほだ場等については、散水体制や日覆い等を行う。

（2）林業用苗木関係

ア　干ばつ対策

かんがい施設の積極的導入を図る。

イ　低温、長雨対策

夏秋期における低温、長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ　雪対策

積雪が長期にわたるときは、融雪剤を散布し、融雪を促進する。

4　家畜災害予防対策

畜舎、鶏舎等施設の設置にあたっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備等を指導推進する。

5　水産施設災害予防対策

（1）内水面漁場、特に河川における汚濁は、水産動物に対する影響が大きいので、土砂の流出防止等の汚濁防止対策を講じる。

（2）漁具、養殖施設、漁船等の漁業施設については、気象情報に対応し、海難事故の防止及び施設に対する被害の予防措置を講じる。

（3）事故又は原因不明による油の流出等、漁場の油濁に関する情報の把握に努め、発生の防止の指導及び発生時における防災措置の確立を図る。

第２１節　干ばつ災害予防

建設水道課・農林水産課・消防機関

1　基本方針

干ばつについては、気象情報を早期に把握し、水源の確保など必要な対策を講じ、被害の軽減を図る。

【 体 系 】

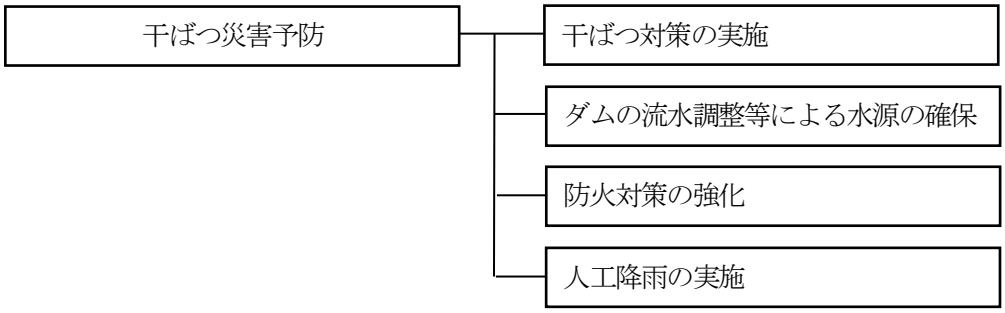

2　干ばつ対策の指導

（1）町及び防災関係機関は、事前に農林水産物の干ばつ被害の防止技術等の防止対策の指導を受けるほか、前20節「農林水産災害予防」による。

（2）渇水時には、住民に節水協力を強く求めるとともに、水圧低下又は井戸水の枯渇等による断水地域に対しては、タンク車などによる生活用水の給水に万全を期すため、渇水対策等のマニュアル作成に努める。

3　ダムの流水調整等による水源の確保

気象状況に応じて既設ダムの流水調整により水源を確保する。また、新たに河川からの取水やかんがい用ため池の改修を推進し、水源の確保を図る。

4　防火対策の強化

渇水時には火災の危険性が増大するので、町は、防火体制の徹底や消火用水の確保を図るとともに、住民に対して火災予防の周知徹底を図る。また、山林の防火対策の強化については、第６章第５節「林野火災対策」による。

5　人工降雨の実施

異常渇水が長期間継続することが予想され、県が人工降雨の実施を検討する場合は協力する。

第２２節　防災パトロール

総務課・建設水道課・農林水産課・消防機関

１　基本方針

町及び防災関係機関等は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設をはじめ、災害危険区域について、総合的な調査検討を定期的に実施し、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、防災パトロールを実施する。

【 体 系 】

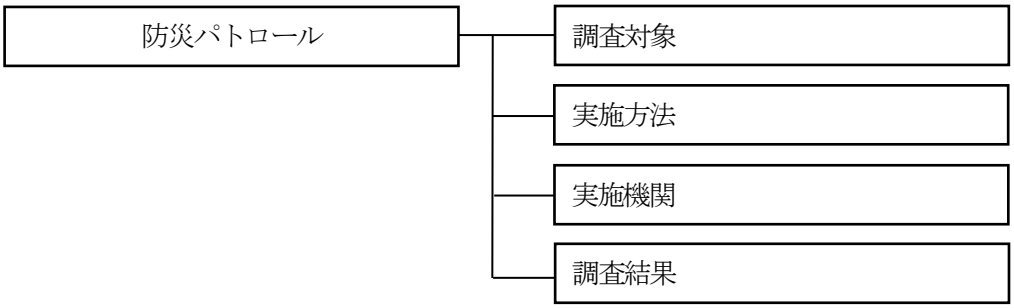

２　調査対象

（１）河川、道路、橋梁、港湾施設等防災上重要な施設
（２）地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険箇所等及び過去の災害発生箇所
（３）孤立予想集落及び場外離着陸場の適地（ヘリポート適地・資料編５－８）
（４）上下水道施設（上水道施設・資料編５－18、下水道施設・資料編５－20）

３　実施方法

防災関係機関等は、それぞれ専門的な立場から災害の未然防止、拡大防止及び応急対策について調査検討するものとし、現地、自衛隊の航空機、消防又は警察ヘリにより上空からパトロールを実施する。

４　実施機関

国　　国土交通省金沢河川国道事務所、第九管区海上保安本部（七尾海上保安部）
県　　関係各課（出先機関）
自衛隊　陸上自衛隊第14普通科連隊
警察　　県警本部、所轄警察署
消防　　奥能登広域圏事務組合　消防団
町　　関係各課

５　調査結果

県及び町がまとめた防災パトロールの調査結果を踏まえ、防災関係機関は適切な予防措置を講じる。

第２３節　建築物等災害予防

総務課・建設水道課・教育委員会事務局・消防機関

１　基本方針

町は、災害に強いまちづくりを行うにあたって、公共建築物、一般建築物の不燃性の確保を図るとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

【 体 系 】

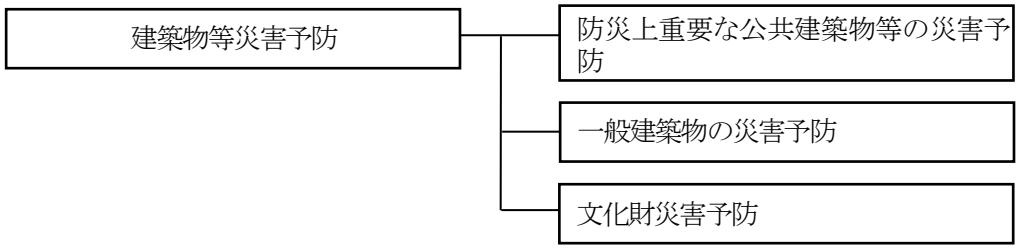

２　防災上重要な公共建築物等の災害予防

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、町は、次の公共建築物等については一層の不燃性や浸水対策の強化を図る。

また、（２）に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

（１）避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等

（２）災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建物等

３　一般建築物の災害予防

町は県と連携して、災害における建築物被害の未然防止と火災等による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の処置を講ずる。

（１）老朽危険建築物に対する調査、指導

町は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築及び使用禁止などの措置を講ずるよう、所有者等に対して指導するものとする。

特に、老朽危険建築物等が避難地や避難経路に面している場合には、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対し指導等を行う。

また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、町はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれ等のある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

（２）特殊建築物の検査、指導

町は、旅館、百貨店、病院等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は、実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

（３）不燃性建築物の建築促進

不燃性建築物対策としては、必要な地域については、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域（準防火地域）の指定を行うほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐火建築への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を協力的に推進する。

（４）市街地再開発事業等の促進

市街地における非耐火建築物の集積地区及び建築物の密集地区等においては、都市計画法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業等を行うことにより、公園、緑地等都市

空間の創設、避難道路の整備及び地区の不燃化等を促し、都市の防災化を図る。

（５）中高層建築物の防火対策

ア　整備方針

(ｱ) 建造物の位置、構造及び設備は建築基準法等の関係法令に基づき、消防用設備等は消防法（昭和23年法律第186号）の関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施行及び維持するよう指導する。

(ｲ) 建造物に対して、法令に基づく立入検査を年２回以上実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、消防用設備及び防火訓練用設備の設置、維持、管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。

イ　指導方針

(ｱ) 高層建築物及び地下街の不燃化

(ｲ) 火気設備及び火気管理の規制

(ｳ) 防火設備の集中管理

(ｴ) 避難計画

ウ　防災管理体制の強化

(ｱ) 防災計画の樹立

(ｲ) 自衛消防訓練の実施

(ｳ) 避難管理

エ　具体策

(ｱ) 百貨店等における夜間又は休日時の防火体制の確立

a　防火管理体制の確立

b　模様替え等の作業管理

(ｲ) 百貨店等における一般的な防火体制の確立

a　火災発生又は拡大危険のある物質の安全管理

b　上階への延焼防止措置

c　避難技術の検討

d　消防隊の進入経路の確保

e　注排水措置の確立

(ｳ) 消防訓練特に避難訓練の実施の徹底

オ　その他

(ｱ) 特別避難階段の設置

(ｲ) 排煙口の確保

(ｳ) 消防隊進入口の確保

(ｴ) 消防専用エレベーターの運行確保

(ｵ) 既存防火対象物等に対する消防設備等の設置の指導

（６）建築物避難施設対策

ア　敷地の道路に対する基準を確保する。

イ　宅地又は敷地内通路の基準を確保する。

ウ　廊下及び直通階段の基準を確保する。

エ　出入り口又は非常口の基準を確保する。

オ　避難階段、直通階段等の施設又は廊下との基準を確保する。

カ　防火壁、防火区画又は防火設備、特定防火設備の設置を確保する。

キ　排煙設備又は非常用照明設備の設置を確保する。

ク　非常用進入口の基準を確保する。

ケ　その他旅館、百貨店、マーケット、病院、興行場、集会場等の特別建築物については、定

期報告により維持保全を図る。

4　文化財災害予防

（1）建築物等予防対策

町は指定文化財のうち建築物については、次の事項について教育委員会、消防機関及び警察と協力して所有者、管理者等を指導する。

ア　防火管理の体制を整備する。
イ　環境の整理整頓を実施する。
ウ　火気の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
エ　火災危険のある箇所の早期発見と施設の改善を行う。
オ　火災警戒は、特に厳重に行う。
カ　消火設備を完備する。
キ　警報設備を完備する。
ク　落雷状況を考慮し、避雷装置を設置する。
ケ　消防用水の確保措置を講じる。
コ　消防車両の進入路を確保する。
サ　消火塀、防火帯を設ける措置をする。
シ　消火壁、防火戸を設置する。
ス　自衛消防組織の訓練を実施する。
セ　盗難、毀損等事故防止措置を講じる。

（2）美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り耐火性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

（3）施設、史跡、名勝、天然記念物等予防対策

（1）、（2）同様の措置をとる。また、災害が発生しても人命に被害の及ばぬよう平常時の管理を万全にするよう指導する。

（4）事前対策

ア　未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ　防災対策の意識啓発と予防対策

町又は町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

ウ　民間団体との連携

町又は町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

第２４節　公共施設災害予防

総務課・建設水道課・農林水産課

１　基本方針

風水害、火災等の発生により、上水道、下水道、電力、電信電話等の施設が被災し、その機能の継続が困難な場合は、災害応急対策の実施に重大な支障をきたすおそれがあり、また、日常生活に大きな影響を与えることとなる。

このため、各公共施設の管理者等はこれら施設の被害防止を図るため、次により施設の防災化に努めるとともに、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、被害が生じた場合は迅速かつ円滑に対応できる動員体制を確立する。

【 体 系 】

- 公共施設災害予防
  - 道路施設整備対策
  - 海岸、港湾、漁港及び河川の整備対策
  - 公園、緑地等の整備対策
  - 上水道施設の整備対策
  - 下水道施設の整備対策
  - 電力施設の整備対策
  - 通信施設の整備対策
  - 農地、農業用施設整備対策
  - 路線バス対策
  - 一般廃棄物処理施設整備対策

２　道路施設整備対策

道路管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害時において道路施設が、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止し、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてのその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靭な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、安全性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し道路機能の確保を図る。

（１）道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害への対応力の高い強靭な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板などの施設の破損によ

る二次的被害も考えられる。

このため、これら災害が想定される箇所に対しては、緊急度の高い箇所から順次対策工事等を実施する。

（2）橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して緊急性の高いものから落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、橋梁の新設にあたっては最新の仕様を準用し建設する。

（3）隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

（4）信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

3　海岸、港湾、漁港及び河川の整備対策

（1）海岸、港湾及び漁港の整備

ア　人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、これらについても整備する。また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等を改築する等整備を促進する。

イ　護岸等についても、安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設岸壁等の施設の改築を促進する。

ウ　水害対策としては、背後地の住民を守るための海岸保全施設等を整備する。

（2）河川の整備

ア　抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。

イ　災害時におけるダム、えん堤及び堤防等の損壊は、甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により機能低下のおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進する。

このほか、樋門等についても安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4　公園、緑地等の整備対策

災害時において、公園、緑地、緑道等の果たす役割は、火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防・医療活動の拠点、屋外仮設住宅の建設用地等として活用できるため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、災害時における地域防災拠点施設としての整備を図る。

（1）公園、緑地等市外地域内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

（2）地域防災拠点施設の整備

災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時着陸場、放送設備等の施設整備を図る。

5　上水道施設の整備対策

水道は飲料水等の供給用として、また、消火活動を迅速かつ的確に実施する上で極めて重要であるので、水道事業者は風水害、火災、寒波等による断水被害の防止を図るため、次のとおり水道施設の機能確保を図る。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（1）導送配水管

断水区域を極力最小限にくい止めるため、幹線の配水管総合連絡等の整備を順次推進するほか、新設及び更新にあたっては地質地盤の状況を把握し安全性の強化を図る。

（2）浄水場施設等

浄水場施設等については、塩素ガス施設に対する緊急遮断弁の設置、弱体構造の接続部分及び配水地の補強を図る。

（3）給水用具

寒波等による広範囲での漏水発生が予想される時には、有線放送等による広報活動を重点的に行い、水道利用者に凍結防止措置を促す。空き家等においては、水道事業者が職権閉栓を行う場合がある。又、積雪等により止水栓の位置が不明であるときは、必要に応じ水道工事指定業者や検針員等に協力を求めるなどし、速やかに職権閉栓作業を行う。

6　下水道施設の整備対策

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、風水害、火災等による下水道施設の被害防止を図るため、下水道事業者は施設の点検を定期的に実施し、危険箇所を把握して補強及び整備に努めるほか、施設の新設にあたっては、次により地質及び地盤の状況を把握して災害に対する安全性を確保する。

（1）管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

なお、管渠の路線は地質や地盤の良好な場所を選ぶことが望ましいが、やむを得ず軟弱地盤不均等な地盤へ敷設する場合は、基盤の補強及び均等化を図り、連結部は十分な強度を持たす。

（2）ポンプ場及び終末処理場

ポンプ場及び終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう耐震性の強化を図る。また、「下水道施設計画・設計指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道施設耐震対策指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道の地震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

（3）安全の確保

ア　体制面の強化

(ｱ) 日頃から設備の巡視、点検を行い安全の確保に努める。

(ｲ) 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

(ｳ) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

イ　要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

(ｱ) 初動時の要員の確保

(ｲ) 非常招集方法

(ｳ) 応援要請方法

(ｴ) 広報体制等

（4）上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

7　電力施設の整備対策

電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

（1）　設備面の対策

電力供給事業者は、あらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行う。

（2）　保安の確保

ア　体制面の強化

(ｱ) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(ｲ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ｳ) 日頃から災害に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ　要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

(ｱ) 初動時の要員の確保

(ｲ) 非常召集方法

(ｳ) 応援要請方法

(ｴ) 広報体制等

8　通信施設の整備対策

（1）　電信電話

電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行うものとする。

ア　社員の動員体制

災害時において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記の事項について定めておく。

(ｱ) 初動時駆け付け要員の確保

(ｲ) 社員の非常召集方法

(ｳ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

イ　災害対策機器の配備

(ｱ) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への非常用衛星通信装置（ＫＵ－１ＣＨ）の事前配備と途絶地域へ非常用無線装置（ＴＺ－４０３）、衛星車載車及びポータブル衛星通信装置が出動できる体制を確立しておく。

(ｲ) 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車が出動できる体制を確立しておく。

(ｳ) 応急復旧ケーブル

災害により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種応急復旧ケーブルを確保しておく。

ウ　電気通信設備の点検

災害に備え、次の設備、資機材の点検を行う。

(ｱ) 電気通信設備の巡回、点検及び防護

(ｲ) 災害対策機器及び車両の点検、整備

(ｳ) 応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配

(ｴ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検確認

エ　システムとしての信頼性の向上

(ｱ) 通信設備の耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。

(ｲ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート化、若しくはループ化に努める。

（２）専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて重要である。特に、災害時における通信手段として最も重要な役割を果たすことが期待されており、各機関は次の点に留意して専用線の確保を図る。

ア　耐火性の強化

局舎及び装置等について、耐火等の防災工事を実施する。

イ　伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。

また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

ウ　装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

エ　定期的な点検の実施施設、装備の定期的な点検を実施する。

オ　防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

（３）非常通信

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は免許の条件に関わらず非常通信を実施することができる。このため、そのような事態に備えて次の措置を講じる。

ア　非常通信協議会の拡充強化

イ　非常通信訓練の実施

(ｱ) 全国非常通信訓練

(ｲ) 全国感度交換訓練

(ｳ) 北陸地方非常通信訓練

(ｴ) 石川地区非常通信訓練

（４）防災相互通信用無線局

町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達手段として、各防災機関が開設する防災相互通信用無線局が果たす役割が重要であるため、次の措置を講じる。

ア　防災相互通信用無線局の整備を促進する。

イ　防災相互通信用無線局の訓練を実施する。

（５）放送

放送は、非常災害時における住民への情報伝達手段としてきわめて有効であるので、災害の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

ア　送信所、構造物の耐火性の強化を図る。

イ　放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐火対策を講じる。

ウ　放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備を促進する。

エ　二次災害防止のための防火設備の整備を促進する。

オ　建物、構造物、放送設備等の耐火性等

9　農地、農業用施設整備対策

農地、排水機、樋門、ため池及び水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、各管理者は平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

町は、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図ることで、防災・減災対策を推進する。

10　路線バス対策

路線バスは町内の交通にとって重要な輸送手段であり、災害によってその機能を失った場合は、町民の生活に支障をきたすおそれがあるので、路線バス事業者は乗客の安全と円滑な輸送確保を図る。

11　一般廃棄物処理施設整備対策

町は、一般廃棄物処理施設の浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保、耐震化、不燃堅牢化を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備の整備や断水時における危機冷却水等の確保を図る。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第２５節　地盤災害予防

総務課・建設水道課・農林水産課

１　基本方針

風水害等に伴う地滑り、がけ崩れ、山崩れ及び堤防の決壊等による地盤災害を防止するため、町は県と連携して地域の災害危険箇所等の現況を把握し地域住民に周知徹底するとともに、避難体制の確立、防止施設の整備推進及び住宅等の移転等総合的な対策を実施する。

【 体 系 】

- 地盤災害予防
  - 地盤災害の危険区域の指定及び周知
  - 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
  - 要配慮者利用施設における土砂災害防止対策の推進
  - 警戒体制の確立
  - 避難体制の確立
  - 地盤災害防止施設の整備、促進
  - 住宅移転事業の促進
  - 土地造成土留め施設等の整備

２　地盤災害の危険区域の指定及び周知

町は県と連携して地盤災害から住民の生命、財産を保護するため、次の措置を講じて関係住民等に周知する。

（１）町は県から危険箇所に係る資料の提供を受けるとともに、危険箇所の現況調査に協力し、危険区域の指定を促進する。

（２）町は指定された危険区域や指定区域外の危険箇所について、それぞれの箇所名、所在地等を町地域防災計画に明示するとともに、これらの危険箇所の住民に対して、町広報誌等を通じて災害の危険性について周知徹底を図る。

３　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

（１）土砂災害警戒区域における対策

ア　町は、警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

(ｱ) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項

(ｲ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ｳ) 災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(ｴ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ｵ) 救助に関する事項

(ｶ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ　町は、前項(ｴ)に記載する事項を定めるときは、町地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(ｱ)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

ウ　町長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等、町地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。

エ　町は、県と協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努めるものとする。また町は、土砂災害に係る避難訓練を毎年１回以上実施することを基本とする。

4　要配慮者利用施設における土砂災害防止対策の推進

（1）避難確保計画の作成

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、作成した計画について町長に報告する。

ただし、町長は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が当該計画を作成していない場合において、利用者の土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（2）防災訓練の実施

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

5　警戒体制の確立

（1）町は県と連携して定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

（2）町は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、町防災計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。雨量計設置機関は、逐次情報の提供に努める。

6　避難体制の確立

（1）町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の

拡大を防止する必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等の発令基準やその伝達手段、方法等については、町防災計画にあらかじめ定めておく。

（２）また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

（３）町長は、土砂災害警戒区域に立地する要配慮者関連施設に対しては、あらかじめ定めた伝達方法により速やかに発令内容を伝達する。

（４）町長は、避難情報を発令した場合は、県危機対策課に報告するとともに、県総合防災情報システムに入力する。

7　地盤災害防止施設の整備、促進

町は県と連携して地すべり防止工事、治山事業、土石流防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事の促進を図る。

8　住宅移転事業の促進

町は県と連携して、危険箇所に居住する住民を災害から守るため、住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域については、防災のための集団移転に係る財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づく促進事業の促進を図り、移転者に対し生活確保に必要な援助に努める。

また、石川県建築基準条例（昭和49年条例第67号）で指定した「災害危険区域」及び建築を制限している区域にある住宅で、移転を必要とするものについては崖地近接危険住宅移転事業の促進を図り、本制度の活用について地域住民の理解と協力を得るよう努め事業の促進を図る。ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの管理者が行う。

9　土地造成土留め施設等の整備

町は県及び土地改良区等関係機関と連携して、傾斜地の土地造成開発について、土砂崩れ等の危険が予想される場合は、土地造成業者に対し土留め施設等の整備を指導するほか、既存の土地造成地で土留め施設等に崩壊の危険があるものには、危険を周知し防災対策を確立するよう指導する。

第２６節　防災資機材等の整備点検

総務課・建設水道課・農林水産課・健康福祉課・
宇出津総合病院・消防機関

1　基本方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町は、それぞれの実情に応じて必要な防災資機材の整備及び物資の備蓄を図る。

【 体 系 】

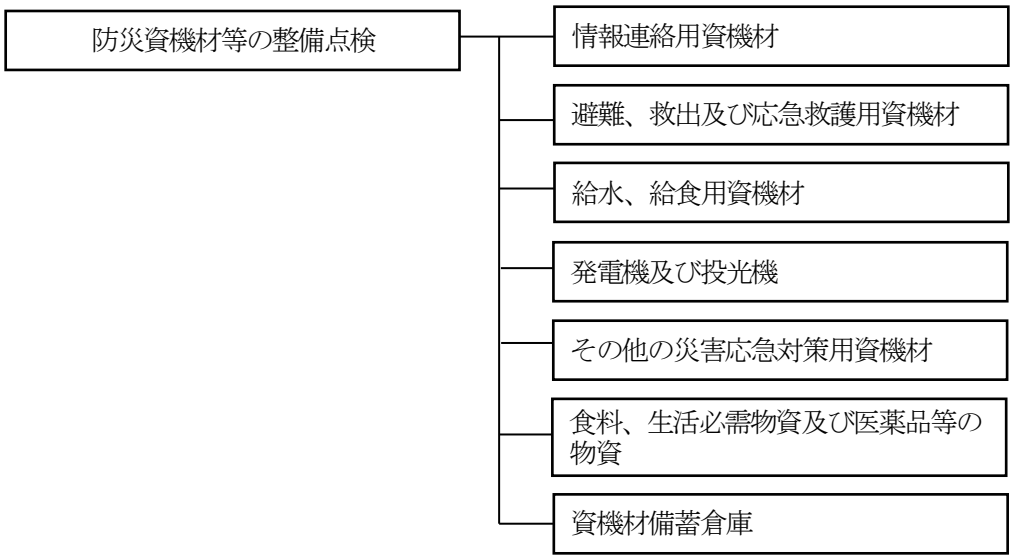

2　情報連絡用資機材

町は災害時等における住民への情報連絡のため、車載型拡声装置及びハンドマイク等の整備を図る。

3　避難、救出及び応急救護用資機材

町及び消防機関は、避難障害物除去、被災者の救出及び傷病者の応急救護のため、チェンソー、エンジンカッター、可動式ウインチ、チェンブロック、救命ロープ、救急医療セット、担架及びテント等の整備を図る。

4　給水、給食用資機材

町は断水世帯への給水、被災者等への給食のための食器、応急給水タンク及び炊き出し用具等の整備を図る。

5　発電機及び投光機

町は、災害現地等における応急活動を円滑にするため、可搬型発電機及び投光機の整備を図る。

6　その他の災害応急対策用資機材

町は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急用資機材の整備増強を図る。

7　食料、生活必需物資及び医薬品等の物資

町は食料、生活必需物資及び医薬品等の物資について、業者等との供給協定等を行い調達体

制の確立を図るほか、必要に応じてこれらの物資の備蓄を図る。なお、町は地域住民に少なくとも３日分程度の備蓄を指導する。

８　資機材備蓄倉庫

町は、防災資機材及び物資の適正管理を図るため、必要に応じて資機材備蓄倉庫の整備を図る。

第２７節　危険物等災害予防

消防機関

１　基本方針

災害発生時において、危険物等は直ちに災害の原因となるとともに、被害を拡大する重要な要因となることから、災害時における緊急措置の徹底を図り被害の拡大防止に万全を期す。

【 体 系 】

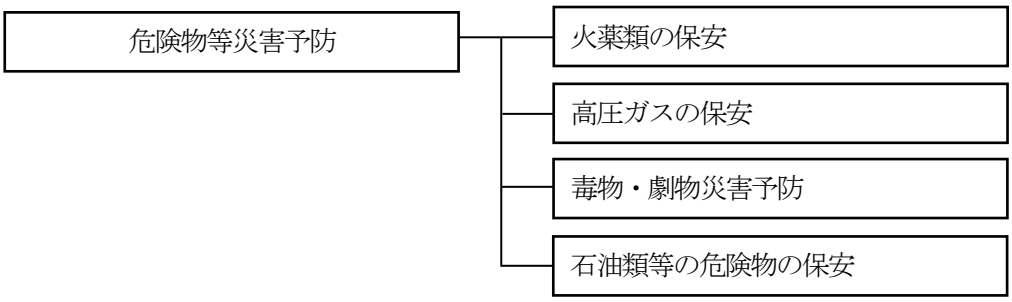

２　火薬類の保安

（１）立入検査及び保安指導の実施

県及び警察等の監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び火薬類の取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア　法令に定める技術基準を遵守するよう指導又は措置命令を行う。

イ　施設設備の欠陥箇所に対する是正と保全監理及び運搬に関する措置を指導する。

ウ　事業者が危害予防規定、保安教育計画の整備を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

（２）火薬庫の所有者が行う危険時の応急措置

近隣の火災その他の事情により火薬庫が危険な状態となり、又は火薬類が何らかの理由により安定度に異常を呈したときは、直ちに次の措置を講じる。

ア　貯蔵火薬類を安全地帯に移す余裕がある場合には、これを移し、かつ、見張り人をつける。

イ　搬送が困難な場合は、火薬類を水中に沈めるなど安全な措置を講じる。

ウ　以上の措置によらない場合は、火薬庫の入り口、窓等を目塗土で完全に密閉し、一方で防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて付近住民に避難するよう警告する。

エ　吸湿、変質、不発、半爆等のために原性能若しくは原形を失った火薬類又は安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

（３）県及びその他機関の緊急措置

災害発生の防止その他緊急の必要がある場合は、次の措置を行う。

ア　製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命ずる。

イ　製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限をする。

ウ　火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。

エ　廃棄した火薬類の収去を命じる。

オ　自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対して運搬証明書の提示、及び運搬上の適否の検査を行う。

カ　その他災害防止のための必要な応急措置命令を発する。

（４）自主保安体制の確立

ア　県は、石川県火薬類保安協会の活動を支援し、自主保安活動の推進を通じて災害の防止を

図る。

イ　消防本部・消防署は、防火指導に当たるとともに、防火管理者による防火設備の保安管理等の徹底を図る。

ウ　事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。

（5）関係機関の連携

関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期す。

3　高圧ガスの保安

（1）立入検査及び保安指導の実施

監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び高圧ガスの取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア　県は、法令に定める技術基準又はその後の状況変化に対応する基準に適合するよう指導又は措置命令を行う。

イ　県は、対象事業所が施設の耐震性の向上や地震対策マニュアルの整備等を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

ウ　消防本部・消防署は、防火上の必要に応じて、立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導する。

エ　警察は、防災上特に必要と認められる施設に対しては、係員を派遣して防災施設対策等の調査を実施し、必要事項について指導する。

（2）製造所等が行う危険時の応急措置

ア　製造施設又は消費施設が危険な状態となったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内の高圧ガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させる。

イ　販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。

ウ　前記の措置を講じることができない場合には、従業員又は必要に応じて付近の住民に対して退避するよう警告する。

エ　充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器とともに損害をほかに及ぼすおそれがないように措置する。

（3）県及びその他機関の緊急措置

公共の安全の維持又は災害の発生防止のために緊急の必要があると認められるときは、次の措置を行う。

ア　施設の全部又は一部の使用の停止

イ　製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄、一時禁止又は制限をする。

ウ　容器の廃棄又は所在場所の変更

（4）自主保安体制の確立

ア　県は、高圧ガス保安団体の活動を支援し、自主保安活動の推進を通じて災害の防止を図る。

イ　防火管理者は、消防本部・消防署の指導に基づいて、防火設備の保安管理等の徹底を図る。

ウ　事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。

エ　石川県高圧ガス地域防災協議会は、事故応援活動機関としての防災事業所の充実を図り、防災訓練を通じてその連携強化を図る。

（5）関係機関の連携

関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期す。

4　毒物・劇物災害予防

（1）毒物・劇物貯蔵所の届出

毒物・劇物を貯蔵し取り扱う者は、有毒物質について消防機関に届け出るとともに、貯蔵施設の入り口等に品名、化学的性質を明示する。

（2）立入検査の実施

県及び消防機関は、事業所等に対し、適時立入り調査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する設備、火災予防管理及び火災防御の指導を行う。

（3）施設の維持

県及び消防機関は、毒物・劇物事業者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

（4）事故措置の徹底

県及び消防機関は、毒物・劇物によって、住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときは、毒物・劇物事業者及び毒物・劇物取扱い責任者に対し、保健福祉センター、警察署及び消防機関等に届け出させるとともに、危険防止のため危険区域所在者の避難を命じ、立入禁止区域の設定等の応急措置を講じる。

5　石油類等の危険物の保安

（1）立入検査の実施

ア　県及び消防機関は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するなど、災害防除の見地から貯蔵、取扱い等の厳正を期し、十分な監督指導を行う。

イ　移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による事故は、人家の密集する地域で発生する可能性が大であり、その範囲も県下一円である。この災害を防止するため、消防機関、県、警察及び陸運支局は連絡を密にして立入検査を実施する。

（2）自主保安体制の確立

消防機関及び県は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規定の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

（3）化学消火剤の備蓄と配備

多量危険物施設において、万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるので、施設の所有者等に対して、災害時の処理体制及び化学消火剤の備蓄を指導する。

（4）防災教育

危険物施設関係者に対して関係法令及び災害予防の具体的方法について教育を実施し、安全管理の重要性を認識させるとともに、従業員等に対する防災教育を行うよう指導する。

第３章　災害応急対策計画

第３章　災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被災規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第１節　初動体制の確立

全課・消防機関

1　基本方針

町は、災害対策基本法第23条に基づき、災害に係る応急対策を実施するうえでの中心的な組織として、災害対策本部を設置するとともにその活動体制を確立する。

【 体 系 】

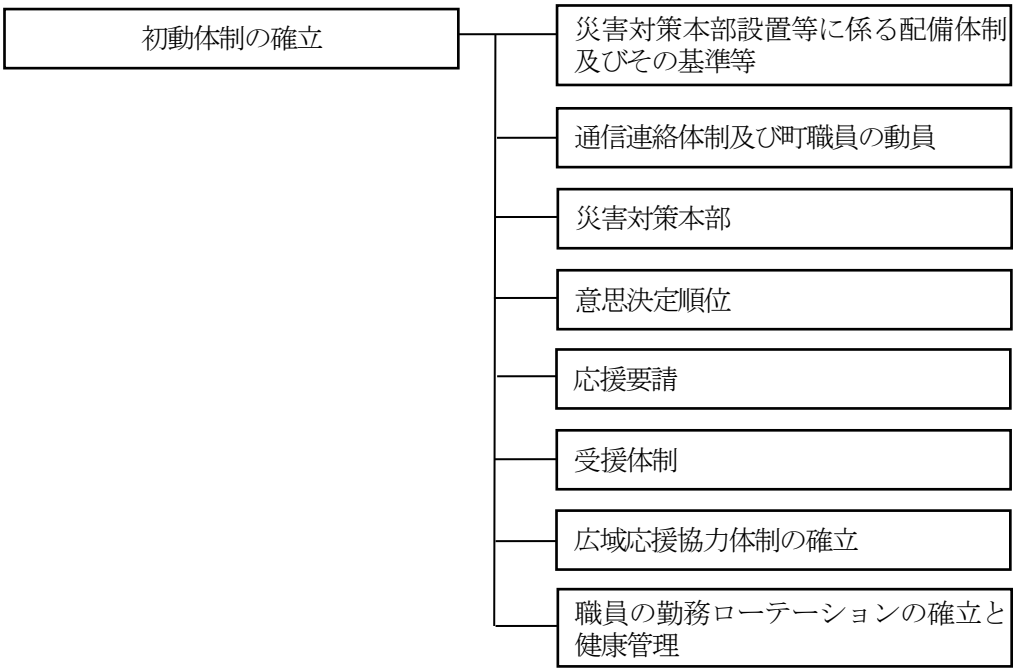

２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

能登町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおり実施する。

<table>
<tr><th colspan="3">配備体制</th><th>動員対象職員</th><th>基準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">災害対策本部設置前</td><td>注意配備体制</td><td>情報連絡活動が円滑に行い得る体制とする。</td><td>・総務課、建設水道課、農林水産課の担当職員</td><td>次の注意報等の１以上が管内に発表され、町長が必要と認めたとき。
（1）大雨注意報
（2）風雪注意報
（3）大雪注意報
（4）高潮注意報
（5）洪水注意報
（6）波浪注意報
（7）波浪警報
（8）台風が接近しているとき。
（9）町区域に震度３の地震が発生したとき。
(10) 町区域に津波注意報が発表されたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警戒配備体制</td><td rowspan="3">上記の配備を強化し、災害対策本部の設置の場合に備える体制とする。</td><td>［一般災害］
・総務課、建設水道課、農林水産課の担当職員</td><td>次の警報等の１以上が管内に発表され、町長が必要と認めたとき。
（1）大雨警報
（2）暴風警報
（3）大雪警報
（4）暴風雪警報
（5）高潮警報
（6）洪水警報</td></tr>
<tr><td>・総務課全職員
・各課長及び担当職員</td><td>次の特別警報の１以上が管内に発表され、町長が必要と認めたとき。
（1）大雨特別警報
（2）暴風特別警報
（3）暴風雪特別警報
（4）高潮特別警報
（5）波浪特別警報</td></tr>
<tr><td>［地震、津波災害］
・総務課全職員
・各課長及び担当職員</td><td>（1）町区域に震度４又は震度５弱の地震が発生したとき。
（2）町区域に津波警報が発表されたとき。</td></tr>
</table>

配備体制	動員対象職員	基準
災害対策本部体制	［一般災害］ ・原則として全職員 　ただし、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	・町区域に震度５強以上の地震が発生したとき。 ・町区域に津波災害が発生又は津波災害の発生するおそれがあるとき。 ・町区域に相当規模の災害の発生が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町区域に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。
	［地震、津波災害］ ・全職員（自主登庁）	

※災害対策本部設置前段階において、配備対象職員以外の職員についても、いつでも配備体制に入れる準備をする。

３　通信連絡体制及び町職員の動員

（１）通報連絡体制

ア　各課長は、職員の配備計画及び動員伝達系統を定め、所属の職員に周知徹底するとともに所要の準備を日頃から整える。

イ　毎年度新たに策定した職員の配備計画及び動員伝達系統は4月末までに、変更があった場合は遅滞なく町長まで報告する。

（２）通報の方法

２の「配備体制及びその基準等」の定めによる動員対象職員は、職員の動員伝達系統により、確実に連絡を受けて登庁する。なお、時間内においては総務課職員、時間外においては宿日直職員が初期の通報の任にあたる。

（３）職員の動員

ア　注意配備体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制になったときは、総務課担当職員及び各課配備計画による職員は速やかに登庁する。

イ　警戒配備体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による警戒配備体制になったときは、総務課担当職員及び各課配備計画による職員は速やかに登庁する

ウ　災害対策本部体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制となったときは、全職員は直ちに登庁する。

配備指令伝達系統

【 勤務時間中 】

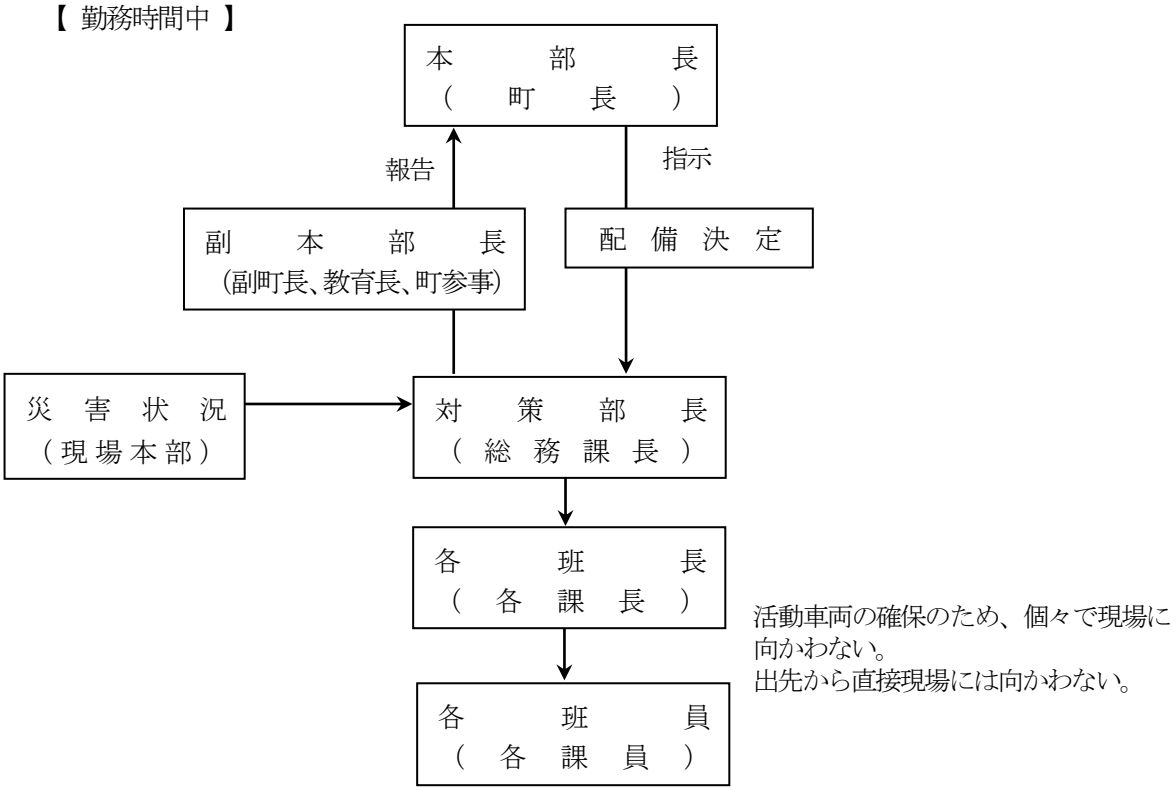

【 勤務時間外 】

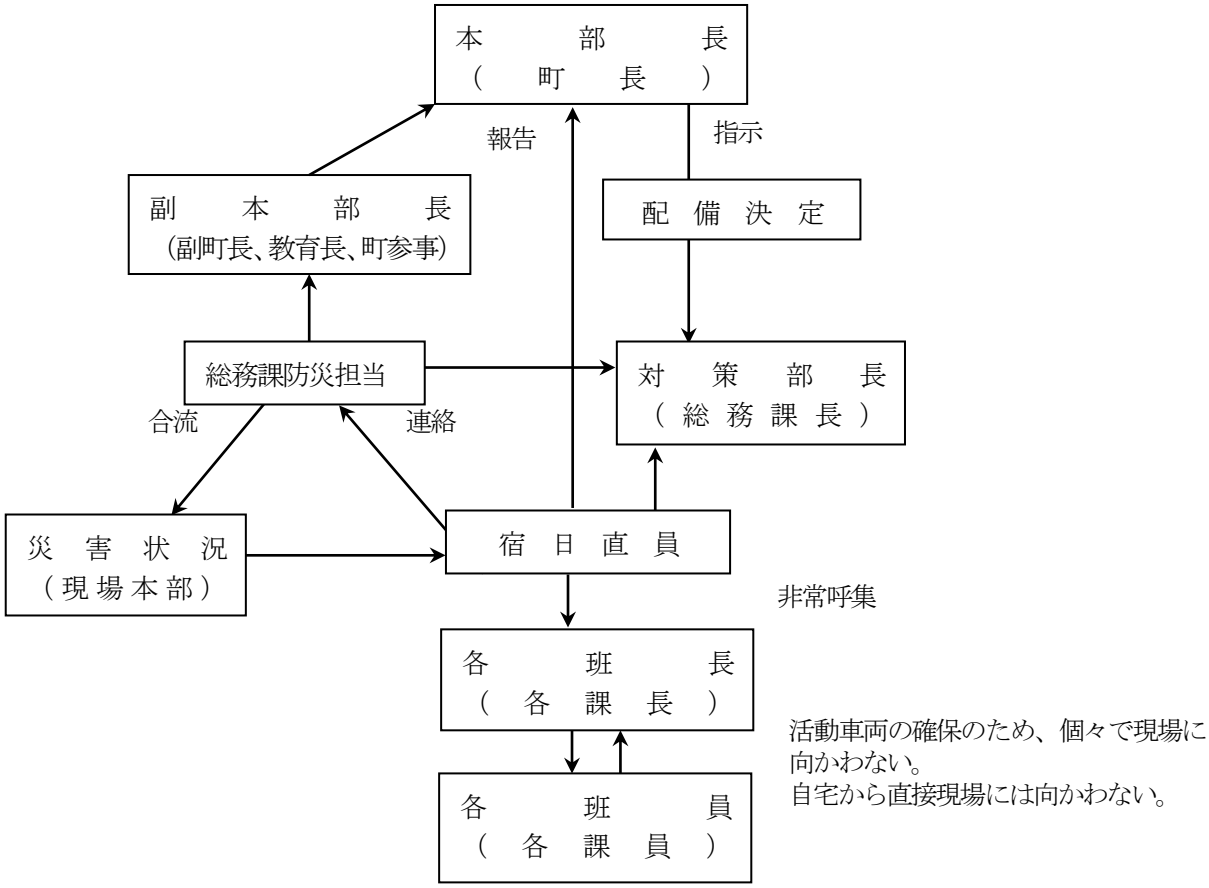

4　災害対策本部

（1）災害対策本部の設置

町長は、２の「配備対策及びその基準等」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。

（2）災害対策本部の組織等は、能登町災害対策本部条例及び能登町災害対策本部設置要綱に定める。

（3）災害対策本部は、町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、町、教育委員会を含む構成とし、災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

（4）災害対策本部は、町長が指定する場所に置く。（第１順位：能登町役場、第２順位：柳田・内浦総合支所）

（5）現地災害対策本部

町長は必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

（6）災害対策本部設置の表示及び公表

災害対策本部（現地災害対策本部を含む。）を設置した場合は、直ちにその表示を行うほか、県、防災関係機関及び報道関係機関に通報するとともに町民に周知する。

なお、廃止した場合も遅滞なく通報を行い町民に周知する。

（7）災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。

（8）災害対策本部の系統図及び編成図は、次のとおりとする。

系統図

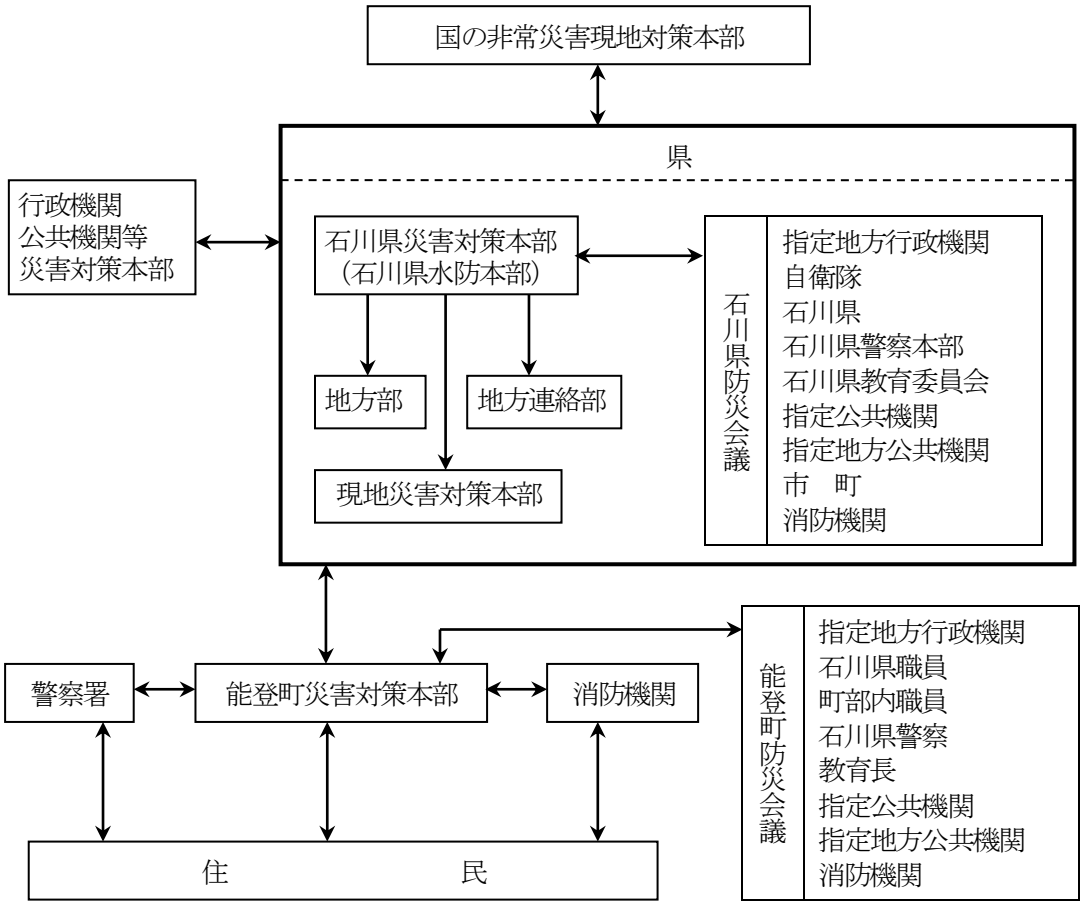

（9）災害対策本部の所掌事務

町が災害対策本部を設置したときは、災害対策の推進に関し本計画の定めるところにより、能登町防災会議と緊密な連絡調整のもと、次の災害予防及び災害応急対策を実施する。

ア　災害情報の収集及び伝達に関すること。
イ　風水害、火災等の災害の応急防御対策に関すること。
ウ　災害による被害状況の調査及び被害報告の取りまとめに関すること。
エ　被害状況の広報に関すること。
オ　災害時における通信の確保に関すること。
カ　災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
キ　国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
ク　災害時における緊急輸送道路の確保に関すること。
ケ　災害時における車両、船舶等交通の確保に関すること。
コ　災害時における治安の確保に関すること。
サ　救援隊の要請及び受入れに関すること。
シ　災害の応急復旧対策に関すること。
ス　その他の災害対策に関し、町長が認めた事項

編成図

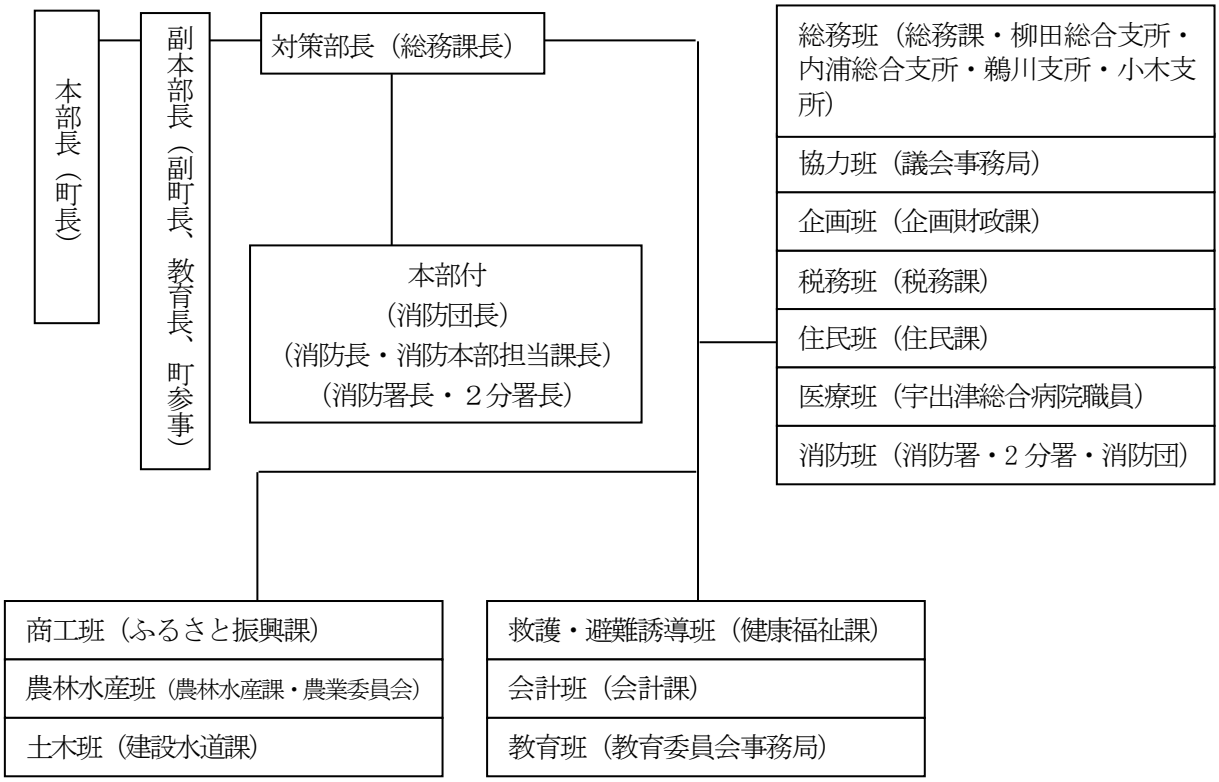

(10) 災害応急対策の総合調整

ア　県が現地災害対策本部を設置したときは、相互に連絡調整を図りながら応急対策を実施する。

イ　町が災害対策本部を設置したときは、能登町防災会議も必要に応じて連絡員室を設置し、相互間における連絡調整の円滑化を図る。

　なお、能登町防災会議連絡員室が設置されたときは、関係委員はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じ連絡員室にこれを常駐させる。

ウ　町は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

5　意思決定順位

本部長に事故ある場合の職務の代理順位は、能登町役場処務規定及び町長の職務を代理する職員の順序を定める規則等に基づき、下記のとおりとする。

（1）代理順位

代　理　順　位	職　　名
第　1　順　位	副町長、教育長、町参事
第　2　順　位	総務課長
第　3　順　位	課長（総務課長を除く）の職にあるもの

（2）第３順位の場合において、その順序は職務の級の上下により、職務の級が同じであるときは号級の多少により、号級が同じであるときは、年齢の多少により定めた順序で代理する。

6　応援要請

（1）災害対策本部内における応援

ア　各班長が災害応急措置を実施するため職員の応援を必要とする場合は、対策部長に次の条件を示して要請する。

(ｱ) 作業の内容

(ｲ) 作業場所

(ｳ) 人員及び男女別（特に必要があれば職員氏名）

(ｴ) 携帯品その他必要事項

イ　対策部長は、前記の要請を受けた場合は直ちに調整し、本部班内で余裕のある班から応援職員を出動させる。

（2）防災関係機関への出動要請

本部長は、町内における災害応援活動を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、防災関係機関に対して次の事項により応急措置の実施を要請する。

ア　災害の状況

イ　出動要請する理由

ウ　必要とする区域、範囲及び内容

エ　必要とする期間

オ　その他必要な事項

（3）県及び他の市町への応援要請

本部長は、町及び防災関係機関の総力をもってしても災害応急対策の実施が困難と認めた場合には、知事及び他の市町長に対して次の事項を明らかにし、応援を要請する。

ア　災害の状況

イ　応援を要請する理由

ウ　応援を必要とする区域、範囲及び内容

エ　応援を必要とする期間

オ　その他の事項

（4）自衛隊の派遣を要する場合は、本章11節の「自衛隊の災害派遣」に基づき、県知事へ要請する。

（5）職員の派遣の要請等

ア　職員の派遣の要請

町長が災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認める時は、災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対して当該機関の職員の派遣を要請する。また、町長は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の基づき、他の市町長に対し職員の派遣を要請する。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。なお、要請にあたって町長は次の事項を明らかにするとともに、知事又は市町長と協議を行う。

(ｱ) 派遣を要請する理由
(ｲ) 派遣を要請する職員の職種別人員
(ｳ) 派遣を必要とする期間
(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(ｵ) その他職員の派遣について必要な事項

イ　職員の派遣の斡旋

町長が災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認める時は、知事に対し次の事項を明らかにして指定地方行政機関又は他の地方公共団体職員の派遣の斡旋を求める。なお、斡旋を求めるにあたって町長は次の事項を明らかにするとともに、知事又は市町長と協議を行う。

(ｱ) 派遣の斡旋を求める理由
(ｲ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
(ｳ) 派遣を必要とする期間
(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(ｵ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

7　受援体制

（1）連絡事項

災害の状況により、県、他の市町からの救援隊及び警察官等の派遣を要請した場合は、派遣部隊等の受入れ態勢と効率的な業務遂行を図るため、応援要請するにあたっては次の事項について連絡する。

ア　災害発生日時、場所
イ　災害状況
ウ　人的、物的被害状況
エ　必要救援隊の種別、隊数及び必要資機材等
オ　救援隊集結場所
カ　臨時離着陸場、港湾施設の位置及び名称

（2）連絡方法

応援要請及び情報連絡等を行う場合は、石川県防災行政無線（電話・ファクシミリ）又は一般加入電話・ファクシミリによる。

（3）救援隊の集結場所及び伝達ルート

ア　救援隊の集結場所は能登町柳田植物公園駐車場とするが、災害等により使用できない場合は、状況に応じて別に定める。
イ　集結場所には救援隊に対し、指示、判断できる職員を連絡責任者として配置する。
ウ　必要に応じ、集結場所への進入路及び交差点に誘導員を配置する。
エ　到達ルートについては、緊急道路として優先通行できる石川県指定の緊急輸送道路ネットワークとする。

（4）救援隊への情報提供

本部長又は連絡責任者は、効果的な活動の展開を図るため、到着した救援隊長に次の事項について情報を提供し協議する。

ア　災害の状況
イ　活動方針及び見通し

ウ　活動地域及び任務
エ　使用無線系統

オ　指揮連絡系統
カ　災害地に至る道路状況
キ　その他応援活動に必要な事項

（5）救援隊への補給体制

救援隊への燃料の補給、食糧の調達及び宿泊場所の確保に関しては、本章第35節「救援隊等の受入れ」による。

（6）救援隊の撤収

本部長は、災害状況の推移により救援活動が終了したと判断した場合は、救援隊長と協議し速やかに現場引上げを指示する。

（7）受け入れ体制の確立

災害応援要請をした町長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア　派遣職員等との現地連絡責任者を定める。
イ　派遣職員等の宿舎を提供する。
ウ　派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

8　広域応援協力体制の確立

町は、大規模な災害等が発生し、県下市町等が被災した場合には速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

また、町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

9　職員のローテーションの確立と健康管理

（1）職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告し、報告事項は本人、家族及び家屋の被災状況とする。また、勤務中の発災時には、早期に状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

（2）勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなど心身の健康管理に万全を期す。

第２節　事前対策及び応急対策

全課・消防機関

1　基本方針

町は事前対策及び応急対策を実施するための必要な要員を確保し、各対策を円滑確実なものとする。

【 体　系 】

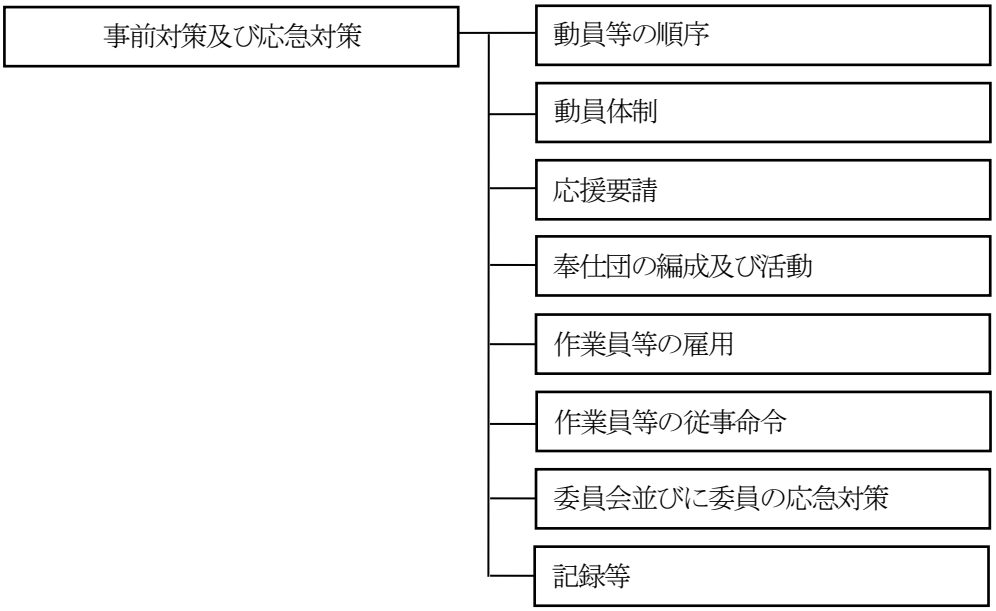

2　動員等の順序

災害対策要員は、おおむね次のとおりの順序で動員等を行う。

（1）奉仕団の動員
（2）作業員の雇用
（3）作業員等の強制従事

3　動員体制

（1）消防団員の動員

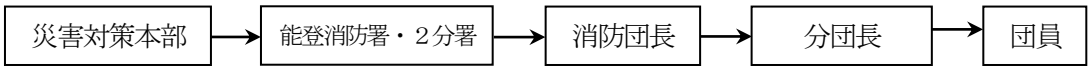

（2）赤十字奉仕団の動員

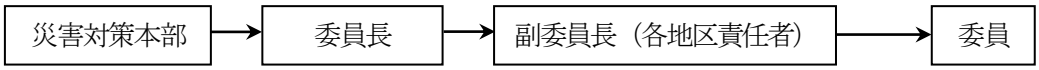

（3）住民の動員

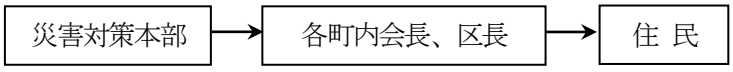

（4）動員の方法は、電話、有線放送、サイレン、メールによる召集、口頭及び伝令等状況に応じ臨機応変に対応する。

４　応援要請

災害の程度により奉仕団、作業員等による作業が不可能なとき又は不足するときは、次の事項を示し県等に応援又は派遣の要請を求める。

（1）応援を必要とする理由
（2）従事場所
（3）作業内容
（4）人員
（5）従事期間
（6）集合場所
（7）その他参考事項

５　奉仕団の編成及び活動

奉仕団は各団体別に編成する。奉仕団に名称を付し団長、班長等を置くとともに、平常時の組織等を考慮して災害奉仕活動の実態に即した編成をする。

（1）奉仕団の編成

奉仕団はおおむね次の団体で編成する。

ア　日本赤十字奉仕団
イ　女性団体
ウ　各種団体
エ　その他有志

（2）奉仕団の作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

ア　炊き出しその他災害救助活動の協力
イ　清掃及び防疫
ウ　災害用応急対策物資、資材及び生活必需物資等の輸送
エ　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

（3）奉仕団の奉仕記録

ア　奉仕団の名称、人員数又は氏名
イ　奉仕した作業内容及び期間
ウ　その他参考事項

６　作業員等の雇用

災害応急対策の実施が災害対策本部員及び奉仕団の動員では不足であり、また特殊作業のため技術的な労力が必要なときは作業員を雇用する。

（1）作業員雇用の範囲

ア　罹災者避難のための作業員

町長の指示による避難で誘導作業員を必要とするとき。

イ　医療助産の移送作業員

現地医療救護班では医療措置を施すことができない重症患者、医療救護班が到着するまでに医療措置を講じなければならない患者を、病院、診療所に運ぶための作業員又は医療救護班の移動に伴う作業員を必要とするとき。

ウ　罹災者の救出

罹災者を救出するための作業員を必要とするとき、罹災者救出に必要な機械器具、資材等の操作又は後始末に作業員を必要とするとき。

エ　飲料水の供給

飲料水の供給のための機械器具の運搬操作、あるいは飲料水を浄水させるための医薬品の配付等に作業員を必要とするとき。

オ　救助物資の支給

被服、寝具等の生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料、炊き出し用品の整備、輸送又は配付に作業員を必要とするとき。

カ　遺体の捜索、処理

遺体の捜索並びにその捜索に要する資材器具の操作、遺体の洗浄、消毒等の処理、遺体を仮安置所まで輸送するための作業員を必要とするとき。

キ　その他の場合

上記以外の救助作業のための作業員が必要となったときは、次の事項を付して県へ応援要請する。

(ｱ) 作業員の雇用を要する目的又は救助種目
(ｲ) 作業員の所要人数
(ｳ) 雇用を要する期間
(ｴ) 理由
(ｵ) 地域

（２）作業員雇用の期間

各救助の実施期間中

7　作業員等の従事命令

災害応急対策実施のための人員が、一般奉仕団の動員及び作業員の雇用等の方法によってもなお不足し他に供給の方法がないとき、若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

（１）従事命令の種類と執行者

対策作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 （災害救助法が適用された場合を除く。）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条	知事、町長（委任を受けた場合のみ）
災害救助作業 （災害救助法適用救助）	従事命令 協力命令	災害救助法第 7、8 条	知事
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	町長
		災害対策基本法第 65 条第２項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第 65 条第３項	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官（以下「部隊等の自衛官」という。）
		警察官職務執行法第４条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、消防機関の長

（2）命令対象者

命令区分作業対象	対　　象　　者	根　拠　法　令
消防作業	火災の現場付近にある者	消防法第 29 条第５項
水防作業	町区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防法第 24 条
災害救助その他の作業（災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令）	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者	災害救助法第７条 災害対策基本法第 71 条
災害救助その他の作業（知事の協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第８条
災害応急対策全般 災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第 65 条第１項、第２項及び第３項
災害応急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者及びその他関係者	警察官職務執行法第４条

（3）従事命令等の執行

強制従事の執行については、災害救助法に基づく災害救助のための従事命令、協力命令並びに災害基本法に基づくその他応急対策のための従事命令、協力命令とする。なお、警察官、海上保安官が従事命令を発した場合については直ちに町長に通知する。

（4）公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、発した命令を変更又は取り消すときは、次の令書を交付する。

ア　災害救助法による従事、協力命令
イ　災害救助法による従事、協力命令の変更命令
ウ　災害救助法による従事、協力命令の取消し命令
エ　災害対策基本法による従事、協力命令
オ　災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令
カ　災害対策基本法による従事、協力命令の取消し命令

（5）損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策の業務に従事した者で、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助（知事命令）	災害対策基本法（知事命令）	町長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約
補償等の種類	療養扶助金、休業扶助金 障害扶助金、遺族扶助金 葬祭扶助金、打切扶助金	療養補償、休業補償 障害補償、遺族補償 葬祭補償、打切補償	療養補償、休業補償 障害補償、遺族補償 葬祭補償、打切補償
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	規約で定める額

8　委員会並びに委員の応急対策

町の委員会又は委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急対策の実施の責任を有する者は、町の地域に係る災害が発生又は発生するおそれがあるときは、町地域防災計画に定めるところにより、町長の所管の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急対策を実施し、又は町長の実施する応急対策に協力しなければならない。

9　記録等

作業員を雇用したとき並びに奉仕団の奉仕を受けたときは次の書類、帳簿を整備する。

（1）出役表
（2）賃金台帳
（3）奉仕団の名称、人員及び氏名
（4）奉仕した作業内容及び期間
（5）その他参考事項

第３節　気象業務法に定める予報・注意報・警報等の種類並びに発表基準

総務課・建設水道課・農林水産課

１　基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等についての注意報、警報、特別警報、更には噴火警報等を発表する。町は、この情報について、「石川県総合防災情報システム」等により把握する。

【体　系】

- 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の種類並びに発表基準
  - 予報、注意報、警報の細分区域
  - 種類及び発表基準
  - 水防法に定める水防警報
  - 水位情報の通知及び周知
  - 消防法に定める火災警報及び火災気象通報
  - 土砂災害警戒情報
  - その他の警告等

２　予報、注意報、警報の細分区域

（１）細分区域に含まれる範囲

	一次細分区分	二次細分区分
石川県	加　賀	金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・川北町・津幡町・内灘町
	能　登	七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町
	沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）	

一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

（注）大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町等をまとめた地域の名称
能登北部・・・珠洲市、輪島市、能登町、穴水町
能登南部・・・七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町
加賀北部・・・かほく市、金沢市、津幡町、内灘町
加賀南部・・・白山市、野々市市、能美市、川北町、小松市、加賀市

３　種類及び発表基準

（１）警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

（２）特別警報・警報・注意報

金沢地方気象台は、大雨や強風、大雪などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、石川県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予測値を時間帯ごとに明示して、石川県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水、大雪などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

イ　特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当
	洪水警報	河川の上流部での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である
	洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意雷注意報で呼びかけられる
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表される
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される

※　地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を企業警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。
　地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあるときと予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

※水防活動に利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は上記のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

ウ　警報等の基準

警報・注意報の発表基準や50 年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の値については気象庁ホームページを参照すること。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基　準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

雨に関する各市町村の 50 年に一度の値一覧（令和４年３月２４日現在）

注１）R48：48 時間降水量(mm)、R03：３時間降水量(mm)、ＳＷＩ：土壌雨量指数（Soil Water Index）。

注２）「50 年に一度の値」とは、再現期間５０年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町にかかる５km 格子の値の平均をとったもの。

注３）大雨特別警報は、50 年に一度の値以上となった５km格子がまとまって出現した際に発表する。（ただし、R03 は 150 mm以上となった格子をカウント対象とする。）

個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけはないことに留意。

地域					50 年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区分	市町村等をまとめた区域	二次細分区分	R48	R03	ＳＷＩ
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	281	119	188

参考）https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf#page=38

各地の 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和３年１０月２８日現在）

注１）50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注２）大雪特別警報は、県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。
個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）
石川県	輪島	85	110

能登町警報等の発表基準一覧表

（令和５年６月８日現在、金沢地方気象台）

発表官署			金沢地方気象台	
府県予報区			石川県	
一次細分区域			能登	
市町村等をまとめた地域			能登北部	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	12
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	88
	洪水		流域雨量指数基準	九里川尻川流域＝8、白丸川流域＝6.6、山田川流域＝12.9、町野川流域＝13.2、上町川流域＝14、寺分川流域＝7.2
			複合基準※1	町野川流域＝（5,11.8）
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	陸上　20m/s
				東海上　25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上　20m/s、雪を伴う
				東海上　25m/s、雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12 時間降雪の深さ 30 cm
				山地　12 時間降雪の深さ 45 cm
	波浪		有義波高	5.0m
	高潮		潮位	1.0m

注意報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	73
	洪水		流域雨量指数基準	九里川尻川流域＝6.4、白丸川流域＝5.2、山田川流域＝10.3、町野川流域＝10.5、上町川流域＝11.2、寺分川流域＝5.7
			複合基準※1	九里川尻川流域＝（5,6.4）、白丸川流域＝（6,4.2）、山田川流域＝（5,10.3）、町野川流域＝（5,10.5）、上町川流域＝（5,11.2）、寺分川流域＝（5,5.7）
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	陸上　12m/s
				東海上　15m/s
	風雪		平均風速	陸上　12m/s、雪を伴う
				東海上　15m/s、雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12 時間降雪の深さ 20 cm
				山地　12 時間降雪の深さ 30 cm
	波浪		有義波高	2.0m
	高潮		潮位	0.7m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		①積雪地域の日平均気温が 13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が 10℃以上、かつ日降水量が 20 mm以上	
	濃霧		視程	陸上　100m
				東海上　500m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 65%	

	なだれ	①24 時間降雪の深さが 50 ㎝以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） ②積雪が 100 ㎝以上あって金沢地方気象台の日平均気温５℃以上、又は昇温率（＋３℃/日）が大きいとき（ただし０℃以上）	
	低温	夏期：最低気温 17℃以下が２日以上継続 冬期：最低気温－４℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100 ㎜

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1㎞ 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1㎞ 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1㎞ ごとに５段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（注）１　発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予測する際の目安である。

２　注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表された時は、これまで継続中の注意報及び警報は自動的に解除され、新たな注意報及び警報に切り替えられる。

３　風に関する基準については、金沢、輪島の両気象官署とも観測機器が高所に設置してあるため、官署における値はこれとは別に設定している。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準一覧表の解説】

（１）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

（２）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町の域内において単一の値をとる。

（３）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には市町の域内における基準の最低値を示している。

（４）洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

（５）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表２及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

（６）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

（７）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

（８）高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

（９）全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表する。

(10) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(11) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して

注意を呼びかける情報で竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報と同じ区域（加賀、能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、天気予報と同じ区域（加賀、能登）に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(12) 災害時気象支援資料

金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(13) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県加賀など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（石川県）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

４　水防法に定める水防警報

（１）河川

ア　水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の４段階により必要な警報を発表する。

段　　階

準　備:水防活動監視要員の出動を行い、資機材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの

出　動:水防活動要員が出動する必要がある旨を通知するもの

状　況:水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位の状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの

解　除:水防活動の終了を通知するもの

イ　知事が水防警報を行う河川及びその区域

本町に係る知事が水防警報を行う河川及びその区域は、次のとおりである。

河川名	区　　域		発表者
町野川	鳳珠郡能登町五十里　新世紀橋	海まで	奥能登土木総合事務所長

ウ　知事の指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位

警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地　先　名	位置	氾濫注意水位
町野川	石井橋	鳳珠郡能登町石井	石井橋	2.10m

（2）海岸

ア　水防警報は、各海岸の高波の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、次のとおり必要な警報を発表する。

段　　階

待機・準備：水防団の所要の人員が出動し、海岸巡視および水防資器材の整備点検を行う必要がある旨を通知するもの。

出動：水防団員または消防団員等が出動し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。

距離確保準備：激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保の準備をしながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。

距離確保：激しい越波の発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。

距離確保解除：激しい越波のおそれが無くなった旨を通知し、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。

解除：水防活動の終了を通知するもの。

イ　知事が水防警報を行う海岸及びその区域

本町に係る知事が水防警報を行う海岸及びその区域は、次のとおりである。

海岸名	区　　域	発表者
能登内浦海岸	鳳珠郡能登町恋路９字１番２地先から 七尾市鵜浦町イ部９番２地先まで	土木部 河川課長

ウ　警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。（能登町関係分）

種類	うねり	高潮・風波
待機・準備	高潮注意報の発表のもと、田中観測所で有義波高3.0m以上が観測された場合で、うねりと判定され、かつ、気象情報から波浪の発達が予測されるとき	高潮注意報の発表のもと、七尾港で潮位がT.P.+70cm以上を観測した場合で、かつ、気象情報から波浪や潮位の増大が予測されるとき
出動	酒田観測所と田中観測所の暫定予測式により田中観測所で有義波高が4.5mを越えると予測され、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して発表が必要と判断されるとき	高潮警報が発表された場合、または現地において越波の発生が確認されたとき
距離確保準備	酒田観測所と田中観測所の暫定予測式で、田中観測所で有義波高が4.5mを越えると予測される１時間前、または田中観測所の有義波高が4.0m以上を観測した場合で、かつ、現地において越波の発生が確認されたとき	
距離確保	田中観測所で有義波高が4.5m以上を観測した場合、または気象情報、現地状況等により、越波またはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき	
距離確保解除	田中観測所で観測有義波高が4.5mを下回り、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して、水防活動を実施する上で激しい越波による危険が解	

種類	うねり	高潮・風波
	消されたと判断されるとき	
解除	田中観測所で有義波高が3.0mを下回り、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき	七尾港で潮位がT.P.+70cmを下回り、かつ、気象状況、現地状況等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

5　水位情報の通知及び周知

（1）知事が指定した次の河川（水位情報周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、奥能登土木総合事務所が直接これを発表する。

河川名	区　　域		発表者
町野川	鳳珠郡能登町五十里　新世紀橋	海まで	奥能登土木総合事務所長

（2）水位情報周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

ア　氾濫警戒情報

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

イ　氾濫危険情報

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

ウ　氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

なお、水位情報周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地　先　名	位置	避難判断水　　位	氾濫危険水位
町野川	石井橋	鳳珠郡能登町笹川	石井橋	2.10m	2.50m

参考図

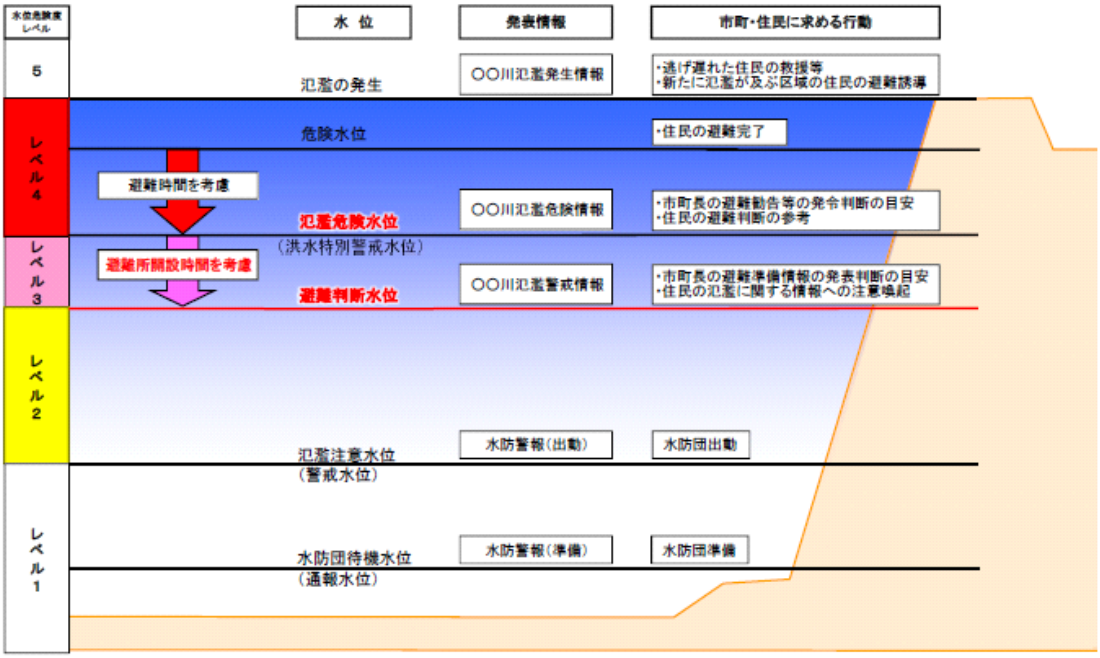

6　消防法に定める火災警報及び火災気象通報

（1）火災警報は、町の区域を対象として、組合長が消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じてこれを発表する。

（2）警報を発する場合の基本的基準は、第２章第11節「火災予防」による。

（3）火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて町及び消防本部に伝達される。

（4）金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

7　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

（1）発表対象および単位

発表対象は石川県の川北町、野々市市を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。

（2）発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね２時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

（3）地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

・震度５強以上の地震を観測した場合

・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

（4）補足情報の提供

金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。

なお、町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令対象地区をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。

（5）解除基準

土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

8　その他の警告等

町長その他防災機関の長は、特に警告等を要する状態が発生又は発生のおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告等を行う。

第４節　災害予警報の伝達体制

総務課・消防機関

1　基本方針

町は、県及び報道機関等と相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、災害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」という。）に基づき、県が放送機関に災害予警報の伝達を要請する。

【体　系】

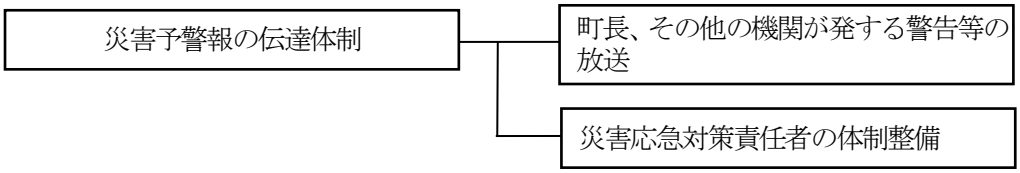

2　町長及びその他の機関が発する警告等の放送

町長及びその他の機関が発する災害に対処するための通知、要請及び警告について、放送の必要があると認めるときは、県を通じて放送機関に要請する。

3　災害応急対策責任者の体制整備

（1）災害応急対策責任者は、災害予報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、その期間内における体制を整備する。この場合において、特に休日及び夜間における体制に留意し、関係機関相互に徹底を図る。

（2）災害応急対策責任者は、トランジスターラジオ等を常備して、非常災害時にあっては常に体制等を整え警報等を積極的に受信し必要な措置を講じる。

（3）町は、県から通信が途絶した市町への緊急伝達要請があったときは、バイク等を用いて当該市町へ伝達する。

第５節　災害予警報別の伝達体制

総務課・建設水道課・消防機関

１　基本方針

気象、水防及び火災等に関する警報伝達等については、伝達系統並びに手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき迅速かつ的確に情報伝達を行う。

【 体 系 】

- 災害予警報別の伝達体制
  - 気象警報等の伝達
  - 火災警報の伝達
  - 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達
  - 土砂災害警戒情報の伝達
  - 町長及びその他の機関が行う警告等の伝達

２　気象警報等の伝達

（1）町は、県からの行政無線、ファクシミリ通信網及びＮＴＴ番号情報㈱関西支店からの電話回線を使用した略号等による警報等を受信した場合は、有線放送（告知端末を含む。）等を使用し、直ちに住民及び関係機関へ周知する。

なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達する。

警報の種類、略号並びに警報解除の種類、略号

警報の種類	同略号	警報解除の種類	同略号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

（2）防災関係機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて所要の機関等に周知伝達する。

（3）異常災害時の気象警報等の措置

金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。

なお、異常災害時に一般加入電話並びに同時送話装置が途絶した場合の気象警報等の伝達は、災害応急復旧無線電話及びその他の方法で適宜に行う。

金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図

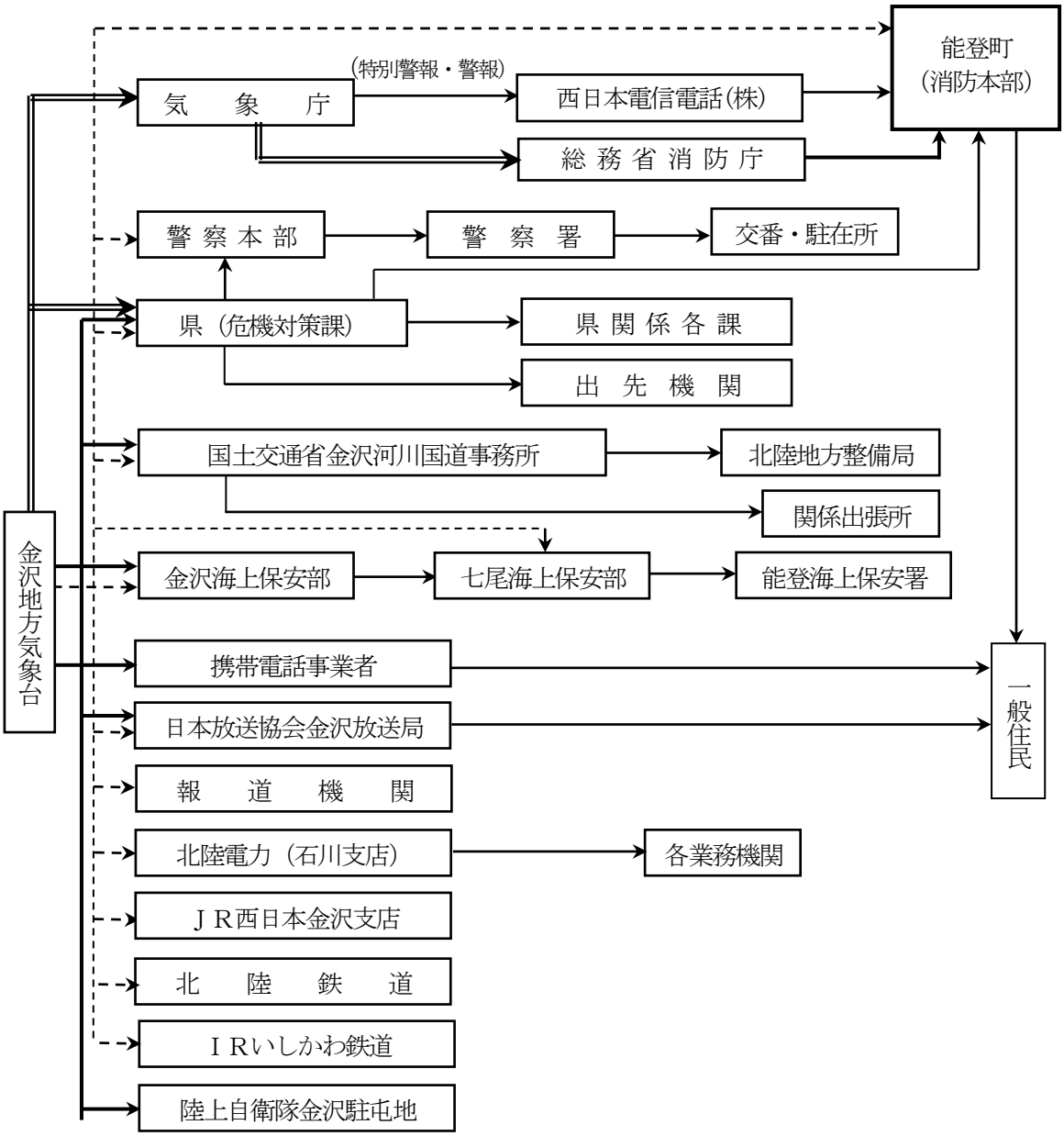

（凡例）
- ═══▶ 気象情報伝送処理システム
- - - - ▶ 防災情報提供システム（インターネット）（注）
- ──▶ 防災情報提供システム（専用線）
- ──▶ 各機関伝達手段

（注）インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

金沢、七尾海上保安部を中心とする警報等伝達系統図

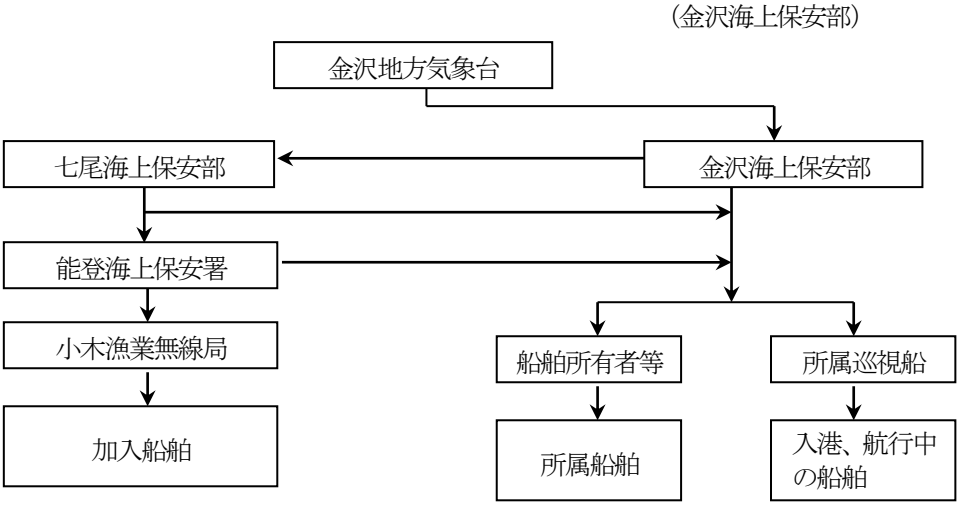

※船舶所有者等（漁業協同組合を含む）については、必要に応じ伝達する。

町を中心とする気象警報等伝達系統図

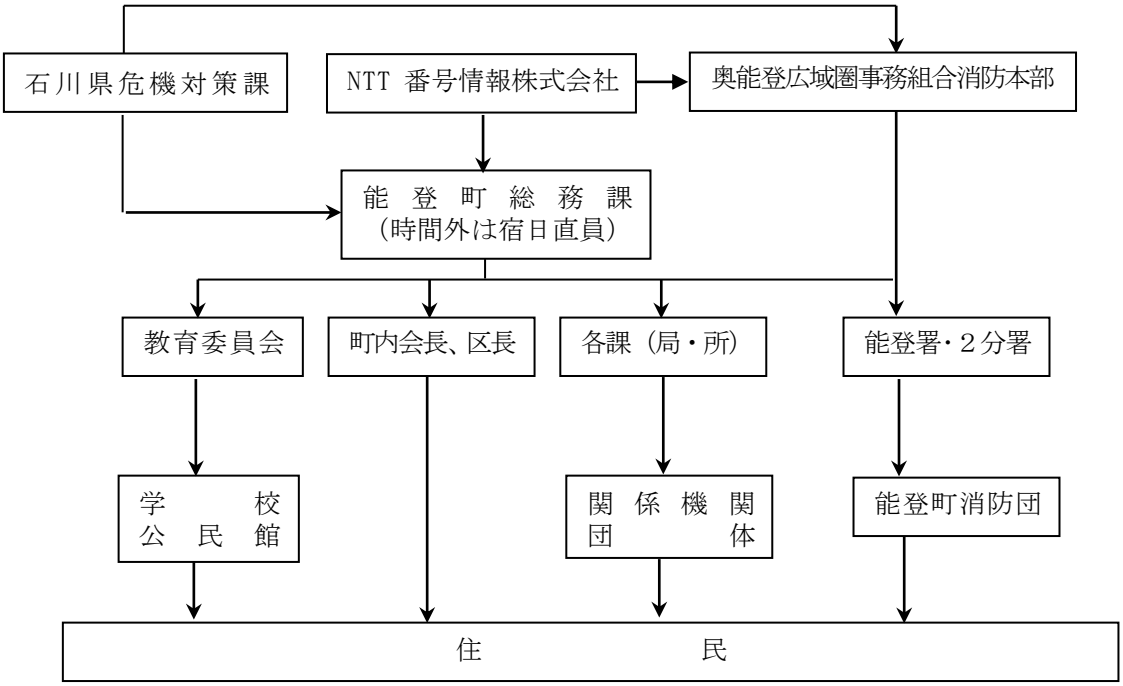

３　火災警報の伝達

組合長は、火災警報を発し又は解除した場合には、打鐘、サイレン吹鳴及びその他町地域防災計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底するとともに県へ通知する。

４　水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達

水防警報の伝達については、次のとおりとする。

（１）県（関係土木総合事務所、土木事務所）は、水防警報及び避難判断水位到達情報を発表したときは、水防計画の定めるところにより、一般の通信施設により町及び関係機関に速やかに伝達する。

（２）町は、県からの水防警報及び避難判断水位到達情報の発表により避難指示等を発令し、町民に周知する。

（３）県は、自ら発し、又は受領した水防警報及び避難判断水位到達情報について金沢地方気象台、関係出先機関へ伝達し、必要があると認めるときは、放送機関に放送を要請する。

（４）県が水防警報を発しない河川の予防予知については、各管理者が行い、必要がある場合は、警報により措置する。

能登内浦沿岸水防警報伝達系統図

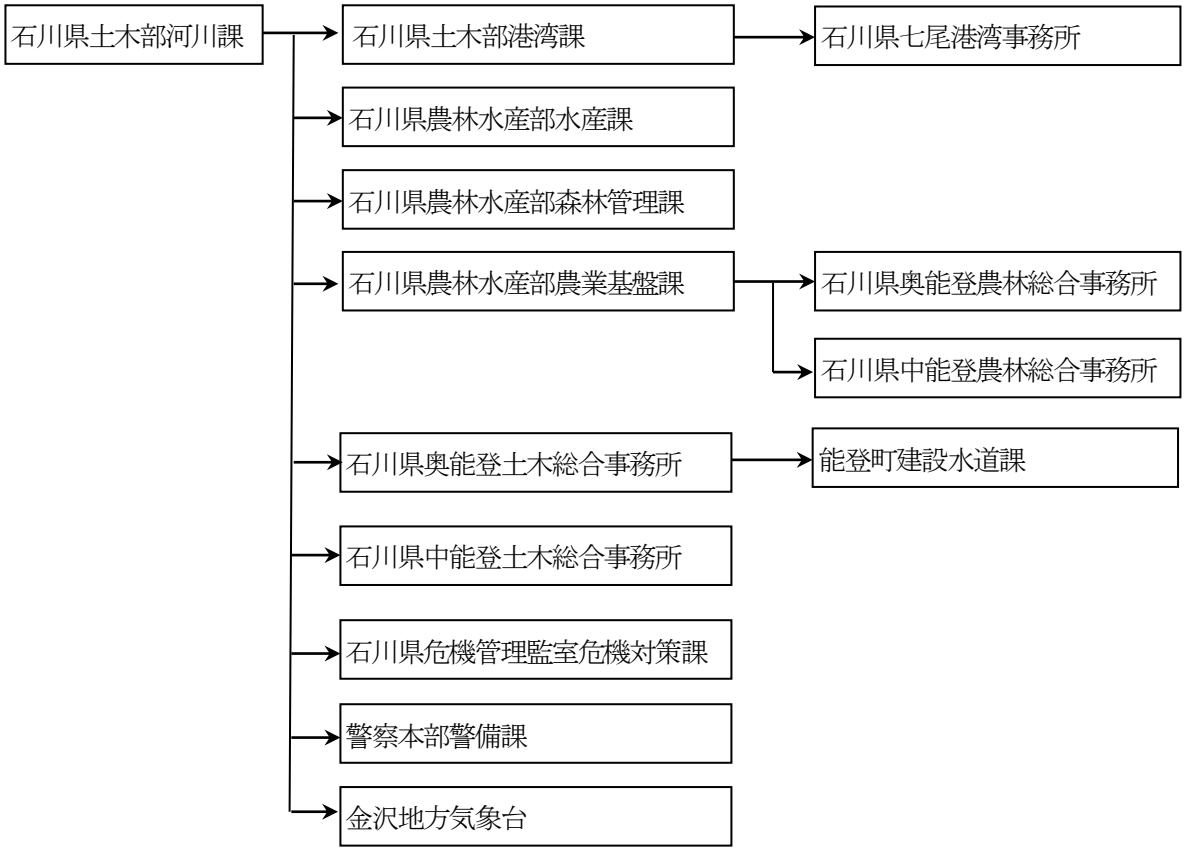

5　土砂災害警戒情報の伝達

金沢地方気象台と石川県は、共同して土砂災害警戒情報を参考となる警戒レベルと併せて作成・発表し、次のとおり速やかに市町へ伝達する。

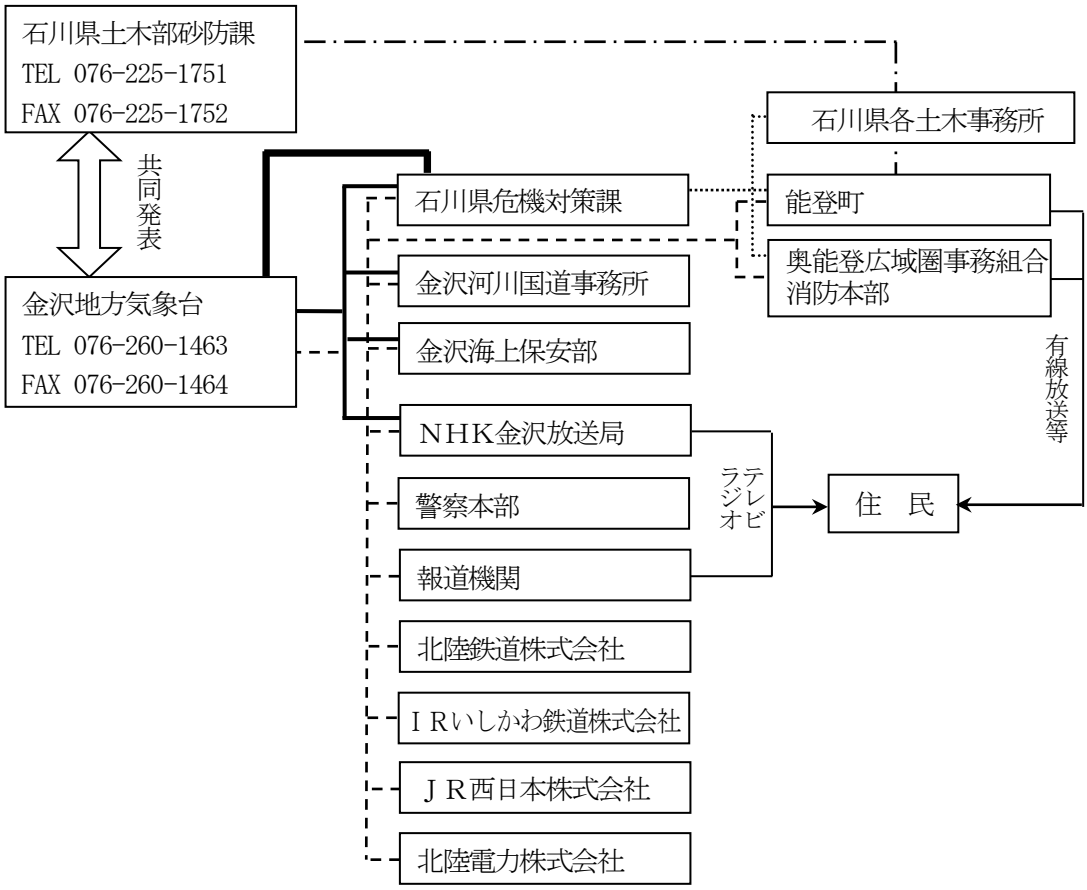

防災情報提供システム（専用回線）
防災情報提供システム（インターネット）（注）
防災行政無線ＦＡＸ
一般加入電話
気象情報伝送処理システム

（注）インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

6　町長及びその他の機関が行う警告等の伝達

（1）気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち町長及び町を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。

また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。

（2）町長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、町地域防災計画に定めるところによる。

（3）知事が発する通知、要請、町長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における町長の放送要請は、県を通じて行う。

（4）道路管理者は，降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して，できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際，当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し，通行規制に関する情報を広報する。

第６節　災害情報収集・伝達

全課・消防機関

１　基本方針

町は、災害時における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

【 体　系 】

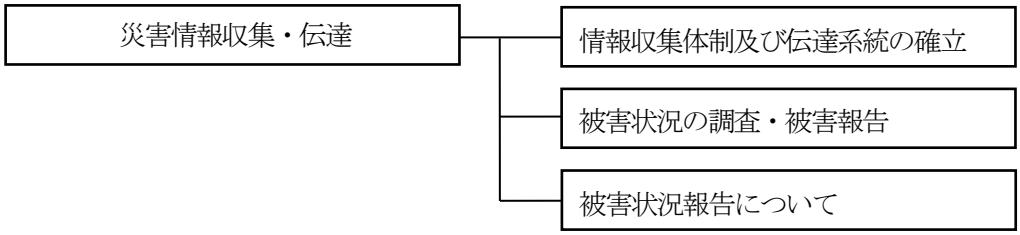

２　情報収集体制及び伝達系統の確立

（１）被害規模に関する概括的情報等の収集・伝達

ア　町

(ｱ) 町長は情報班を出動させ、自主防災組織（町内会・区会）等と協力して人的被害に重点をおき、各地区の概括的な被害状況を把握し防災関係機関に連絡するとともに、応急対策を実施する。

また、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき、直ちに県へ報告する。県への報告が困難になった場合は、一時的に消防庁へ報告するが、この場合は、県との連絡が取れるようになった後は県に報告する。

(ｲ) 町は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

イ　自主防災組織（町内会等）

自主防災組織の長（町内会長、区長）は、人的被害、建築物被害及び風水害、火災等の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め緊急的なものから逐次町の対策本部へ報告する。

ウ　関係機関等の協力関係

防災関係機関の長等は、被害状況の調査及び報告について、相互に連絡し協力する。

（２）災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア　町

(ｱ) 町長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を危機対策課又は県の出先機関に報告する。

(ｲ) 町長は、上記報告の概要を町所在の関係機関に連絡する。

(ｳ) 町は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ　関係機関等の協力関係

町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者と協力して、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。

また、町は県と連携して、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

町及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

（３）異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見したものは、町、消防機関、警察官及び海上保安官のうちいずれかに速やかに通報する。この場合において、町がこれを受けた場合は県へ、消防機関、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は、町を経由して速やかに県へ通報する。

ア　異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊及びなだれ等大きな災害となるおそれがあるとき。

イ　異常な高波、うねり、潮位、河川並びに湖沼等の異常水位

ウ　陸上及び海上における大量の油流出

エ　液化石油ガス等の大量漏洩

オ　火災その他異常と思われるもの。

異常現象発見者の通報系統図

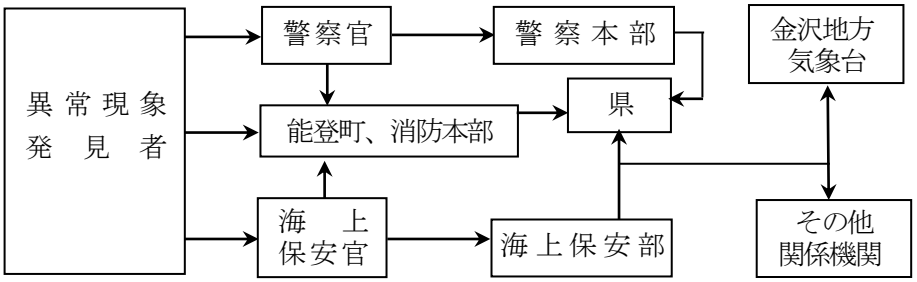

防災関係機関相互における災害情報連絡系統図

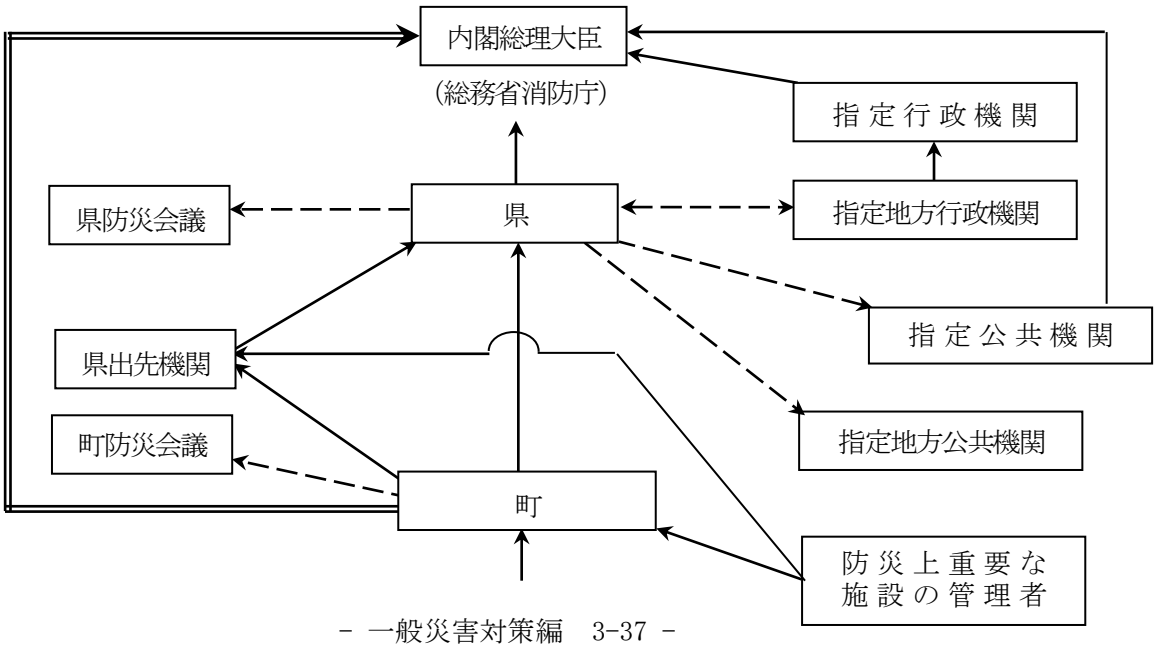

公共的団体

―――――― ：報告
－－－－－－－ ：通報
═══════ ：報告（県への報告が困難な場合及び特に迅速に消防庁へ報告すべき火災・災害等が発生した場合）

総務省消防庁　：平日　　03－5253－7527　FAX 03－5253－7537
夜間・休日 03－5253－7777　FAX 03－5253－7553

能登町災害情報収集分担表

班　名	構成課	調査事項	関連団体等
総務班	総務課 ２総合支所 ２支所	人、住家等の被害 被害、応急対策状況の総括 町有財産の被害、関係施設の被害調査	町内会長、施設の管理者、報道機関
協力班	議会事務局	総務班等の協力	町内会長、施設の管理者
会計班	会計課	資金管理、義援金管理	金融機関
企画班	企画財政課	災害情報整理	報道機関、町内会長、施設の管理者
税務班	税務課	人、住家等被害	町内会長、納税組合長
住民班	住民課	人、住家等被害、関係施設の被害関係	民生委員、施設の管理者、保健所、委託・許可業者、奥能登クリーン組合
救護・避難誘導班	健康福祉課	関係施設の被害関係	医師会、警察、消防団
農林水産班	農林水産課	農林関係被害 漁業関係被害	農林総合事務所、農業協同組合 森林組合、土地改良区 漁業協同組合
商工班	ふるさと振興課	商工関係の被害	商工会、観光協会
土木班	建設水道課	土木、建築関係等の被害 公営住宅の被害、上水道、下水道、環境施設等の被害	土木事務所、町内建設業者、施設の管理者、町内上水道事業者、町内下水道事業者
教育班	教育委員会事務局	教育関係施設、関係施設の被害関係	学校長、施設の管理者
医療班	病院職員	関係施設の被害関係	医師会
消防班	消防署 ２分署 消防団	人、住家等被害	町内一円、分団管轄内

※各班は人的被害、住家被害を最優先に調査する。

（4）安否情報の収集等

ア　町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ　町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ　県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

3　被害状況の調査・被害報告

町が行う被害状況等の報告については、次の要領により報告する。

（1）被害報告等の基準

○災害救助法の適用基準に合致するもの。
○火災・災害等即報要領第３直接即報基準に該当するもの。
○町が災害対策本部を設置したもの。
○災害が２市町にまたがるもので、１の市町における被害は軽微であっても、全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
○災害による被害に対して、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
○災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記５つの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
○人的被害並びに住家被害のあったもの。
○その他災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認められるもの又は県から報告の要請があったもの。

（2）報告の要領

ア　被害報告は災害の規模及び性質によって、短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、町は次のとおり報告する。

(ｱ) 災害が発生した場合は直ちに災害の概括的情報を報告する。

(ｲ) 順次災害対策本部の設置状況等、災害に対してとられた措置を報告する。

イ　被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き原則として電話又はファクシミリ等をもって行うが、緊急を要するもの及び特に指示のある場合を除き1日1回以上行う。

ウ　被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から随時行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ　特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

　また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

（３）速報及び被害状況等の報告様式

ア　人的被害（死者、行方不明者、負傷者）　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	原因	被害の種類	負傷の程度	被害者					備考（処置）
						住所	氏名	性別	年齢	職業	

イ　住家被害（全壊・全焼・半壊・半焼・一部破損・床上浸水・床下浸水）

（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種類	世帯主					世帯人員	被害額（千円）	備考
						住所	氏名	性別	年齢	職業			

ウ　非住家（公共建物・その他）　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	施設名又は所有者名	種類	原因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	備考

エ　田（水稲）・畑　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	地区	種別	流失(ha)	埋没(ha)	冠水(ha)	浸水(ha)	倒伏(ha)	その他	作物被害額(千円)	備考

オ　文教施設・病院・清掃施設　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	公立・私立別	備考

カ　道路・橋梁　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	路線及び橋梁名	場所	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	通行止等の規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

キ　河川・海岸・港湾・空港・漁港・砂防　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	河川名等	位置	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	復旧見込	備考

ク　水道　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	水道事業名	断水地域	発生日時	断水状況		被害の状況						被害額（千円）	応急対策	復旧見込	備考
				戸数	人口	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設				

ケ　下水道　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	下水道事業者名（公共・特環・流域）	被災位置	種別（管渠・処理場等）	被害の内容	下水処理不能		被害額（千円）	応急対策	復旧見込	備考
					戸数	人口				

コ　がけ崩れ・地すべり・土石流　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	規模	被害の内容	対策	種類	被害額（千円）	備考

サ　鉄道　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	路線名	区間	場所	被害状況	規制等	復旧見込	備考

シ　船舶　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	船名	船種及び船舶番号	トン数	所有者		被害の程度	被害額（千円）	備考
				住所	氏名			

ス　電話　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	不通区間又は地域	不通戸数	原因	被害状況	不通回線路	復旧見込	備考

セ　電気・ガス　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	原因	停電又は供給不能地域	戸数	被害の程度	復旧見込	対策	備考

ソ　ブロック壁等　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	所有者管理氏名	箇所数	被害の程度	被害額（千円）	備考

タ　火災　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	施設名	所有者管理氏名	種別	火災の状況	被害額（千円）	備考

チ　避難指示　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	指示日時	避難所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備考
		住所	場所名・施設名	住所	氏名	年齢	職業			

ツ　その他（農林水産業施設等）　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	地区	農地		○	○	○	○	○	○	備考
		面積	被害額（千円）	面積又は箇所		被害額（千円）				

４　被害状況報告について

町長は災害対策基本法第53条第１項の規定に基づき、別表により中間報告又は確定報告を知事（県危機対策課）あて文書により報告する。なお、報告にあたっては被害状況等の判定基準により行う。

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※爆発を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時（覚知日時）	月　日　時　分（月　日　時　分）	（鎮圧日時）鎮火日時	月　日　時　分（月　日　時　分）
火元の業態・用途		事業所名（代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
焼損程度	焼損棟数　全焼棟・半焼棟・部分焼棟・ぼや棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
罹災世帯		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

事故名
- １石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ２危険物等に係る事故
- ３原子力災害
- ４その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	
都道府県	
市町（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種 第２種、その他）		
発生日時（覚知日時）	月　日　日　時 （　月　日　日　時）	発見日時	月　日　日　時		
		鎮火日時（処理完了）	月　日　日　時		
消防覚知方法		気象状況			
施設の区分	1.危険物　2.指定可燃物　3.高圧ガス　4.可燃性ガス 5.毒劇物　6.ＲＩ等　7.その他（　　）	物質名			
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設 4.その他（　　）				
出火箇所		出火原因			
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等　　人（　人） 重症　　人（　人） 中等症　　人（　人） 軽症　　人（　人）			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		海上保安庁		人	
	警戒区域の設定　年　月　日　時　分 使用停止命令　年　月　日　時　分	自衛隊		人	
		その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）第１報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

発生場所			
発生日時	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　　人 不明　　人	負傷者等　　人（　　人） 重症　　人（　　人） 中等症　　人（　　人） 軽症　　人（　　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その1）

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　　町 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿（第　　報）

災害の概要	発　生　場　所				発生日時	月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部損壊　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急救助活動の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町）		

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その２）

都道府県				区分				被害
災害名 報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時　現在）			その他	田	流出・埋没	ha	
						冠　水	ha	
					畑	流出・埋没	ha	
						冠　水	ha	
報告者名					文教施設		箇所	
					病院		箇所	
区分			被害		道路		箇所	
人的被害	死者		人		橋りょう		箇所	
	行方不明者		人		河川		箇所	
	負傷者	重傷	人		港湾		箇所	
		軽傷	人		砂防		箇所	
住家被害	全壊（全焼）		棟		清掃施設		箇所	
			世帯		崖崩れ		箇所	
			人		鉄道不通		箇所	
	半壊（半焼）		棟		被害船舶		隻	
			世帯		水道		戸	
			人		電話		回線	
	一部破損		棟		電気		戸	
			世帯		ガス		戸	
			人		ブロック塀等		箇所	
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		罹災世帯数		世帯	
			世帯		罹災者数		人	
			人		火災発生	建物	件	
非住家	公共建物		棟			危険物	件	
	その他		棟			その他	件	

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>被　害</td><td rowspan="11">災害対策本部等の設置状況</td><td>都道府県</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="6">市町村</td><td colspan="3" rowspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村</td><td>団体</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>農産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>林産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4">計　　団体</td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="3" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">計　　団体</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所

災害発生年月日

災害の概況

応急対策の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示（緊急）の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況</td></tr>
</table>

※被害額は省略することができるものとする。

県報告様式

災害（事故）緊急報告書

（第　　報）

		報告日時	平成　年　月　日 午前・午後　時　分	
報告事項		報告者	所　属	
			職・氏名	
			ＴＥＬ	
発生日時	平成　年　月　日（　）午前・午後　時　分頃			
発生場所				
災害（事故）概要・対応状況等				

※報告先：危機対策課
TEL（076）225－1482
FAX（076）225－1484

受信者	危機対策課：

避難指示等の発令状況

都道府県名　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

被害状況即報

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流出・埋没	ha
				冠水	ha
			畑	流出・埋没	ha
				冠水	ha
			文教施設		箇所
報告者名			病院		箇所
			道路		箇所

区分			被害	区分		被害
人的被害	死者	人		橋りょう	箇所	
	うち災害関連死者	人		河川	箇所	
	行方不明者	人		港湾	箇所	
	負傷者 重傷	人		砂防	箇所	
	負傷者 軽傷	人		清掃施設	箇所	
住家被害	全壊	棟		崖くずれ	箇所	
		世帯		鉄道不通	箇所	
		人		被害船舶	隻	
	半壊	棟		水道	戸	
		世帯		電話	回線	
		人		電気	戸	
	一部破損	棟		ガス	戸	
		世帯		ブロック塀等	箇所	
		人				
	床上浸水	棟				
		世帯				
		人				
	床下浸水	棟		り災世帯数	世帯	
		世帯		り災者数	人	
		人		火災発生 建物	件	
非住家	公共建物	棟		危険物	件	

	そ の 他	棟			そ の 他	件	

区分			被害			
公立文教施設		千円		災害対策本部等の設置状況	都道府県	
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円			市町村	
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円		119番通報件数　　件		

災害の概況		
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）
	自衛隊の災害派遣	その他

※1　被害額は省略することができるものとする。
※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

被害状況等の判定基準

被害等区分		判　定　基　準
人的被害	死　者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住　家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全　壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊、半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館及び公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害等区分		判　定　基　準
その他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために道路、河川及び運河等の上に架設される橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）を適用され、若しくは準用する河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸、又はこれを設置する堤防、護岸、突堤及びその他海岸を防護するための施設とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外郭施設、繋留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	空港	空港整備法(昭和 31 年法律第 80 号)に規程する空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋りょう又は政令で定める空港用地とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	一般廃棄物処理及びし尿処理施設とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条の２に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害等区分		判　定　基　準
罹災世帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを１世帯として扱い、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば、立ち木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考	備考欄には、災害発生場所・災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

第７節　通信手段の確保

総務課・消防機関

１　基本方針

災害時において、町及び防災関係機関は応急対策に必要な指示、命令及び報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

【 体 系 】

- 通信手段の確保
  - 通信手段の確保
  - 通信設備の応急復旧

２　通信手段の確保

災害時における通信等の手段は、通信網の被災状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。なお、通信設備の優先利用若しくは使用については、法令に基づく手続き又は協議を行う。

（１）電話による通話

ア　非常扱いの通話、電報

(ｱ) 町は災害発生時における緊急通信のため、西日本電信電話株式会社金沢支店と災害時優先電話について協議し決定する。

(ｲ) 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合には、西日本電信電話株式会社金沢支店に災害時優先電話を用いて行う。なお、電話交換機手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、局番なし102番に「非常扱いの通話」と告げその理由を申し出る。

（２）電報による通信

「非常扱い電報」を利用する場合は、西日本電信電話株式会社金沢支店（局番なし115番）に「非常扱いの電報」と告げその理由を申し出る。

（３）非常通信

ア　町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用することができる。

なお、通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、石川県警察本部及び石川県地区非常通信協議会である。

イ　利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は原則として全ての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、下記の条件に適合するものを第１次的に利用する。

○公共機関であること
○できれば宛先までの通常通信系ルートを設定していること等
○停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等

ウ　利用上の注意事項

(ｱ) 非常通信は災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律131号）第52条に基づき優先的に利用できる。

(ｲ) 非常通信は、西日本電信電話株式会社等の電話回線が被害を受け使用できない場合又は通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。

(ｳ) 非常通信を利用することができる通報は、次の通りである。

○人命の救助に関する通報
○天災の予警報に関する通報
○秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
○遭難者の救援に関する通報
○電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
○道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
○災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
・中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
・県防災会議会長及び町防災会議会長
・県災害対策本部長及び町災害対策本部長
○電力設備の修理復旧に関する通報
○その他の通報

エ　通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

○宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入
○本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名を記入
○通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

（4）Lアラート（災害情報共有システム）の活用

町は県及び防災関係機関と相互に連携をとり、通信体制の確保に努める。

（5）防災相互通信用無線局の活用

町は県及び防災関係機関と相互に連携をとり、通信体制の確保に努める。

（6）孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、西日本電信電話株式会社が町内に孤立防止用無線を設置している場合は、その活用を図る。

（7）移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、町は県及び防災関係機関と連携して状況を把握するため、地域の状況により移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、被害状況の報告、町及び県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

（8）消防用主運用波無線の活用

町は消防機関と連携を図り、消防用主運用波無線の活用を図る。

３　通信設備の応急復旧

（1）町

町は、災害により有線放送等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保を図る。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

（2）通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、県、町災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先として次により応急復旧を図る。

ア　非常用衛星通信装置、応急用ケーブル等を使用し回線の応急復旧を図る。

イ　交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し応急復旧を図る。

ウ　電力設備被災局には、移動電源車あるいは大型可搬電源装置を使用し応急復旧を図る。

エ　幹線伝送路の被災については、非常用電送装置等による復旧を図る。

第８節　県消防防災ヘリコプターの活用等

総務課・消防機関

１　基本方針

災害時においては、道路の通行が困難となることが予想され、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターの派遣を県に応援要請する。

【 体　系 】

- 県消防防災ヘリコプターの活用等
  - 県消防防災ヘリコプターの活動内容
  - 運航基準
  - 支援要請
  - 要請先
  - 防災関係機関のヘリコプターとの連携

２　県消防防災ヘリコプターの活動内容

県消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航される。

（１）災害応急対策活動

○被災状況等の調査及び情報収集活動
○災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
○救援物資、人員等の搬送
○消防庁、他県市等からの災害応援要請に基づく活動

（２）救助活動

○捜索又は救助活動
○陸上から接近できない被災者の救助活動
○高層建築物火災における救助活動

（３）救急活動

○遠距離の救急患者搬送
○傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

（４）火災防御活動

○被害状況等の調査及び情報収集活動
○林野火災等における空中からの消火活動
○消防職員、消防資機材等の搬送

（５）その他総括管理者（危機管理監室）が必要と認める活動

３　運航基準

県消防防災ヘリコプターの運航は、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成９年４月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成９年４月23日）」の定めるところによる。また、運航の基準は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とする。

４　支援要請

町長及び消防長から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年４月１日）」の定めるところによる。

（１）支援要請の要件

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長等の要請に基づき支援が実施される。

○災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ○発災市町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合 ○その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（２）要請方法

町から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

○災害の種別 ○災害の発生の日時、場所及び被害の状況 ○災害発生場所の気象状態 ○飛行場外離着陸上の所在地及び地上支援体制 ○災害現場の町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法 ○支援に要する資機材の品目及び数量 ○その他必要な事項

５　要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
ＴＥＬ：0761－24－8930	ＦＡＸ：0761－24－8931

６　防災関係機関のヘリコプターとの連携

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、災害発生時においては、それぞれのヘリコプターの機動制等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるように体制整備を図る。

（１）石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項

石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制

について定める。

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	石川県警察本部 （航空隊）	H10．３．31	076-238-9444 夜 076-225-0110 （内線 3812）	076-238-9444
	航空自衛隊第６航空団 （防衛部）		0761-22-2101 （内線 231） 夜（内 225）	0761-22-2101 （内線 651．657）
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 （内線 215．216） 夜（内 218）	0761-22-2101 （内線 654）
	第九管区海上保安部 （新潟航空基地）		025-273-8118	025-279-2288

（２）大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年５月）

（３）消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	富山県	Ｈ９．７．１	076-495-3060	076-495-3066
	福井県		0766-51-6945	0776-51-6947

（４）石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	岐阜県	H20．10．14	058-272-1111	058-271-4119

別紙様式（第４条関係）

消防防災航空隊緊急出動要請書

石川県航空消防防災室長　殿

要請団体機関名
代表者　職　氏名　　印
電　　話
FAX

1　発　信　者	所属（課）　　職・氏名
2　要 請 日 時	年　月　日　曜日　午前・午後　時　分　頃
3　災 害 種 別	（1）火災　（2）救助　（3）救急　（4）自然災害
4　要 請 内 容	（1）消火　（2）救助　（3）救急　（4）捜索　（5）搬送
5　発 生 場 所 目　　標	場所 目標
6　発 生 日 時	年　月　日　曜日　午前・午後　時　分　頃
7　事故概要又は 災 害 概 要	
8　気　　象 （災害現場）	天候　風向　風速　m/s　気温　℃ 視界　m　（予警報：　警報　注意報）
9　必要資機材	
10　出　場　先 離 着 陸 場	場　所 施設名（目標） 要請元病院名
11　搬　送　先 離 着 陸 場	場　所 施設名（目標） 搬送先病院名
12　傷 病 者 等	住　所 氏　名　生年月日　年　月　日　歳　男・女 傷病名　程　度　重・中・軽
13　現地搭乗者	機関名　職・氏名
14　地上指揮者 コールサイン	指揮者氏名 無線種別（全国波・県内波）コールサイン
15　他の航空機へ の活動要請	

※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。

1　航空隊指揮者 コールサイン	指揮者　職・氏名 無線種別（全国波・県内波）コールサイン
2　到着予定時間	年　月　日　曜日　午前・午後　時　分　頃
3　活動予定時間	時間　分

※　その他特記事項	受信者	

第９節　災害広報

総務課・消防機関

１　基本方針

災害が発生又は発生するおそれがある場合には、本章第４節「災害予警報の伝達体制」に準じ広報活動を行うものとするが、特に広報媒体を十分活用し、町民に対して防災に関する諸対策、気象及び災害情報を周知徹底させ、人心の安定を図るとともに速やかな応急作業の推進に資するため、迅速かつ適切な広報活動を展開する。

【 体　系 】

- 災害広報
  - 広報活動
  - 広報活動の方法
  - 現場広報
  - 庁内連絡
  - 被災地域の相談・要望等の対応
  - 安否情報の提供等

２　広報活動

（1）災害発生直後の広報

○被害状況及びその他の災害情報
○災害応急対策及び活動状況
○出火防止等の災害時の行動や注意事項
○初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
○避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
○車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

（2）被災者に対する広報

◯町内における災害の発生等被害状況の概要
◯避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
◯医療機関の診療状況
◯電気等ライフラインの復旧状況
○災害救助法の適用その他援護活動
○交通規制及び交通機関運行状況
○町民の士気及び相互扶助精神の高揚
○町の一般平常業務の再開状況
○安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
◯被災者生活支援に関する情報
◯犯罪情勢及び予防対策

３　広報活動の方法

（１）報道機関への発表

ア　収集された情報を原則として、時間を定めて提供する。

イ　報道機関自体の取材及び放送出演等の依頼に対しては、応急対策に支障のない範囲で積極的に協力する。

（２）町民への広報

県を通じて報道機関に対し報道要請を行うとともに、町の広報媒体により適時に適切な広報周知を実施する。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

ア　災害時には、必要に応じラジオ、テレビに放送要請する。

イ　別に定める広報基準により、広報区域、広報事項を定めて、広報車を被害が大きい地域に重点的に出動させ広報活動にあたる。

ウ　広報刊行物の発行

エ　必要に応じてビラ等の作成及び配布

オ　インターネットの活用

カ　携帯電話の活用

キ　相談窓口による情報提供

ク　Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用

（３）写真の作成

被災状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

４　現場広報

被災地付近の住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、次の防災広報基準により行う。

広報種類	防災広報基準
防災１号広報	災害の発生が予想される場合、所管業務に基づき危険区域の住民に対し、広報車等の機動力をもって注意広報する。
防災２号広報	災害の発生が確実となった場合、被害発生が予想される危険区域を主として、広報車をもって警戒広報する。
防災３号広報	災害の発生が著しく大となった危険箇所に対し、避難の勧告又は指示（緊急）を行う。

５　庁内連絡

（１）予報及び警報の受領並びに伝達要領

金沢地方気象台が発表し、石川県危機対策課等が町に通報する予報・警報等は、総務課長（休日夜間にあっては、危機管理室職員）に通報する。

（２）町役場における措置

ア　総務課長（危機管理室職員）が警報等を受領したときは、必要に応じ速やかに町長、副

町長に報告するとともに、関係各課へ伝達する。

イ　伝達を受けた各課は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、関係団体、出先機関等へ伝達する。

（3）出先機関等の措置

警報等の伝達を受けた出先機関の長は、その内容を職員に周知させるとともに、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じる。

6　被災地域の相談・要望等の対応

町及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなど、相談や広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

7　安否情報の提供等

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

8 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

県、市町及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第１０節　消防活動

消防機関

１　基本方針

町民の生命、身体及び財産を火災等から守るため、その設備、資機材を最大限に活用し、消防機関はもとより町民挙げて出火防止と初期消火に努め、火災の警戒、鎮圧及び火災による被害を軽減するため消防活動に万全を期す。

【体　系】

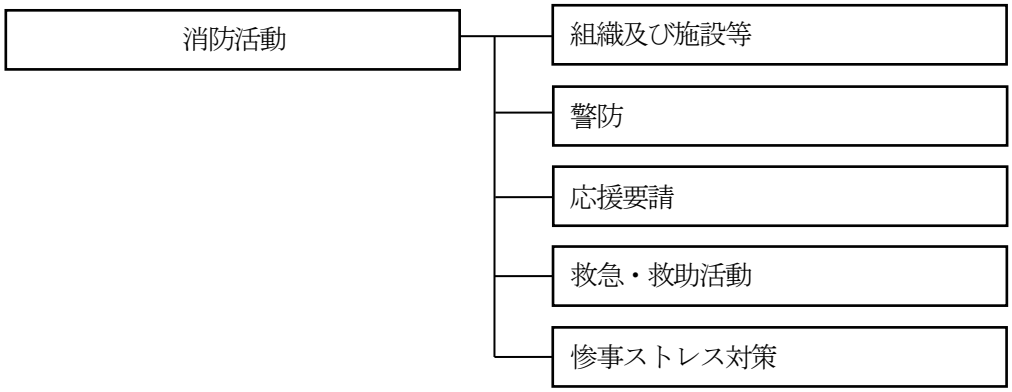

２　組織及び施設等

町は、組織、人員、設備及び機械器具について、現有のものの効果的な運用及び適正な整備保全を図るとともに、高層化、大規模化する特殊建築物災害及び救急需要の増大に対応する車両、資機材及び人員等の整備増強を逐次行い、複雑化、特殊化並びに大型化する災害に対処する。

（１）組織及び人員

ア　奥能登広域圏事務組合能登消防署･２分署の組織図は次のとおりであり、人員については「資料編第４章消防に関する資料」のとおりである。

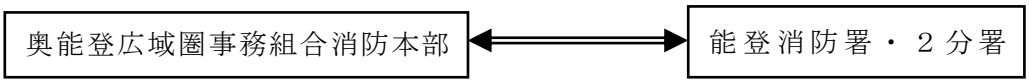

イ　消防団の組織及び人員については、「資料編第４章消防に関する資料」のとおりである。

ウ　消防団の責任区域は、「資料編第４章消防に関する資料」のとおりである。

（２）防災機械

能登消防署・２分署及び消防団の現有機械の内訳は、「資料編第４章消防に関する資料」のとおりであり、これらの経年劣化に伴う更新を図る。

また、産業、経済の発展に伴う町の近代化に対応する特殊車両、町の64.4%を占める山林における災害に対処するための林野工作車、昨今の交通事情の悪化並びに各種災害による人身事故の大型化に対応する救助機器、救急車等を逐次強化充実する。

（３）消防水利

ア　公設消火栓の設置状況は「資料編第４章消防に関する資料」のとおりであり、上水道配水管の延長に伴い逐次増設しているが、最も使用度の高い水利施設であることから、更に増設を図るとともに、効果的な使用の確保に万全を期す。

イ　防火水槽の設置状況は「資料編第４章消防に関する資料」のとおりである。地震、その他の原因による消火栓の断水又は減水時にこれに代わる最も重要な水利施設として、年々増加し

ているが、更に耐震化、上水道未設置の山間地域における増設及び無蓋防火水槽の有蓋化を図ること等により、今後も自然的条件を克服するため総合的、機能的な水利体系の整備を進める。

ウ　用水は季節的に使用不能期間があるが、火災が大規模に拡大する恐れがあるときは、用水管理者等に依頼、若しくは消防法第30条の規定に基づき速やかに通水処置を行い、使用の確保を図る。

エ　河川の使用可能箇所は少ないが、進入路の設置等により使用の確保を図る。

オ　上記のほかプール、池又はその他の水利については、消防ポンプ車の水利部署位置の確保について、それぞれの所有者、管理者等と協議しその使用の確保を図る。

カ　水利施設の保全については、消防署においては毎週、消防団においては月2回の調査を行い、水利確保に万全を図る。

（4）消防通信施設

分署及び消防団の通信は、奥能登広域圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）で定める通信規程等により行う。

なお、災害を発見した者が消防機関に連絡し、消防隊の出動を求める場合の通信系統は次のとおりである。

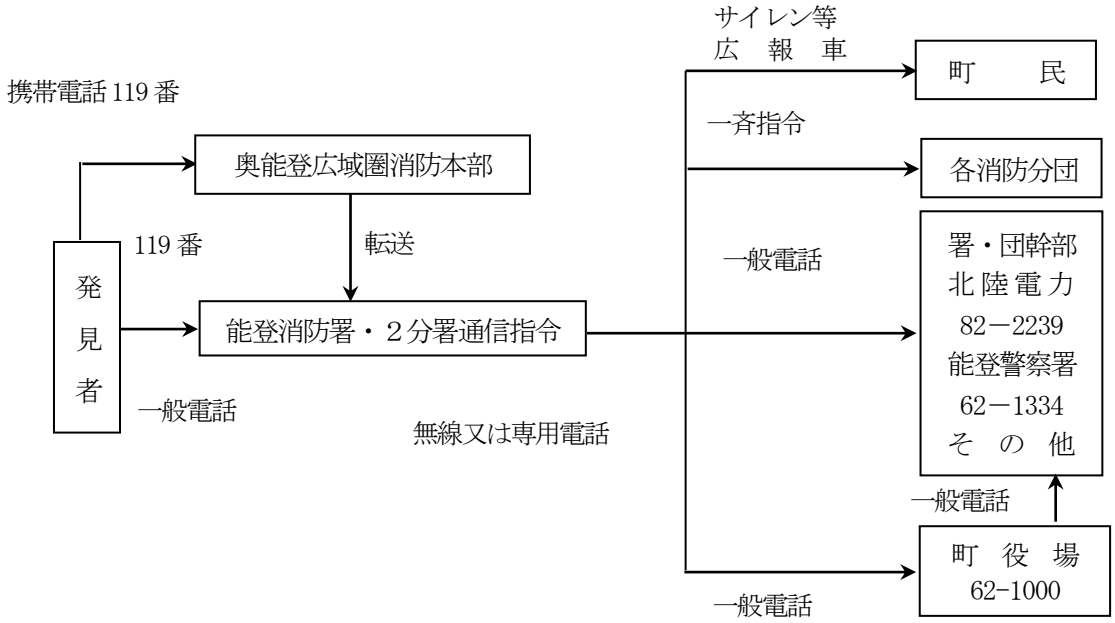

（5）消防用器具

各種災害に対応するため、各種放水器具、呼吸保護器具、防火被服、救助器具及びその他特殊機材の整備充実を図る。

（6）点検

消防団は、消防職務遂行に必要な諸般の状況を確認し、不備事項の整備是正を図るため、点検を実施する。なお、点検の種類は、通常点検、特別点検及び現場点検とする。

ア　通常点検

毎月２回消防分団ごとに点検日を定め、機材の精密点検及び放水試験を行う。

イ　特別点検

(ｱ) 特別点検においては、次の全部又は一部について行う。

a　訓練及び礼式

b　消防操法

c　消防演習

d　機械器具

e　物品及び備品

(ｲ) 毎年1回以上行う。

ウ　現場点検

水火災の防御並びにその他の作業が終わったとき、現場において次の事項について異状の有無を点検する。

(ｱ) 人員及び服装

(ｲ) 機械器具

(ｳ) その他必要な事項

３　警防

（１）防御区域

組織的防御作戦を遂行するため、全町を各分団の責任区域により15の防御区域に区分する。なお、各分団の行動は消防団長の統括による。

消防団火災出動区域表

区域別＼出動区分	第１出動	第２出動	第３出動
宇出津第一分団区域 宇出津第二分団区域	宇出津１分団消防隊 宇出津２分団消防隊 三波分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
高倉分団区域	高倉分団消防隊 宇出津１分団消防隊 宇出津２分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
三波分団区域	三波分団消防隊 宇出津１分団消防隊 宇出津２分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
鵜川分団区域	鵜川分団消防隊 三波分団消防隊 山田分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
山田分団区域	山田分団消防隊 鵜川分団消防隊 神野分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
神野分団区域	神野分団消防隊 三波分団消防隊 宇出津１分団消防隊 宇出津２分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
松波分団区域	松波分団消防隊 秋吉分団消防隊 不動寺分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等

出動区分 区域別	第１出動	第２出動	第３出動
小木分団区域	小木分団消防隊 白丸分団消防隊 秋吉分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
白丸分団区域	分署消防隊 白丸分団消防隊 秋吉分団消防隊 小木分団消防隊	署消防隊 全分署消防隊 全分団消防隊	署消防隊 全分署消防隊 全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
秋吉分団区域	秋吉分団消防隊 松波分団消防隊 不動寺分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
不動寺分団区域	不動寺分団消防隊 松波分団消防隊 秋吉分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
柳田分団区域	柳田分団消防隊 上町分団消防隊 岩井戸分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
上町分団区域	上町分団消防隊 柳田分団消防隊 小間生分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
岩井戸分団区域	上井戸分団消防隊 柳田分団消防隊 上町分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等
小間生分団区域	小間生分団消防隊 柳田分団消防隊 岩井戸分団消防隊	全分団消防隊	全分団消防隊 応援消防隊 消防ヘリコプター等

備　考(1) 第１出動とは、電話又は駆け付け等によって火災等を覚知した場合で、第２、第３出動に該当しない場合

(2) 第２出動とは、延焼拡大のおそれがある場合及び現場指揮者から第２出動の指示があった場合。

(3) 第３出動とは、非常災害警備活動が必要な場合であって、火災等の規模が前２項以上に該当する場合、又はその他の状況により分署長が必要であると認めた場合

（２）火災通報連絡等

火災警報、火災覚知、情報連絡、火災通報、出動指令並びに現場報告等については、消防本部の通信規定により行い、サイレン及び打鐘による消防信号方法は、消防法施行規則により次のとおりとする。

消防信号

信号種類		打鐘信号	余韻防止付サイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号（消防屯所から800m以内）	●−●−●−●−● （連点）	約３秒 ∧ ●——●——● ∨ 約２秒（単音連点）	
	出場信号（署団出場区域内）	●−●−●　●−●−● （三点）	約５秒 ∧ ●——●——● ∨ 約６秒	
	応援信号（署団匿名応援出場のとき）	●−●　●−●　●−● （二点）		
	報知信号（出場区域外の火災を認知したとき）	●　●　●　● （一点）		
	鎮火信号	●　●−●　●　●−● （一点と二点の班打）		
山林信号	出場信号（火災に同じ）	●−●−●　●−● （三点と二点の班打）	約10秒 ∧ ●—　●— ∨ 約２秒	
	応援信号（火災に同じ）	同上	同上	
火災警報信号	火災警報発令信号	●　●−●−●−● ●　●−●−●−● （一点と四点の班打）	約30秒 ∧ ●—　● ∨ 約６秒	掲示板 火災警報発令 赤字に白地 旗、吹き流し
	火災警報解除信号	●　●　●−● ●　●　●−● （一点二個と二点の班打）	約10秒　約１分 ∧　∧ ●—　●— ∨ 約３秒	口頭伝達 掲示板の撤去 吹き流し及び旗の降下
演習召集信号		●　●−●−● ●　●−●−● （一点と三点の班打）	約15秒 ∧　∧ ●—　●— ∨ 約６秒	

（３）召集及び出動

召集及び出動は、前記の消防信号により行うとともに、消防職団員が電話、サイレン及びその他の方法によって火災を覚知したときは、それぞれ所定の場所へ緊急召集し火災出動区域表に基づいて配備につく。

（４）警戒体制の強化

消防長及び署長は、災害の状況が町内全域又は局地的に大災害に発展するおそれがあると認めるときは、能登町災害対策本部の設置前においても町防災センター内に消防警備本部を設置し、職団員の召集並びに応召を行い、警戒態勢を強化する。

（５）防御計画

大規模建築物、中高層建築物及び家屋密集地域について、防御計画を樹立する。

（６）関係機関等との協力計画

消防活動を的確に遂行するため、水利運用、資機材の調達及びその他必要事項について、関係機関との協力について計画する。

（７）異常気象下の火災防御対策

異常乾燥、強風等の異常気象下における火災防御は、次のとおりとする。

ア　住民等の協力

(ｱ) 飛び火警戒

強風下の火災は、飛び火による続発火災の発生により、大火に発展することが極めて多いので、出火場所の風下居住者は、自主的に飛び火により着火の危険がある場所、建物部分若しくは物件の監視にあたり、開口部の閉鎖、着火危険物の整理、予備注水、飛び火の消火、出火の早期発見及び消火等を行い、災害の拡大防止に協力する。

(ｲ) 消防活動の支障排除

強風下の消防活動は、防御位置の移動を必要とする場合が多いので、搬出物件及び車両等は消防車の通行支障とならないよう処置するとともに、やじ馬的行為は厳に慎む。

(ｳ) 自主防災組織（町内会・区会）及び自衛消防隊等の活動

防火対象物の自衛消防隊は、それぞれの消防計画に定めるところにより、所属防火対象物にも飛び火警戒及び延焼防止等の処置を行うものとし、自主防災組織（町内会・区会）及び地域自衛消防隊等も消火活動に協力する。

(ｴ) 協力の徹底

住民等の協力を得るため、平時における広報活動を通じて事前に徹底を図るほか、現場においても車載拡声器等を通じて協力の確保を期す。

イ　消防隊の防御要領及び飛び火警戒要領等

(ｱ) 防御活動

a　現場本部の指揮により有機的な部隊運用を図るとともに、火災の状況に応じて延焼防止を第一として、主要方面及び風下方面の延焼防止を重点とする。

b　風向、風速等を勘案し、風横方面からの有効注水に留意する。

c　火災の状況により、防御線及び消防警戒区域の設定を強化する。

(ｲ) 飛び火警戒

a　飛び火警戒は、現場本部の指定した消防隊（消防団）が担当するものとし、警戒範囲は現場本部が指示する。

b　飛び火警戒隊は、高所見張り、重点移動等による飛び火の早期発見、鎮圧のほか、未燃物への予備注水を行うとともに、付近住民の警火心を喚起し自主的な飛び火警戒を指導する。

(ｳ) 延焼拡大時の対策

火勢が消防力を上まわるため初期の防御線を突破するおそれがある場合は、消防隊の増強又は転進配置を速やかに行い、新たな防御線を定めるとともに部署を指定して防御にあたる。

a　防御線の設定にあたっては、道路、空地、河川及び耐火建築物等を活用する。

b　飛び火警戒隊を増強し、更に広範囲な警戒位置をとるとともに、住民の避難誘導を直ちに実施する。

(ｴ) 破壊消防

消火栓、防火水槽、自然水利等が使用不可能な状態となり、放水による消火方法が途絶し、押し寄せる火勢に対し他にとるべき手段がないときは、破壊消防を行う。破壊消防を行おうとするときは、消防法第29条第２項及び第３項に基づき、延焼経路、気象状況、建築物の危険度、作業隊員数及び資材器具等を判断し最も効果的に行う。

(ｵ) 小型ポンプ等による防御

防御方法として前述したところによるほか、車両の通行不能時には小型動力ポンプ及び消火栓直結の防御方法をとることとし、水道管破裂時には自然水利等の最大限活用、破壊並びに除去の防御方法をとる。

4　応援要請

火災が延焼拡大し、町の消防隊の総力を挙げても延焼阻止の見込が立たない場合は、石川県消防広域応援協定及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により応援を要請する。

また、必要に応じて県消防防災ヘリコプター及び県を通じて自衛隊のヘリコプターを要請する。

（1）町長の相互応援

町長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成３年８月１日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア　消防長は、保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ　応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ　応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

エ　知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示を行うことができる。

（2）緊急消防援助隊の応援要請

町長は、災害の状況や本町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

5　救急・救助活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。この場合、必要に応じ県消防防災ヘリコプター等を活用する。

6　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第１１節　自衛隊の災害派遣

総務課

１　基本方針

甚大な被害を伴う災害が発生し、人命又は財産を保護するための応急対策を実施するにあたり、町等の組織を総動員しても不可能又は困難と認めた場合は、町長は県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

> 自衛隊法第83条（災害派遣）ー一部抜粋ー
>
> １　都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
>
> ２　防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
>
> ３　庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

【体系】

- 自衛隊の災害派遣
  - 災害派遣の適用
  - 災害派遣要請手続き
  - 派遣部隊の受入れ体制
  - 経費の負担区分
  - 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

２　災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

（１）災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合。

（２）被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合。

（３）災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合。

なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている。（災害対策における自衛隊との連携等について（平成７年10月25日消防庁防災課長通知））

ア　関係機関に対して当該災害派遣に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ　海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。

エ　その他災害に関し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

（4）庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。

３　災害派遣要請手続き

（1）町長から知事への要求

ア　町長は、町内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、下記（ｱ）の要請事項のほか、（ｲ）のその他の連絡事項を明らかにした文書で知事あて（危機対策課）に要求する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

(ｱ) 要請事項

a　災害の情況及び派遣を要請する事由

b　派遣を希望する期間

c　派遣を希望する区域及び活動内容

d　その他参考となるべき事項

(ｲ) その他の連絡事項

a　現に実施中の応急措置の概況

b　宿泊施設等の受入れ体制の状況

c　部隊等が派遣された場合の連絡責任者

イ　通信の途絶等により、町長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、町内に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ　町長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

（2）知事による要請

知事は、町長からの要求、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたとき、前記（ｱ）の要請事項を明らかにした文書で、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第３科長	076-241-2171（内線235）
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第３幕僚室長	0773-62-2250（内線2548）
航空自衛隊	第６航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101（内線231）

4　派遣部隊の受入れ体制

（1）受入れ準備

県知事から派遣の通知を受けたときは、次の事項に留意して派遣部隊の受入れに万全を期す。

ア　宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。

イ　派遣部隊との連絡責任者を定める。

ウ　応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後直ちに活動できるよう準備をする。

エ　ヘリコプターによる応援を受ける場合は、着陸地点及び風向表示等の必要準備をする。なお、臨時離着陸場として使用可能箇所をあらかじめ選定しておく。

（2）派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、部隊責任者と作業計画等について協議調整し、必要な措置をとるとともに次の事項を県知事に報告する。

ア　部隊到着日時

イ　隊員数

ウ　部隊の責任者の官職、氏名

エ　従事している作業内容及び進歩状況

（3）派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害の救援活動が終了し災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに県知事に対し文書（様式２）をもってその旨を報告し、撤収を要請する。

5　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が次の基準により負担する。なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

（1）派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料

（2）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

（3）派遣部隊の　救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借り上げ、運搬及び修繕費

（4）有料道路料

6　自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

（1）空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡する。なお、異常がない場合は、旗を振ってはならない。

ア　急患が発生している場合　　赤　　旗

イ　食料が極度に不足している場合　　青　　旗

ウ　両方とも発生している場合　　赤青両旗

（２）ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（勾配４°～５°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア　次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

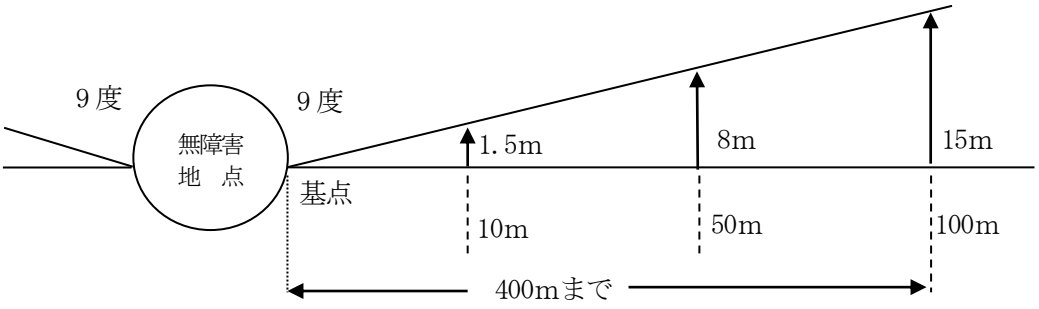

(ｱ) ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

a　小型機（OH-6）の場合

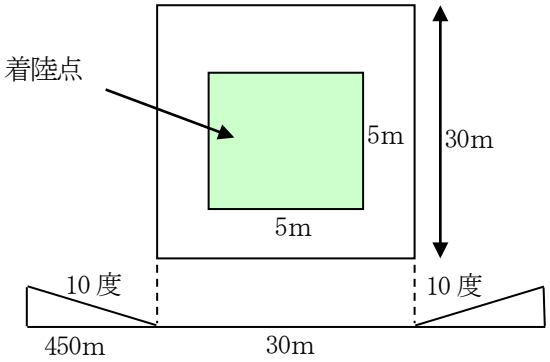

b　中型機（UH-1）の場合

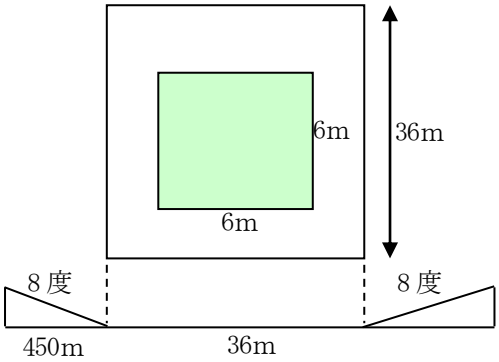

c　大型機（UH-60）の場合

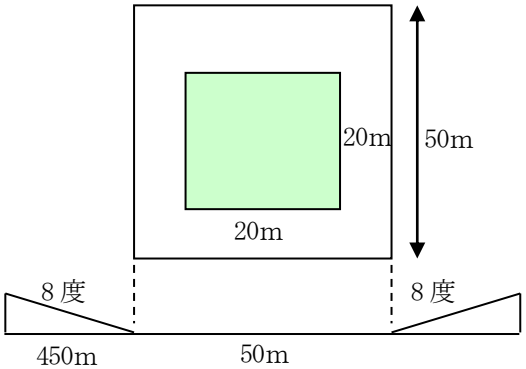

d　大型機（CH-47）の場合

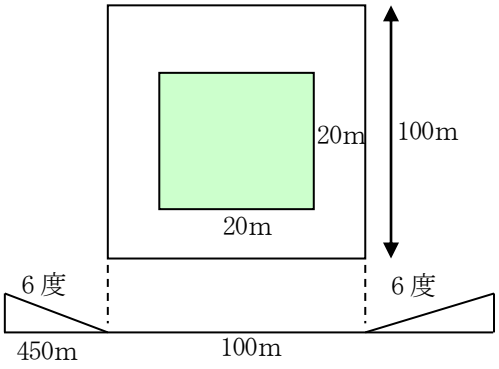

(ｲ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ　着陸地点には、次の基準のⓗ記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ｱ) ⓗ記号の基準

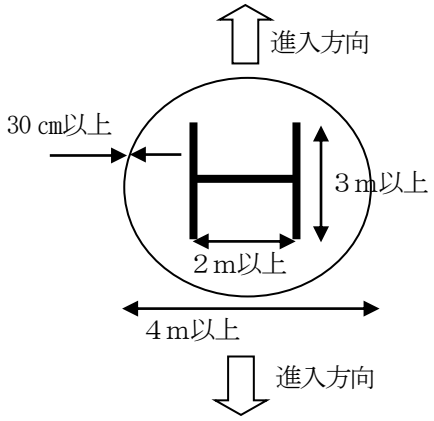

石灰等で表示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に表示

(ｲ) 吹き流しの基準

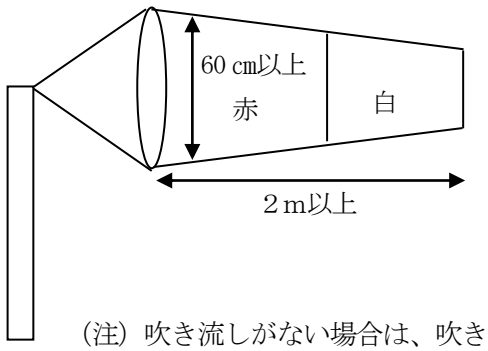

(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

・生地は繊維
・型は円形帯

ウ　危険予防の措置

(ｱ) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運向上の障害となる恐れがある範囲には、立ち入らせない。

(ｲ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

様式１号

第　　号
年　　月　　日

石　川　県　知　事　　殿

能登町長　　印

災　害　派　遣　要　請　に　つ　い　て

自衛隊法第83条第１項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

１.災害の状況及び派遣を要請する事由
（１）災害の状況
（２）派遣を要請する事由

２.派遣を必要とする期日

３.派遣を希望する勢力及びその任務
（１）勢力
（２）任務

４.派遣を希望する区域及び活動内容
（１）派遣区域
（２）活動内容

５.その他参考となるべき事項

６.経費の負担
自衛隊の防災活動に要する経費は、原則として本町が負担する。

様式第２号

第　　号
年　　月　　日

石　川　県　知　事　　殿

能登町長　　印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、（災害復旧）もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１.撤収要請依頼日時

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

２.派遣要請依頼日時

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３.撤収作業場所

４.撤収作業内容

第１２節　避難誘導等

総務課・建設水道課・健康福祉課・消防機関

1　基本方針

町長は、風水害、火災、危険物の漏洩及びがけ崩れ等の危険地域から、町民及び滞在者の生命、身体の安全を確保するため、災害対策基本法に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講じる。

【 体　系 】

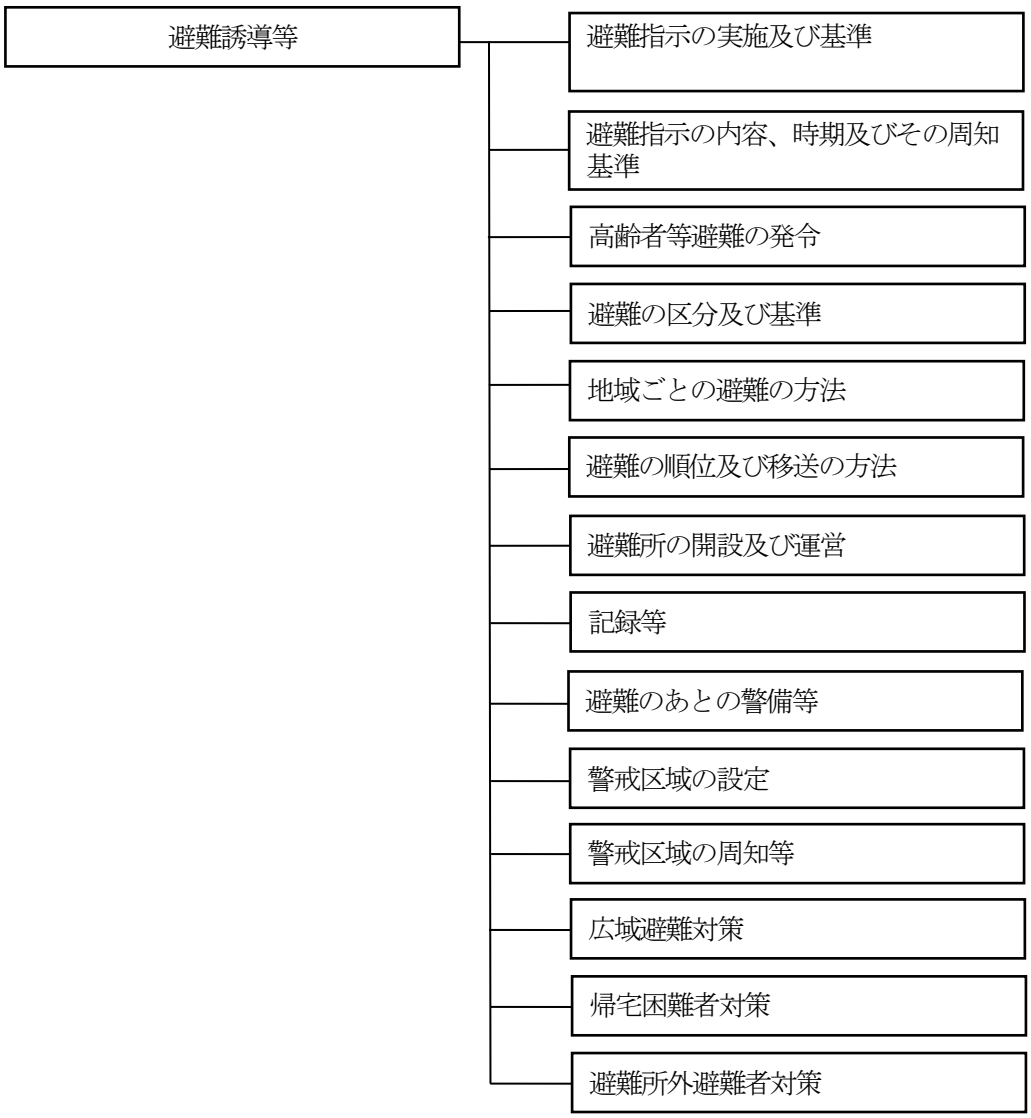

2　避難指示の実施及び基準

（1）町長（災害対策基本法第60条及び第61条の２）

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。

なお、町長はこれらの指示等を行ったときは、直ちに立退き指示等の理由、

地域名、世帯数及び立退き先等を県へ報告する。

また、町長は避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに県へ報告する。

イ　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、「緊急安全確保」を指示することができる。

ウ　町長は、避難のための立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

（２）指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第61条の２）

町長から避難の指示に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

（３）警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条）

前記（１）の町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに町長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

（４）水防管理者（町長）（水防法（昭和24年法律第193号）第21条）

溢水及び破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きを指示する。この場合、直ちに管轄の警察署長に通知する。

（５）知事又はその命を受けた職員（水防法第21条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

溢水、破堤あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きを指示する。この場合、直ちに管轄の警察署長に通知する。

（６）自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り危害を受けるおそれがある者に対して避難の措置をとる。

（７）相互の連絡協力

（１）から（５）に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

（８）避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令する。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

（避難指示等の発令方法については、能登町避難情報の判断・伝達マニュアル（平成22年11

月作成）参照）

３　避難指示の内容、時期及びその周知

（１）避難指示の内容

避難指示をする場合、町長は次の内容を明示する。

○避難指示の理由（差し迫った具体的な危険予想） ○避難対象地域 ○避難先 ○避難経路 ○避難行動における注意事項（携帯品、服装） ○出火防止の措置 ○電気（配電盤）の遮断措置 ○その他必要な事項

（２）避難指示の時期

町長等は、避難指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

（３）住民への周知

町長等は、避難指示を行う場合には、地域住民等に対して有線放送（告知端末を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、エリアメール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民みずからの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

「３　避難の指示の内容、時期及びその周知」については、能登町避難情報の判断・伝達マニュアル（平成22年11月作成）参照

４　高齢者等避難の発令

町長は、避難指示のほか、避避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

また、町は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

なお、高齢者等避難の発令、内容及び周知については、上記２及び３を準用する。

５　避難の区分及び基準

（１）事前避難

危険物等の漏洩、破堤、地すべり又はなだれ等の被害のおそれがある場合は、あらかじめ居住者、滞在者を安全な場所へ避難させる。

（２）緊急避難

事前避難のいとまがなく、火災又は危険物等の漏洩により著しく危険が切迫していると認められたときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。

（３）収容避難

必要に応じて一時的避難場所から緊急避難者又は救出者を指定する場所に収容避難させる。

６　地域ごとの避難の方法

避難場所は「資料編第５章防災上必要な施設及び設備等」のとおりとし、避難者の誘導は、活動班、警察官及び自主防災組織（町内会等）の誘導班（役員）が避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して誘導する。

また、集団避難に心掛けるとともに、要配慮者に十分配慮する。なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

７　避難の順位及び移送の方法

（１）避難の順位

避難させる方法は、要配慮者を優先的に避難させる。

（２）移送の方法

自力で避難できない場合、避難途中危険がある場合、病院等の入院患者の場合並びに老人や子供の避難については、必要に応じて車両、舟艇等を利用して行う。

８　避難所の開設及び運営

（１）避難所の開設が必要となった場合は、町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、警察署と十分な連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。

なお、町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

（2）避難生活の対象者

○住居等の被災者
○避難指示などの対象地域の居住者
○帰宅できない旅行者、迷い人等

（3）避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

○避難所の名称
○避難所開設の日時及び場所
○世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
○開設期間の見込み
○必要な救助・救援の内容

（4）避難等の状況把握

町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

（5）避難所の運営

○町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
○避難所の管理運営等を適切に行うために、町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。
○町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
○避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
○避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
○避難者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

（6）仮設トイレの設置

町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県に斡旋を要請する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常の管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

（7）要配慮者に対する配慮

町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

（8）要配慮者等の健康管理

町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

（9）二次避難支援の実施

町は、災害時要援護者支援プランに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(10) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(11) 女性や子ども等の安全の配慮

避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(12) ホテル・旅館等の活用

町は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(13) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により避難所の早期解消に努める。

(14) ペット動物の飼育場所の確保等

町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

9　記録等

本部及び各避難所には、維持、管理のため次に準じた帳簿を整備保存する。

（１）避難所収容台帳（日誌）
（２）避難所用物品受払簿
（３）避難所設置及び収容状況（収容者名簿）
（４）避難所開設に要した支払証拠書類
（５）避難所設置に要した物品受払証拠書類

10　避難のあとの警備等

避難したあとの地域住民の財産保護対策は、警察官と協議のうえ警察官若しくは本部長の指定した者がこれにあたる。また、避難所における秩序保持も同様に実施する。

11　警戒区域の設定

（１）町長（災害対策基本法第63条第1項）

災害が発生又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずる。

（２）警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、（１）の町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を町長へ通知する。

（３）自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を町長に通知する。

12　警戒区域の周知等

（１）警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民に周知及び関係機関への連絡を行う。

（２）町長は、警察官等の協力を得て住民等の退去に確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

13　広域避難対策

（１）町の対策

ア　災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ　被災者の他地区への移送を要請した場合は、町の所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

ウ　国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

エ　移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町が行い、被災者を受入れた市町は協力する。

オ　町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

カ　その他必要な事項については、別に定める。

（２）広域一時滞在

ア　町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。

イ　県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要請を待ついとまがないときは、町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。

ウ　町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

14　帰宅困難者対策

町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、民間企業と協定を締結し協力を要請す

るなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

15　避難所外避難者対策

町は、町内会や自主防災組織、消防団、ＮＰＯやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

第１３節　要配慮者の安全対策

健康福祉課・消防機関

１　基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。

町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じる。

【 体 系 】

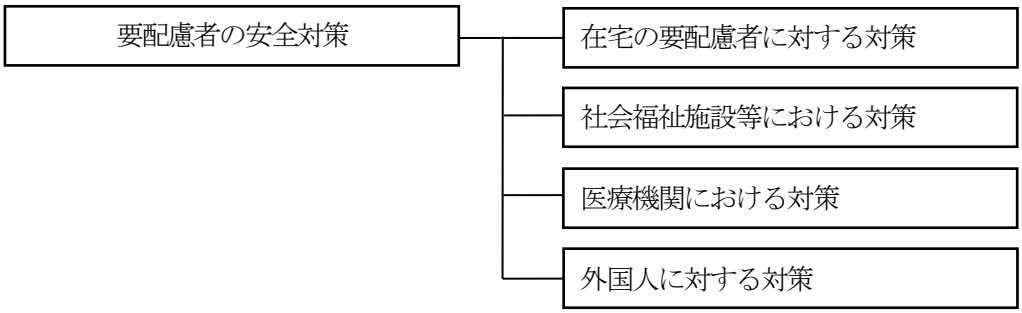

２　在宅の要配慮者に対する対策

（１）災害発生後の安否確認

町は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否の確認を図る。

また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて町内会長、区長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織（町内会・区会）等の協力を得る。

（２）避難

災害により住民避難が必要となった場合は、町は避難行動要支援者の避難にあたって近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行う。避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

（３）被災状況等の把握及び日常生活支援

町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア　被災状況等の把握

町は、避難所及び要配慮者の自宅等に保健婦や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ　被災後の日常生活支援

町は県の協力のもと、在宅の要配慮者の被災状況に応じて避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供を図る。

（4）二次避難支援の実施

町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

3　社会福祉施設等における対策

（1）施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消を図る。

入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織（町内会・区会）の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織（町内会・区会）の協力を得て安全な避難誘導を図る。

（2）被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を町、県等に報告し必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し必要な協力を依頼する。

（3）施設の使用が不能となった場合

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引取り等の措置を講じる。町は被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め入所可能施設を斡旋する。

4　医療機関における対策

（1）医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

（2）被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、石川県災害・救急医療情報システムに（ＥＭＩＳ）参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

（3）医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

県及び町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5　外国人に対する対策

（1）町は県と協力して、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう各種情報の収集、提供ができる体制の整備等を図る。

（2）町は広報車等により外国語による広報を行うよう努め、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を図る。また、相談窓口等を開設して災害に関する外国人のニーズの把握を図る。

第１４節　医療救護活動

総合病院・健康福祉課・消防機関

１　基本方針

災害時には建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療救護の需要が膨大なものになることが予想され、特に発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、町は県及び他の関係機関と連携して、迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

【 体　系 】

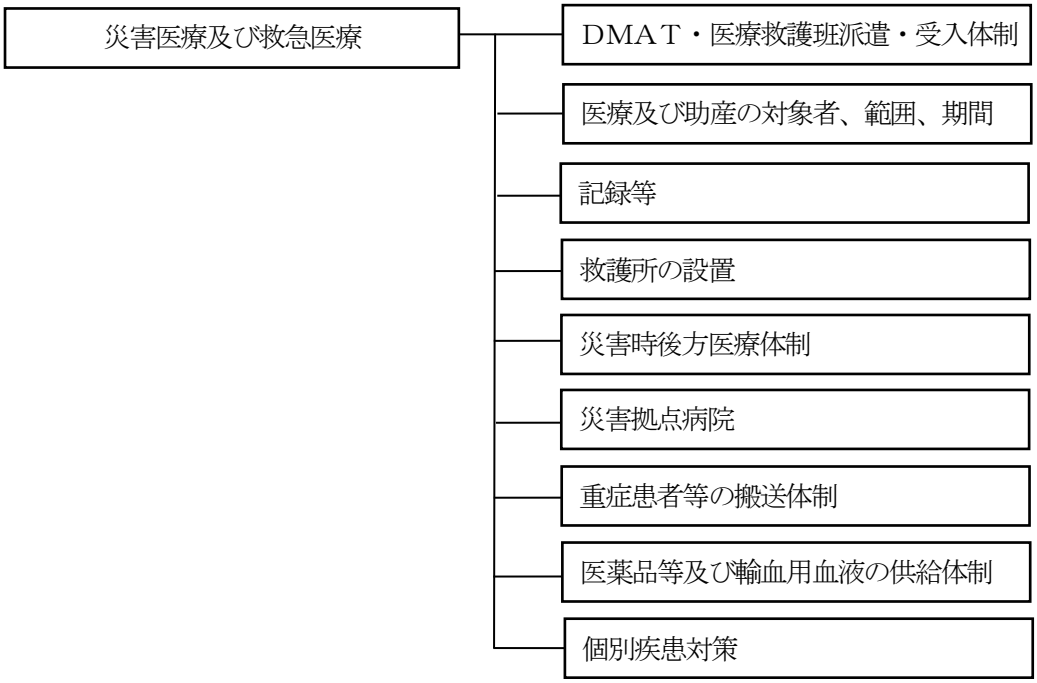

２　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

（1）町

ア　町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会に医療救護班の派遣を要請する。

また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

イ　医療救護班による救護ができない場合は、委託医療機関又は委託助産機関が救護を行うが、この場合は被災者に次の様式による医療券若しくは助産券を交付し、被災者はこれを持参して救護を受ける。

ウ　医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

医療・助産券

（　表　面　）

No.

医　　療
　　券
助　　産

住所
氏名

年　　月　　日から
有効期間
年　　月　　日まで

町長　　印

（　裏　面　）

注意事項

１　この券を使用できるのは町の委託を受けた医療・助産の機関のみです。

２　国民健康保険、健康保険、共済組合等の加入者でもこの券を利用してください。

３　医療の範囲は次のとおりです。

（１）診療
（２）薬剤又は治療材料の支給
（３）処置手術その他の治療及び施術
（４）病院又は診療所への収容
（５）看護

４　助産の範囲は次のとおりです。

（１）分娩の介助
（２）分娩前後の処置
（３）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（２）県

ア　災害医療支援室の設置

県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を石川県災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び市町等から把握する。

イ　県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMATを派遣するほか、医療救護班を派遣する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受けるものとする。

ウ　DMATの派遣

(ｱ) 県は、石川DMATが出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川DMAT指定病院に対して石川DMATの出動を要請する。

(ｲ) 県は、20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる災害の場合は、国及び他の都道府県にDMATの派遣を要請する。

エ　医療救護班の派遣

(ｱ) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受けるものとする。

(ｲ) 災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室からの要請に基づき、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

（３）公立病院等

ア　公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

イ　公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

３　医療及び助産の対象者、範囲、期間

医療を必要とする状態が生じたにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者又は災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者で災害のために助産の途を失った者。

（１）医療及び助産の範囲

ア　医療

(ｱ) 診療

(ｲ) 薬剤又は治療材料の支給

(ｳ) 処置、手術、その他の治療及び施術

(ｴ) 病院又は診療所への収容

(ｵ) 看護

イ　助産

(ｱ) 分娩の介助

(ｲ) 分娩前後の処理

(ｳ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（２）医療及び助産の期間

災害救助法が適用になった場合、医療救助は災害発生の日から14日以内、助産救助は分娩の日から７日以内とする。

４　記録等

医療及び助産を実施した場合に整備すべき記録等は次に準ずるものとする。

（１）医療助産券交付簿

（２）医療救護班診療記録簿

（３）医療救護班医薬品衛生材料使用簿

（４）医療救護班の編成及び活動記録

（５）医薬品衛生材料受払簿

（６）病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類

（７）医薬品衛生材料等購入支払証拠書類

（８）助産台帳

（９）助産関係支出証拠書類

なお、助産を医療救護班が行った場合は、助産台帳とは別に活動状況等の中にそのことを明らかにする。

５　救護所の設置

（１）町は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。

（２）救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

６　災害時後方医療体制

（１）医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受けるものとする。

（２）災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

7　災害拠点病院

（１）次の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

種別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	珠洲市総合病院
	市立輪島病院
	公立能登総合病院
	公立羽咋病院
	国立病院機構金沢医療センター
	金沢市立病院
	金沢赤十字病院
	小松市民病院
	公立松任石川中央病院

（２）医療救護班の業務内容

○傷病者のトリアージ
○傷病者に対する応急措置
○重症者の後方病院への搬送手続き
○救護所における診療
○避難所等の巡回診療
○被災地の病院支援
○医療救護活動の記録
○その他必要な事項

（３）医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、石川県災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

（４）災害拠点病院は、他のＤＭＡＴ及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

8　重症患者等の搬送体制

（１）搬送者及び搬送先の選定

搬送にあたっては負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受けるものとする。

（２）搬送の実施

ア　災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは県に要請する。原則として被災現場から医療施設又は救護所までの搬送については町が、医療施設又は救護所から災害

時後方病院までの搬送については県及び町が対応する。

イ　重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、ＳＣＵを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、本章第8節「県消防防災ヘリコプターの活用等」及び本章第11節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

9　医薬品等及び輸血用血液の供給体制

（1）医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合は、町災害対策本部に調達を要請する。

（2）町災害対策本部

ア　医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合は、調達できる医薬品等を供給する。なお、町において調達できない場合は県に要請する。

イ　輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県へ調達を要請する。

10　個別疾患対策

慢性腎疾患や難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼動状況を把握のうえ、患者等へ的確な情報を提供し受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保を図る。

また、慢性疾患患者の受入れ可能な医療機関が不足する場合は、県に要請する。

第１５節　健康管理活動

健康福祉課

1　基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

【 体 系 】

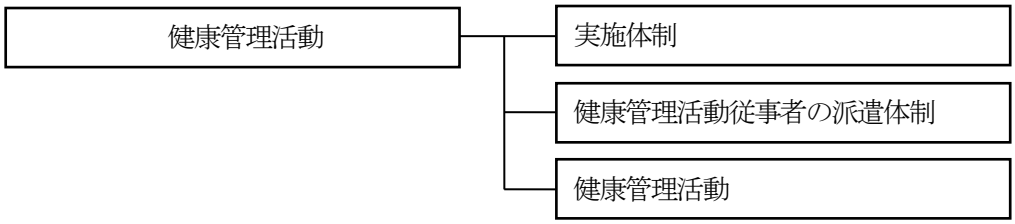

2　実施体制

町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

3　健康管理活動従事者の派遣体制

（1）町は、被災者等の健康管理に際し、町の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

（2）県は、町から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、町が行う健康管理活動を支援する。

また、必要な場合、町に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

4　健康管理活動

（1）町は、健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。

（2）町は、町が作成する保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

（3）町は、避難生活における健康への配慮点などを広報することにより、避難者自らが健康管理に注意するように呼びかける。

（4）町は、健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

図　災害発生直後の保健師派遣に関する手続き
（厚生労働省防災業務計画を一部変更）

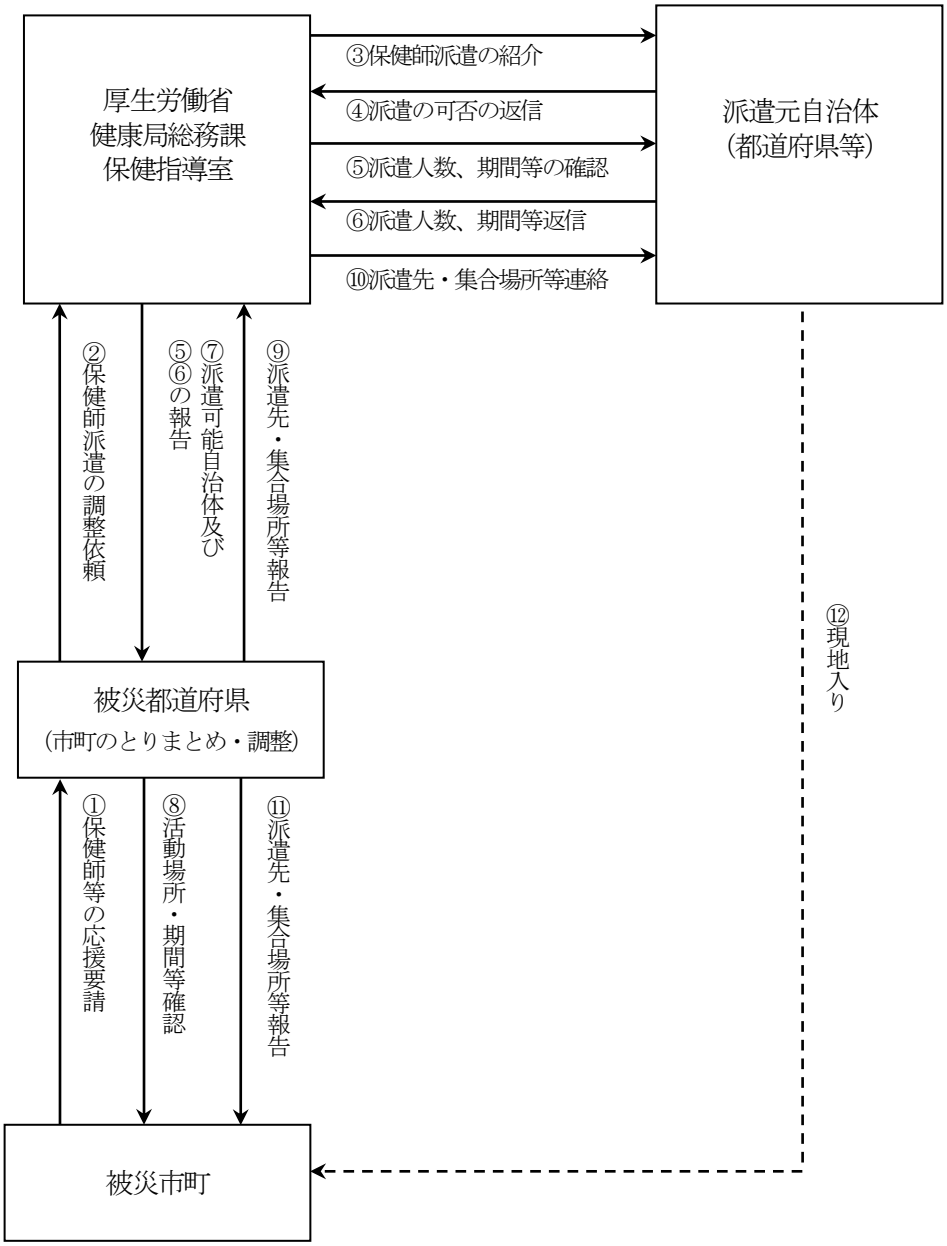

第１６節　救助、救急活動

消防機関

１　基本方針

町は県及び防災関係機関と連携し、風水害、火災等のため生命、身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して医療機関に搬送又は保護する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や県、他の地方公共団体に応援を要請する。

【 体　系 】

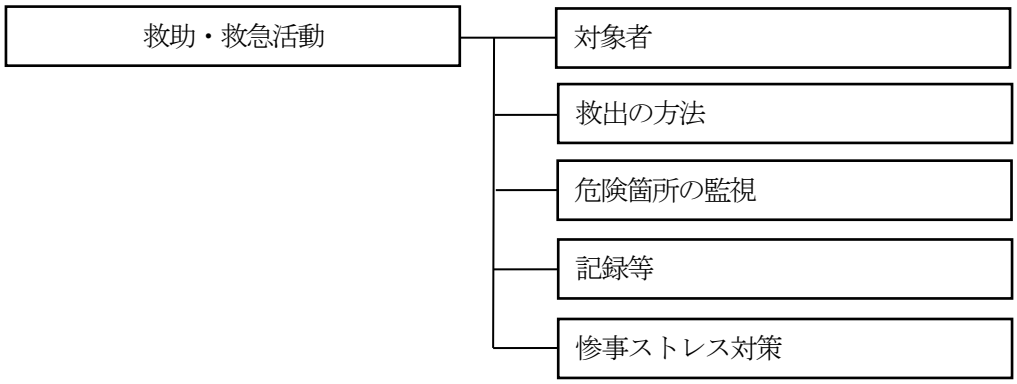

２　対象者

災害が直接の原因となって、速やかに救出しなければ生命、身体が危険な状態にある者であり、おおむね次の場合に該当する。

（１）火災の際に火中に取り残された者
（２）倒壊家屋の下敷きになった者
（３）なだれ、山崩れ等の下敷きになった者
（４）流水に流された者
（５）車両事故等により、車内に閉じ込められている者
（６）船舶等の事故により、船内に閉じ込められている者及び海上に漂流している者

３　救出の方法

被災者の救出は、消防職員及び消防団員を主体として実施するが、災害が甚大である場合は、隣接市町消防団、県に対して県警機動隊及び自衛隊の派遣を要請する。

また、被災者が海上に及んでいる場合は、海上保安庁へ救助要請を行う。

なお、町民、自主防災組織（町内会・区会）、事業所においては、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力する。

４　危険箇所の監視

災害発生後、本部の災害発生地区の巡視に協力し、積極的な救出活動に努めるとともに、必要があるときは警察官に対し警らの協力を要請する。

５　記録等

救出を実施した場合に整備保存すべき記録等は、次に準ずるものとする。

（１）救出状況記録簿

（２）救出関係支払証拠書類
（３）救出用機械器具燃料受払簿
（４）救出用機械器具修繕費支払簿

６　惨事ストレス対策
従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第10節「消防活動」６による。

第１７節　水防活動

建設水道課・農林水産課・消防機関

1　基本方針

水防管理者は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施して浸水等の被害の拡大防止を図る。

【 体 系 】

- 水防活動
  - 水防体制
  - 水防本部の設置
  - 水防本部の機構
  - 水防本部の事務分担
  - 水防倉庫及び資器材
  - 配備体制
  - 水防注意箇所
  - 予報及び警報とその措置
  - 雨量の観測、通報
  - 水防団（消防団）の出動
  - 監視及び警戒
  - 水門、えん堤、ため池等の操作
  - 輸送及び資材補充
  - 避難及び救助
  - 決壊の通報並びに決壊後の処理
  - 水防解除

２　水防体制

本町における水防体制は次図のとおりとする。

能登町における水防体制図

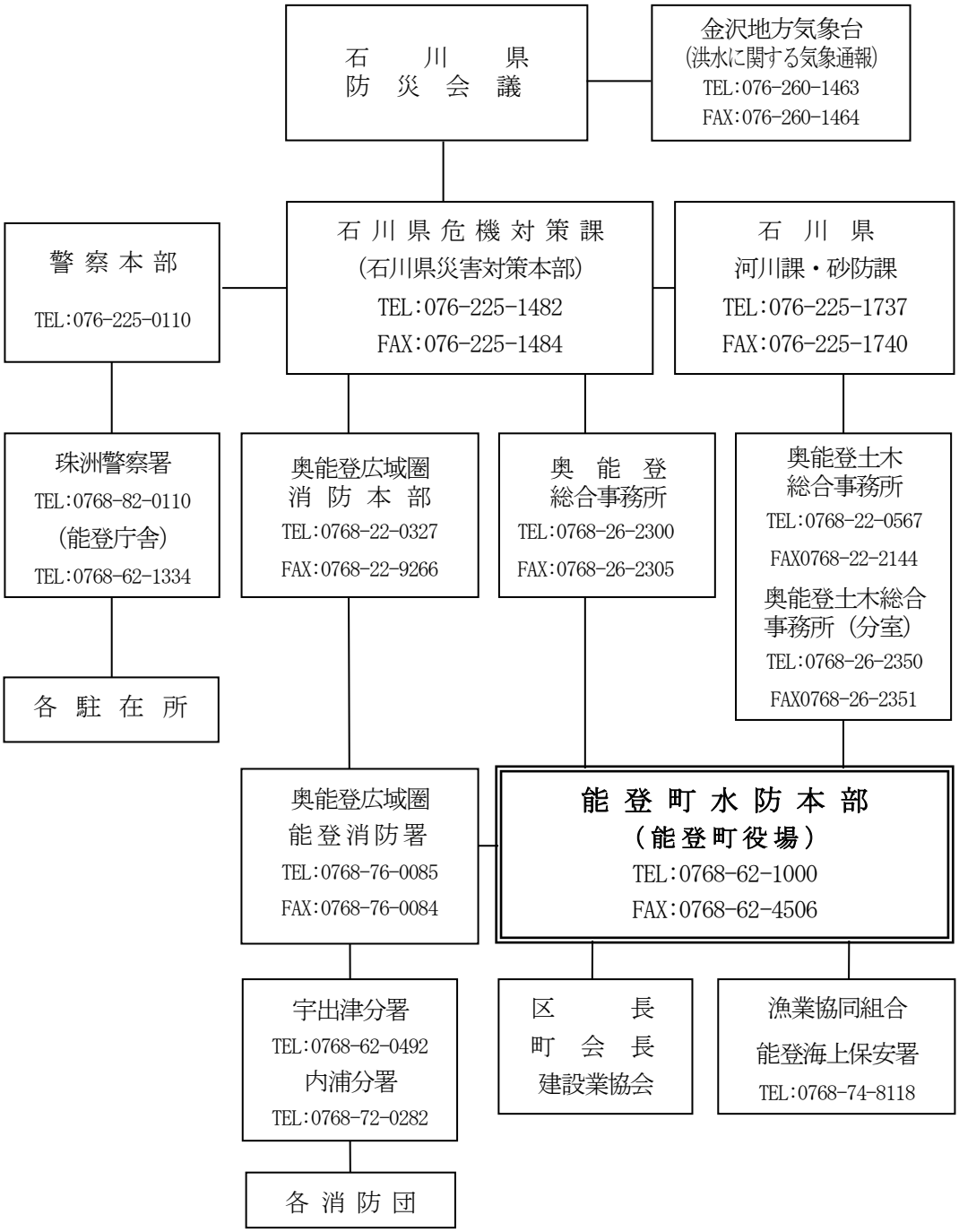

３　水防本部の設置

水防法の規定により奥能登総合事務所等より水防に関する警報を受けた時から、洪水による危険を解除するまでの間、また水害が予想される場合、水防本部長は水防本部を設け本部事務所を能登町役場に置く。

４　水防本部の機構

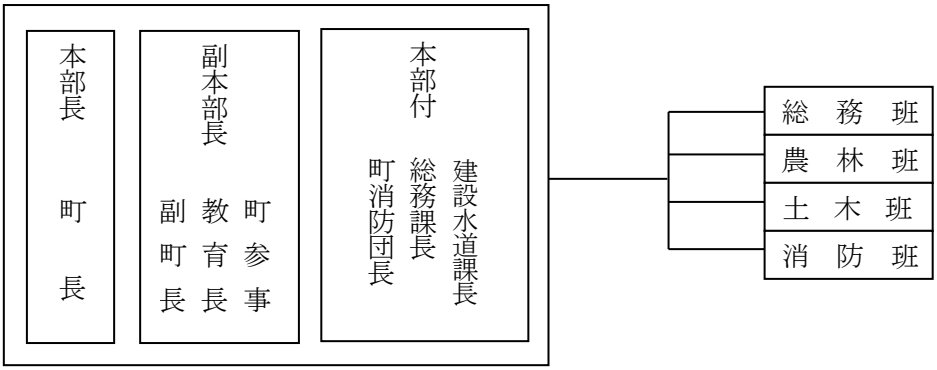

５　水防本部の事務分担

（１）能登町水防本部の機構のとおりとし、各分担事務を処理する。但し、災害救助法発動後の事務については災害救助隊編成との関係上必要があればその都度分担を変更するものとする。

本部長　［ 町　長 ］　　副本部長　［ 副町長、教育長、町参事 ］

（２）本部には、事務の円滑なる処理と急速なる活動を容易にするため、町水防計画に基づき４つの班を設ける。

（３）各班は、本部長の命により活動するほか、石川県水防計画に基づく（県土木事務所）関係係員の指示があった場合は、これに従うものとする。

６　水防倉庫及び資器材

（１）水防用資器材倉庫は、資料編「第５章　防災上必要な施設及び設備等　８　水防資機材備蓄状況表」のとおりとする。

（２）水防用資器材は、随時数量等保管状況を点検し緊急事態に備えるものとする。

（３）資材工具等特殊なものを除き、平常使用するものを充てるが、緊急時に際し、数量不足による作業能率の支障をきたさないよう適切な数量を保管確保するものとする。

7　配備体制

水防本部は水害の防止及び被害の軽減をはかるため、他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に水防活動を発揮できるよう配備体制を整える。

（1）配備の種別、内容及び基準

種　　別	配　備　の　内　容	配　備　の　時　期
注意配備体制	情報連絡活動のための総務班、土木班、消防班の少数人員をもって当たるもので、状況によりさらに高度の配備体制に円滑に移行できる体制をとる。	1　次の各注意報の１つ以上が発表されたとき （1）大雨注意報 （2）洪水注意報 （3）高潮警報 2　その他必要により、本部長が当該配備体制を指令したとき
警戒配備体制	水防本部各班の所用人員をもって当たるもので、事態の推移に伴い、さらに高度の配備体制に移行できる体制をとる。	1　次の各警報の１つ以上が発表されたとき （1）大雨警報 （2）洪水警報 （3）暴風警報（暴風雪警報含む） 2　その他必要により、本部長が当該配備体制を指令したとき
非常配備体制	全本部員をもって当たるもので、状況により他に遊動隊を編成し、直ちに活動できる完全な体制とする。 又、特別配備体制への移行に備える。 消防団出動準備又は出動。	1　管内全域にわたって、雨水害が発生すると予想される場合又は、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が状況により特に当該配備体制を指令したとき 2　管内に予想されない重大な災害が発生したとき
特別配備体制	原則として、全職員をもって当たる。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」が、水害の発生(予測を含む)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	1　次の各特別警報の１つ以上が発表されたとき （1）大雨特別警報 （2）高潮特別警報 （3）津波特別警報(大津波警報) 2　その他必要により、本部長が当該配備体制を指令したとき

（2）非常配備体制

総務課長又は建設課長が非常配備体制の配備基準に至ったと認めたときは、下表の職員は水防本部に集合して、全町の状況をより的確に把握し、時機を逸しない災害対策本部の設置に備えるものとする。

集合職員	課長又は参事	課長補佐又は係長に相当する職員	その他
担当課又は員　数	建設水道課 能登消防署	能登消防署、総務課、建設水道課、農林水産課、住民課	建設水道課全職員

（3）配備体制の要領

各班長は、配備体制をとる必要があると認めた場合は、上司にはかり必要な体制を決定し発令する。

各班長は、自班の規模と分担事務に応じて班別に編成し、配備体制の各段階に即した活動ができるよう要領を定め、班員に徹底しておくものとする。

（4）本部員の留意事項

ア　所属部員は、常に気象状況の変化に注意し、出動が予想されるときは、自主的に出動しなければならない。

イ　注意配備発令後は、できるかぎり不急の外出をさけて待機しなければならない。

ウ　配備体制勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。

エ　その他の交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、配備体制事務に支障をきたさないようにしなければならない。

（5）水防団の配備体制

配備体制については、出動準備と出動に分けるものとする。

ア　出動準備

水防資材の整備点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制。

イ　出動

水防団員（消防団員）が出動する。

8　水防注意箇所

管内における水防注意箇所は、資料編「第２章　防災上注意すべき自然条件　１水防上の注意箇所」に示すとおりである。

9　予報及び警報とその措置

（1）水防活動の利用に適合する予報及び警報

金沢地方気象台から気象業務法第14条の２に基づき、石川県下に発表される水防活動の利用に適合する特別警報、警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報をもって代えるものとする。

水防活動用	気象注意報	大雨注意報
〃	気象警報	大雨警報
		大雨特別警報
〃	高潮注意報	高潮注意報
〃	高潮警報	高潮警報
		高潮特別警報
〃	洪水注意報	洪水注意報
〃	洪水警報	洪水警報
〃	津波注意報	津波注意報
〃	津波警報	津波警報
		津波特別警報 「大津波警報」の名称で発表

（2）措置

ア　水防本部は、水防に関する気象、洪水等の予報または警報を受けた時は、資料編「第５章　防災上必要な施設及び設備等　11　水防上必要な予報、警報及び通信等の連絡体制」の通信連絡系統図により、関係者及び一般に周知する。

イ　水防本部は、必要に応じ関係ある水門、えん堤、ため池等の管理者及びその他関係者へ通知する。

ウ　水防本部は、次の場合直ちに奥能登総合事務所、奥能登土木総合事務所に通知するものと

する。

(ｱ) 水防団（消防団）が水防のため出動したとき。

(ｲ) 水防作業を開始したとき。

エ　水門、えん堤、ため池等の管理者は次の場合直ちに奥能登総合事務所、奥能登農林総合事務所、能登町水防本部に連絡するものとする。

(ｱ) 用排水、ため池等に危険のおそれがあるとき。

(ｲ) 用排水、ため池等に異常が発生したとき。

10　雨量の観測、通報

（1）水防本部は気象状況及び「石川県総合防災情報システム」等を利用し、相当の降雨があると認めたときは、奥能登土木総合事務所、消防署、警察署、区長と緊密な連絡をとり、必要に応じ各箇所の雨量の状況を把握する。

（2）本部長は、進んで奥能登土木総合事務所と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、能登町内の雨量状況の正確な資料を敏速に入手しなければならない。

（3）雨量の記録及び通報の基準

ア　雨が降り始めて24時間に80㎜以上、１時間に20㎜以上、３時間に40㎜以上に達したとき及び降り始めの時刻とそれまでの累計雨量

イ　その後は、毎時ごとの観測値

ウ　雨がやんだときは、その時刻と雨量

なお、雨量観測所は、資料編「第５章防災上必要な施設及び設備等　12　雨量、水位の観測所」を参照。

（4）水位の観測、通報

水位は気象状況及び「石川県総合防災情報システム」また現地の水位標等により、自主的に水位状況を把握し、水位観測員は、次の要領により奥能登土木総合事務所へ通報しなければならない。

ア　水防団待機水位に達したとき及び減水後、同水位に復したときの時刻

イ　氾濫注意水位に達したとき及び減水し、同水位に復したときの時刻

ウ　氾濫注意水位を越えたときは、同水位に復するまで毎時ごとの水位

エ　最高水位に達し減水に向うときはその水位と時刻

なお、水防時に通報すべき町内の水位観測所は、資料編「第５章防災上必要な施設及び設備等　12　雨量、水位の観測所」を参照。

11　水防団（消防団）の出動

水防本部は、次に示す基準により水防団（消防団）にあらかじめ定められた計画に従って、出動準備又は出動の指令を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行わせるものとする。

（1）出動準備

ア　洪水予報が発せられたとき、又は県水防計画に定められた氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を越えるおそれがあると予想されるとき。

イ　豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき、及びその他水防上必要と認められるとき。

ウ　気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想されるとき。

（2）出動

ア　河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき及び堤防、ため池、用排水路に危険のおそれがあるとき。

イ　潮位が異常を示し高潮のおそれがあると予想され、或いは台風が当町の近くを通過するおそれのあるとき。
ウ　局所的な豪雨があった場合等、急激な水位の上昇が予想されるとき。
エ　その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

12　監視及び警戒

（1）常時監視

水防法第９条に基づく、河川等の巡視者は、水防団員とする。巡視者は区域内に水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。又、ため池等についても前記に準じて巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ため池管理者、奥能登農林総合事務所に連絡するものとする。

（2）地震後監視

震度４以上の地震が発生した場合、各施設の管理者及び水防団員は、必要に応じ河川、及びため池等について巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、前記に順次関係機関に連絡するものとする。

（3）非常警戒

水防団員は、水防体制が発令されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに本部長に報告するとともに水防作業を開始する。本部長は奥能登総合事務所、奥能登土木総合事務所に報告するものとする。

ア　裏法の漏水又は飽水による亀裂および欠け崩れ。
イ　表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ。
ウ　天端の亀裂または沈下。
エ　堤防の越水状況。
オ　橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常。

ため池については、アからオのほか、さらに次の点に注意するものとする。

(ｱ) 取水口の閉塞状況
(ｲ) 流域の山崩れの状態
(ｳ) 流入水並びにその浮遊物の状態
(ｴ) 余水吐及び放水路付近の状態
(ｵ) 重ねため池の場合のその上部ため池の状態
(ｶ) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

（4）警戒区域の設定

水防活動上緊急の必要のある場合は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入を禁止若しくは制限し、あるいはその区域から退去を命ずることがある。

なお、水防法第14条第２項の規定により、水防機関又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき警察官は上記の職権を行うことができる。

13　水門、えん堤、ため池等の操作

水門、えん堤、ため池等の管理者（操作責任者を含む）は、洪水に関する気象通報を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて水門等の開閉を行う。

水防上、重要な水門、樋門、樋管及びため池等は、資料編「第５章　防災上必要な施設及び設備等　９　水系別重要な水門、樋門、樋管及びため池等」を参照。

14　輸送及び資材補充

避難のための人員輸送及び水防資器材の輸送は町有自動車、徴用（借上）貨物自動車、消防自動車をもってあて、輸送機関と事前に借上げ協定を結んでおくものとする。

15　避難及び救助

（1）洪水の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、本部長またはその命を受けた職員は、所轄警察署長に通知するとともに、必要と認められる区域の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

（2）避難命令は、警鐘及びサイレン、有線テレビ（緊急放送）、口頭で伝達する。

（3）避難の経路は状況に応じてその都度指示伝達する。

（4）避難の場所は資料編のとおりとする。

16　決壊の通報並びに決壊後の処理

本部長、水防団長（消防団長）は堤防その他の施設が決壊したときは直ちにその旨を奥能登総合事務所、奥能登土木総合事務所、奥能登農林総合事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理者、河川管理者に連絡するものとする。

また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないようにつとめるものとする。

17　水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般住民に周知させるとともに、奥能登総合事務所、奥能登土木総合事務所にその旨を通報するものとする。

第１８節　災害救助法の適用

総務課

１　基本方針

町長は、災害の状況により直ちに災害救助法による救助を必要と判断したときは、知事に対しその状況を報告する。

なお、県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

【 体 系 】

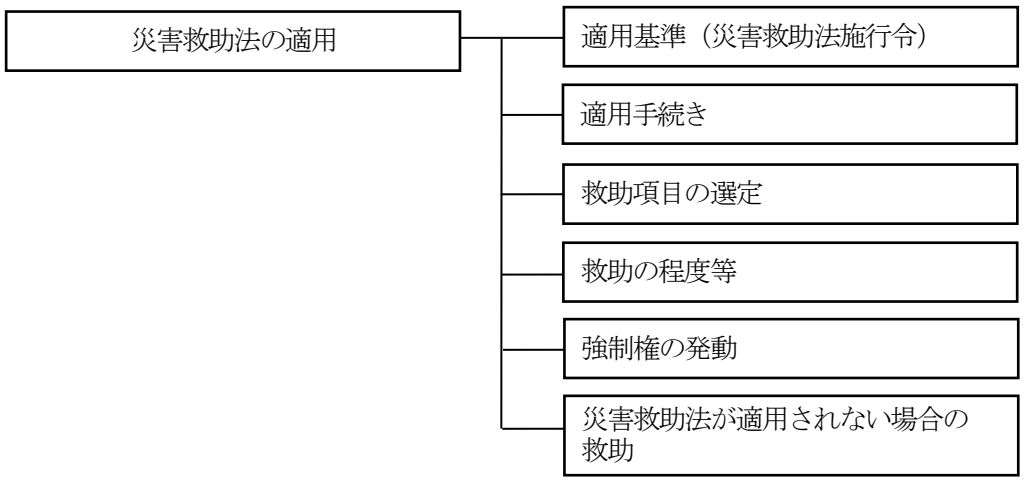

２　適用基準（災害救助法施行令）

（１）住家が焼失した世帯の数が町の区域内の人口に応じ、次表Ａ欄の世帯数以上に達したとき（災害救助法施行令第１条第１項第１号）。

（２）被害世帯数がＡ欄の基準に達しないが、本県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上で、町の被害世帯数がＢ欄に示す世帯以上になったとき（災害救助法施行令１条第１項第２号）。

町の人口	A （住家滅失世帯数）	B （住家滅失世帯数 1,500 世帯以上の場合）
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯	25 世帯

（３）本県の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、町の被害世帯数が多数であるとき（令１条第１項第３号前段）。

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害に係った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき（災害救助法施行令１条第１項第３号後段）。

（５）多数の者が生命身体に危害を受け、又は危害を受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき（災害救助法施行令１条第１項第４号）。

ア　災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第２条第１号）

イ　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第２条第２号）

（注）住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

1　住家の全壊（焼）又は流出した世帯は、１世帯を滅失世帯1世帯とする。

2　住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

3　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

3　適用手続き

（1）町の区域内における災害の程度が、災害救助法の適用基準に達した時又は達する見込であるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告する。

（2）救助が緊急を要し、知事の救助を待つ暇がないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、救助の実施に関する職種の一部を町長が行う。

（3）知事は災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について町長及び関係機関に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

（4）災害救助法を適用した場合は、知事は速やかに公示する。

4　救助項目の選定

県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して救助方針を立て、適切かつ効果的な救助を行う。また、救助の性質によりその迅速化を図るため別表の１、２の一部、３から14までに定める救助は、救助の内容及び期間を通知することにより、町がこれを行う。また、必要がある場合には、知事はその他の救助についても救助実施の職権の一部を町長が行えるよう通知する。

5　救助の程度等

別表「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準（平成17年4月1日厚生省告示第203号）」による。ただし、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議をし、同意を得たうえで救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

6　強制権の発動

救助の実施にあたり、関係者の協力を得られず救助を行えないと判断した場合は、災害救助法に定める所により、従事命令又は協力命令を発して施設を管理又は使用し、物資の保管について命令する。

7　災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、災害救助法による救助に準じて町地域防災計画に定める。

別表　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和元年１０月２３日現在

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 340円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	１　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 ２　限度額　１戸当たり 6,775,000円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害の発生の日から20日以内着工	１　平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 ２　建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　給与期間　最高２年以内 ５　賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに借上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり 1,230円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は1／3日）
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	１　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること。

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,000	57,200	66,900	84,300	11,600
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
6	医　療	医療の途を失った者（応急的措置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産婦による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
9	被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯　706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　343,000以内	災害の発生の日から１か月以内	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,800円 中学校生徒　5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から （教科書） １か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する。
11	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上）213,800円以内 小人（12歳未満）170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1　洗浄、消毒等 １体当たり3,500円以内 2　一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 １体当たり 5,400円以内 3　検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10
ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
ト　5億円を超える部分の金額については100分の4

第１９節　災害警備及び交通規制

総務課・消防機関

１　基本方針

災害時に、警察及び海上保安部は、住民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

【 体 系 】

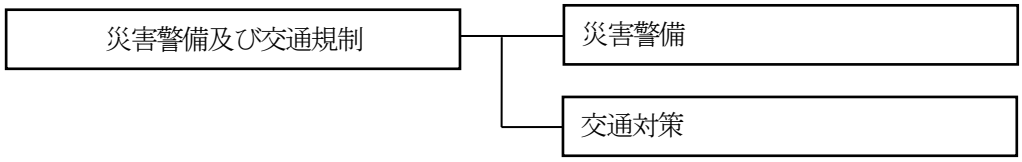

２　災害警備

災害時における災害警備は県警察本部が担当し、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防及び交通規制等の災害警備の実施については、県地域防災計画、県警災害警備計画に定めるところによる。

３　交通対策

（1）陸上交通規制

ア　交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制
道路管理者等	一般国道	国土交通省又は県	１　道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 ２　道路工事のため止むを得ないと認められるとき。
	県道	県	
	町道	能登町	
	漁港道路	県又は能登町	
公安委員会	公安委員会 珠洲警察署長 警察官		１　災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 ２　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 ３　道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由、その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ　発見者等の通報

災害時に道路､橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに珠洲警察署又は町長に通報する。通報を受けた町長は、その道路管理者等又は警察官に速やかに通報する。

ウ　道路管理者等の実施要領

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

(ｱ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(ｲ) 知事は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

(ｳ) 災害時において、交通に危険があると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ｴ) 道路法（昭和27年法律第165号）による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」」（昭和35年総理府、建設省令第３号）の定める様式により標示を行う。

(ｵ) 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

エ　規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第５条第２項に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導にあたる。

(ｱ) 規制標識

a　道路法第45条（公安委員会の交通規制）によるもの

b　道路交通法（昭和35年法律第105号）第４条(道路標識等の設置等)によるもの

c　災害対策基本法施行規則第５条（災害時における交通の規制に係る表示の様式等）第１項によるもの

(ｲ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

a　禁止又は制限の対象

b　区間又は区域

c　期間及び理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車輌の協力を求める。

オ　運転者の取るべき措置

◯走行中の車両は、次の要領により行動する。
- できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- 停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- 車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。

◯避難のために、車両は使用しないこと。

第２０節　行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬

住民課

1　基本方針

災害時において、行方不明者の捜索、死亡者の収容、処理及び火葬を実施する。

【体　系】

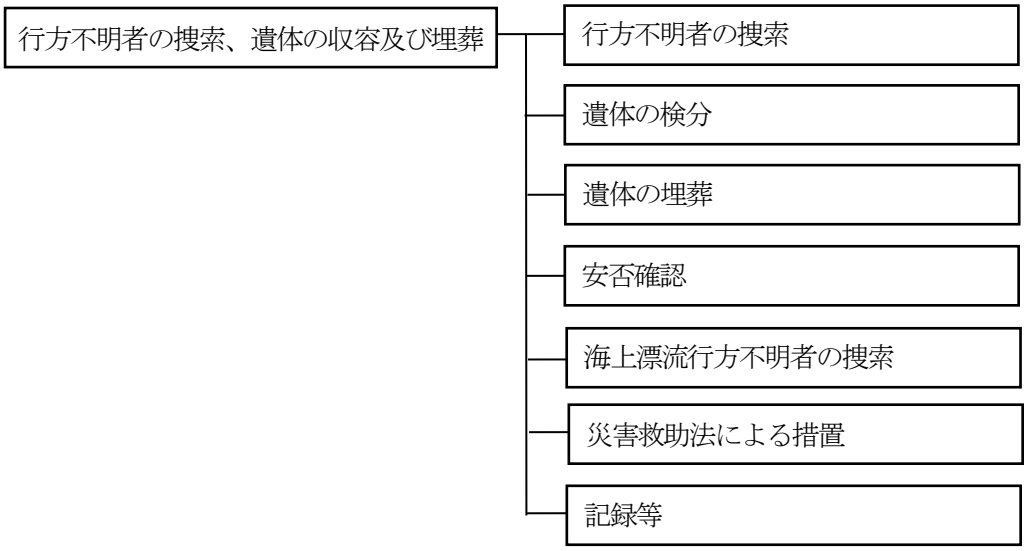

2　行方不明者の捜索

（1）実施者及び方法

町が作業員、必要な舟艇及びその他機械器具等を借り上げて実施するが、被災の状況により実施困難な場合は、他の機関からの応援を得て実施する。

捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

（2）応援要請等

ア　町が被災その他の事情により実施が困難なとき又は遺体が流出等により他町に漂着していると考えられるときは、県、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に捜索の応援を要請する。

イ　応援要請にあたっては次の事項を明示して行う。

(ｱ) 遺体が埋没あるいは漂着していると思われる場所

(ｲ) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣及び持ち物等

(ｳ) 応援を求めたい人数、舟艇及び器具等

(ｴ) その他必要な事項

3　遺体の検分

遺体を発見したときは速やかに県、管轄警察署に連絡するとともに、その検分を待って遺体を処理する。この場合、町において遺体処理場所を借り上げ又は仮設し、医療救護班若しくは医師が遺体の検案、洗浄縫合消毒等の処置を行う。

4　遺体の埋葬

災害の際死亡した者に対して、遺族が火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族が不明の場合には応急的に火葬するものとし、遺族に棺、骨壷等を支給する等の現物給付をもって行う。なお、火葬の実施にあたっては、能登町火葬場で実施するとともに、町は次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受ける。

イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査にあたる。

ウ　被災地以外に漂着した遺体等のうち､身元が判明しない者は行旅死亡人としての取扱いによる。

5　安否確認

町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6　海上漂流行方不明者の捜索

遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、直ちに県消防防災ヘリコプター及び海上保安庁に出動要請を行うとともに、県を通じ自衛隊にも捜索を要請する等の措置をとる。

7　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

8　記録等

行方不明者捜索、遺体の処理又は火葬を行うときは、次に準じた書類、帳簿等を整備保存する。

（1）行方不明者捜索状況記録簿

（2）遺体処理台帳

（3）火葬台帳

（4）行方不明者捜索、死体処理及び火葬関係支払証拠書類

（5）行方不明者捜索用機械器具燃料受払簿

（6）行方不明者捜索用機械器具修繕費支払簿

第２１節　危険物の応急対策

消防機関

1　基本方針

町及び防災関係機関は、危険物施設等が地震により被災した場合は、迅速かつ的確な情報を把握して被害の拡大防止や火災、中毒などの二次災害の防止を図るとともに、住民の安全確保、早期復旧を図る。

【体　系】

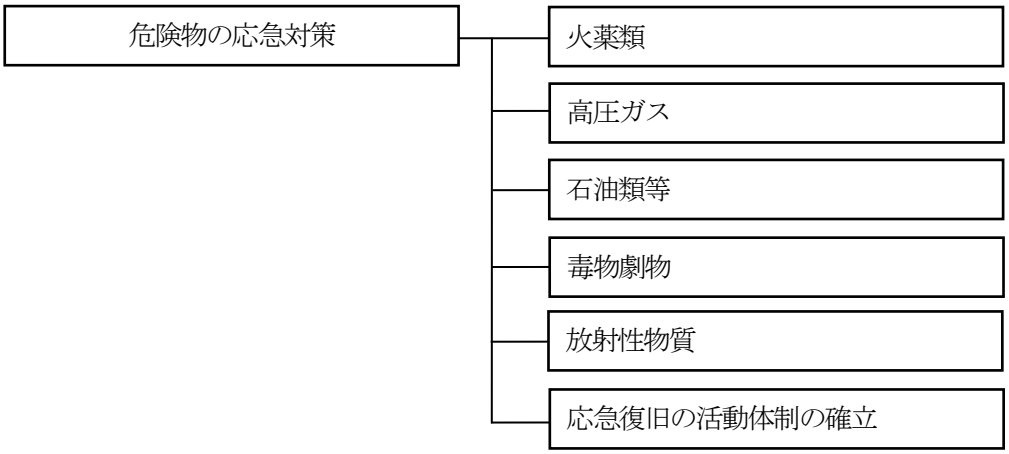

2　火薬類

（1）応急措置	ア　火薬庫が被災した場合は、使用を即時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。 ウ　製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
（2）応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

3　高圧ガス

（1）応急措置	ア　施設設備が被災した場合は、使用を即時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じる。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ　製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ　販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
（2）応急復旧	ア　施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 イ　販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

4　石油類等

（1）応急措置	ア　施設設備が被災した場合は、使用を即時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じる。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ　販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ　販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
（2）応急復旧	ア　施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部等の監督機関の検査を受ける。 イ　販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

5　毒物劇物

（1）応急措置	ア　県は、毒物劇物の性状等の情報収集と毒物劇物営業者等に対する監視指導の徹底を図る。 イ　保管庫等が被災した場合は、営業者等は、使用を即時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 ウ　運搬中に被災した場合は、営業者等は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難防止を図るとともに、施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。
（2）応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧するものとし、県及び警察等監督機関の検査を受けるものとする。

6　放射性物質

（1）応急措置	ア　保管庫等が被災した場合は、使用を即時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じる。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
（2）応急復旧	盗難等の防止を図るとともに施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

7　応急復旧の活動体制の確立

（1）施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制を確立する。

（2）応急復旧活動のための緊急用資機材については備蓄を図る。

第２２節　ライフライン施設の応急対策

建設水道課

1　基本方針

電力施設、通信施設、上水道施設、下水道施設等のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合は大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがあるため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講じるとともに早期の復旧を図る。

また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。

【 体　系 】

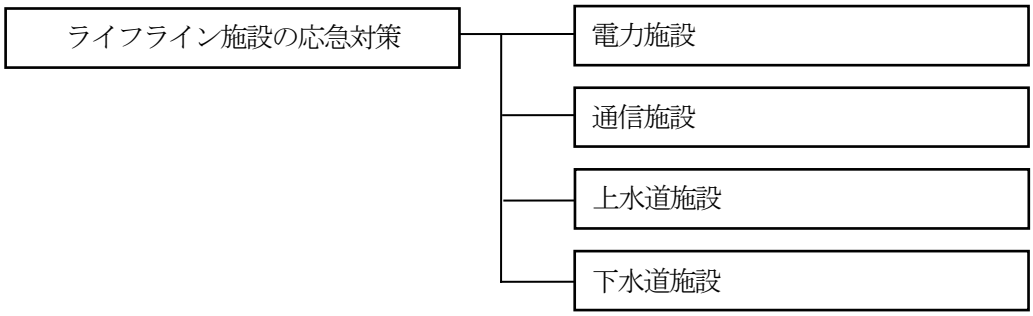

2　電力施設

電力供給の確保のための迅速な災害応急対策の推進は、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社の防災業務計画に定めるところによる。

3　通信施設

通信確保のための迅速な災害応急対策の推進は、西日本電信電話株式会社等の防災業務計画に定めるところによる。

4　上水道施設

水道事業者は、災害時には当該供給施設を防護するとともに、被災地に対する飲料水の確保のため、当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全又は災害応急復旧を実施する。

（1）水道施設の現況

施設の名称、所在地等は「資料編第５章防災上必要な施設及び設備等」のとおりである。

（2）応急対策方法

水道工事指定業者を災害発生と同時に専従させ、次により対策を実施する。なお、水道工事指定業者は「資料編第５章防災上必要な施設及び設備等」のとおりである。

ア　浸水等防止措置

送、配水管の破損等による漏水のため、浸水、土砂崩壊等が発生した住家、施設等に被害を及ぼすおそれがある場合は、火災の発生状況等を勘案し送水を停止する等必要な措置をとる。

イ　資機材及び車両の確保

水道復旧に必要な資機材の数量の確認及び車両の確保を図り、調達を必要とする資機材については、製造者等の在庫量等を把握し緊急確保する。なお、被害が甚大で確保困難な場

合は県に応援を要請する。

ウ　応急復旧

漏水配管、浄水設備の応急修理を実施するほか、被害が甚大な場合は路上配管等の仮設管を敷設し、共同栓を設けて断水地区への給水を行う。

エ　寒波等による広範囲での漏水発生時には、各家庭の漏水を速やかに止める必要があるため、有線放送等による広報活動を重点的に行い、水道利用者に閉栓を促す。空き家等においては、水道事業者が職権閉栓を行う場合があるが、積雪等により止水栓の位置が不明であるときは、必要に応じ水道工事指定業者や検針員等に協力を求めるなどし、速やかに職権閉栓を行う。

５　下水道施設

下水道事業者は、公共下水道施設を防護し被災地域に対する衛生環境確保のため、下水道処理能力を確保する措置を講じる。

（１）実施者

下水道事業者において行うが、実施できないときは、県に応援、協力を要請する。

なお、下水道工事指定業者は「資料編第５章防災上必要な施設及び設備等」のとおりである。

（２）実施方針

ア　被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

また、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

イ　応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

ウ　災害復旧用資材の整備

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

エ　応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

オ　ポンプ場及び処理場

各施設、機械設備及びその他の設備の破損箇所の応急工事を実施し機能回復を図る。

カ　停電

停電のためポンプ場及び処理場等の機能が停止した場合は、防災関係機関と協力し、発電機等の調達等により機能停止による排水不能が起こらないよう措置する。

（３）広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

（４）応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。

○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成８年１月）」

○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年７月15日）」

○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成９年４月）」

第２３節　公共土木施設等の応急対策

建設水道課・農林水産課

1　基本方針

道路、河川、海岸、港湾、漁港、放送施設等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合は大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに早期の復旧を図る。

【 体　系 】

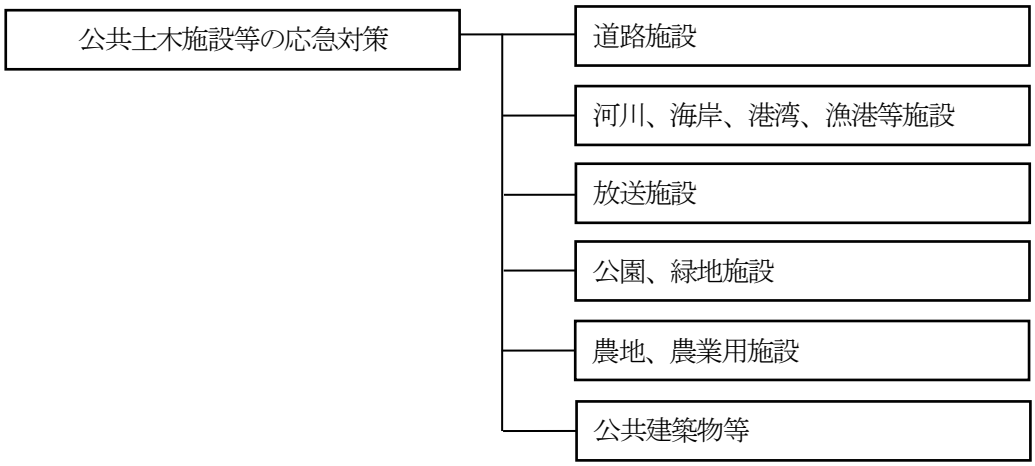

2　道路施設

（1）応急措置

道路管理者等は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について、被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じて住民の安全の確保を図る。

（2）応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で、緊急に交通を確保しなければならないものについては、県が行う応急工事に協力する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

（3）道路交通の障害となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め直ちに撤去する。

3　河川、海岸、港湾、漁港等施設

（1）町及び防災関係機関は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合、町地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

また、水防計画等に基づき、町等の水防管理者は施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

（2）施設の管理者及び防災関係機関は、次の災害応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

ア　港内等における航路標識の復旧、水路等の検測・警戒等の実施
イ　緊急海上輸送の支援
ウ　水防上危険であると思われる箇所の水防活動の実施

4　放送施設
（1）応急措置
テレビ・ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じて放送の継続を図る。
（2）応急復旧
テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じて速やかに応急復旧を図る。

5　公園、緑地施設
公園管理者は、次の措置を講ずる。
（1）応急措置
災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い二次災害の防止を図る。
（2）応急復旧
避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

6　農地、農業用施設
（1）応急措置
水路、ため池等の農業施設等が被災した場合は、その施設管理者は被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに必要に応じて住民に広報する。
（2）応急復旧
農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。
また、必要に応じて協定により(社)石川県土地改良建設協会、石川県森林土木協会の協力を得る。

7　公共建築物等
町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第２４節　給水活動

建設水道課

1　基本方針

災害により水道施設が損壊し飲料水を得ることができない者に対し、飲料水の応急供給を実施する。

【 体 系 】

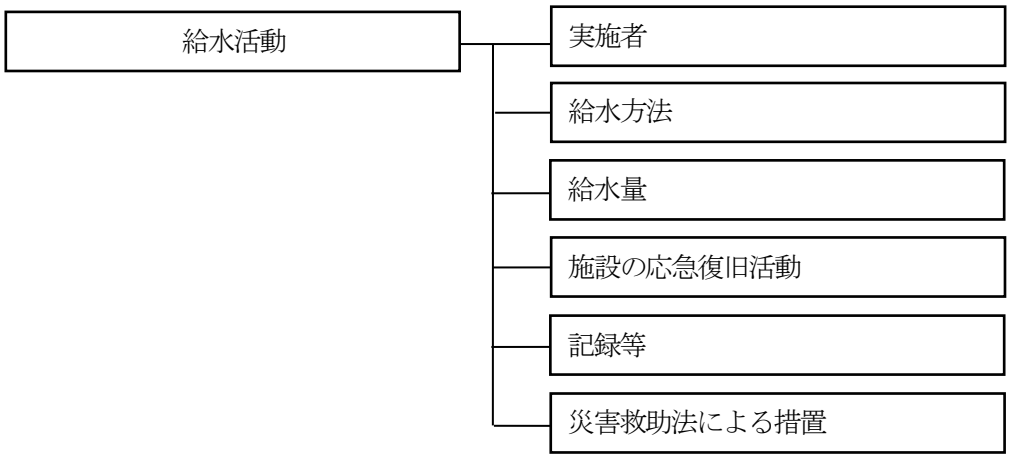

2　実施者

町が「給水対策本部」を設置して行うが、町において対応出来ないときは、県並びに（一社）日本水道協会石川県支部に応援、協力を要請する。

3　給水方法

飲料水は、保健福祉センター等の指示に基づき次の方法により供給、確保する。

（1）飲料水が汚染したと認められるときは、濾過器により浄水して供給する。

（2）供給の方法は、被災の状況に応じ次のうち適宜な方法により行う。

ア　濾水器により濾過給水

(ｱ) 水道施設が損壊した場合は、給水人員、範囲等を考慮のうえ比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定して、濾水器により濾過したあと浄水剤により消毒を行う。

(ｲ) 濾過消毒した水は、缶、ポリエチレン等の搬送容器に入れ自動車等により搬送し給水する。

イ　容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車等により搬送し給水する。また、災害のため給水車等による搬送給水が不可能なときは、その対策を講じる。

ウ　給水の優先（大災害）

応急給水は、人的、物的面から全区域を対象とすることが困難であると想定されるので、拠点給水とし次の場所を優先する。

(ｱ) 医療施設及び福祉施設

(ｲ) 指定避難場所、仮設避難場所及び臨時給食設備場所

4　給水量

（1）世帯あたりの応急給水量の目安は、下記のとおりとする。

災害発生からの日数	目標数量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から３日まで （生命維持に必要な水量）	3㍑/人・日	おおむね 1㎞	耐震性貯水槽、タンク車
災害発生から 10 日まで （更に炊事、洗濯等に必要な水量）	20㍑/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から 21 日まで （更に最小限の浴用、洗濯等に必要な水量）	100㍑/人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から 28 日まで （通常の給水量に必要な水量）	約 250㍑/人・日	おおむね 10m	仮配管からの各戸共用栓

（2）町が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、町が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

○給水に必要とする人員数
○給水を必要とする期間及び給水量
○給水する場所
○必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

（3）自主防災組織

ア　災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、町の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火貯水槽の水等により、飲料水の確保に努める。この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ　飲料水の運搬配分等町の実施する応急給水に協力する。

5　施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、町（水道事業者）は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。

（1）住民からの情報や職員による施設巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

ア　貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、施設ごとに把握する。

イ　管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

（2）早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

（3）町が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県に斡旋の要請を行う。

○応急復旧作業に必要とする人員数 ○応急復旧作業に必要とする期間 ○応急復旧作業場所 ○応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

（4）被災箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

○取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。 ○漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。 ○倒壊家屋や焼失家屋等漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

6　記録等

飲料水の供給を行ったときは、次に準ずる書類帳簿等を整備保管する。

（1）飲料水供給記録簿

（2）給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

（4）飲料水機械器具修繕簿

（5）飲料水供給のための支払証拠書類

7　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第２５節　食料の供給

総務課・企画財政課・住民課・農林水産課・教育委員会事務局

1　基本方針

町は、災害時における罹災者及び災害応急対策実働部隊員等の食料について、その確保と供給の確実を期す。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

【 体 系 】

- 食料の供給
  - 災害時の応急供給の取扱い要領
  - 共助による食料の確保
  - 炊き出しの方法
  - 応援等の手続き
  - 食品衛生
  - 災害救助法による措置

2　災害時の応急供給の取扱い要領

（1）応急供給取扱い

ア　供給対象

(ｱ) 罹災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合。

(ｲ) 罹災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合。

(ｳ) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

イ　供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品とする。

（2）応急食糧の緊急引渡しの取扱い

災害の程度が甚だしく広範囲で、災害地が交通途絶によって相当期間孤立した場合における取扱いは、次のとおりである。

ア　米穀の調達要請

町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に引渡し要請を行う。

（3）副食及び調味料の確保

ア　町はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

イ　町は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下

に留意する。

(ｱ) 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

(ｲ) 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

(ｳ) 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

３　共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

４　炊き出しの方法

炊き出しは、奉仕団等に依頼して給食施設等既存の施設を利用して次の要領により行う。

（1）炊き出し現場には責任者を配し、責任者はその実態に応じ指揮するとともに、炊き出しの状況、場所数及び場所別給与人員を県へ報告するとともに、次に準じる帳簿類を整備保存する。

ア　炊き出し受給者名簿

イ　食料品現品給与簿

ウ　炊き出しその他による食品給与物品受払簿

エ　炊き出し用物品借用簿

オ　炊き出しの協力者、奉仕者名簿

カ　炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金支払証拠書類

キ　炊き出しその他による食品給与のための物品証拠書類

（2）被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は握り飯と漬物、缶詰等の副食等を供給する。

（3）直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの準備等を明示して業者から購入し供給する。

５　応援等の手続き

町内において、炊き出し等食品の給与ができない又は物資の確保ができないときは、次により応援を要請する。

（1）本部長は応援の必要を認めたときは県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接隣接市町に応援を要請する。

（2）応援の要請は次の事項を明示して行う。

ア　炊き出しの実施

(ｱ) 所要食数（人数）

(ｲ) 炊き出し予定期間

(ｳ) 炊き出し品送付先

(ｴ) その他

イ　物資の確保

(ｱ) 所要物資の種別、数量

(ｲ) 物資の送付先、期間

(ｳ) その他

6　食品衛生

炊き出しにあっては常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

（1）炊き出し施設には飲料に適する水を充分に供給する。

（2）供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。

（3）炊き出し場所には皿洗い設備、器具類の消毒ができる設備を設ける。

（4）供給食品は、ハエその他害虫の駆除に注意する。

（5）使用原料は、信用ある業者から仕入れを行い保管に留意する。

（6）炊き出し施設は、学校等の給食施設、公民館又は寺社等の既存施設を利用するが、これが得がたい場合は、環境衛生の良好な場所等を選定して設ける。

7　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第２６節　生活必需品の供給

総務課

1　基本方針

町は災害時に被災者に配布する衣料、生活必需品並びにその他物資について、これらの確保と供給の迅速確実を期す。

【 体 系 】

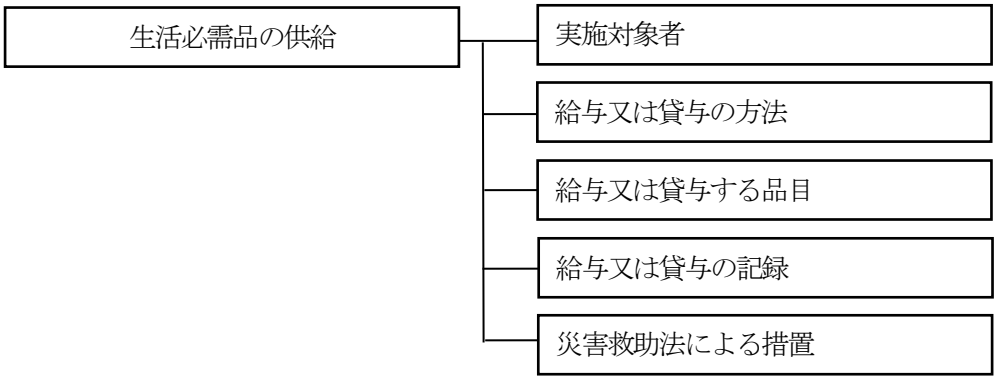

2　実施対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水し、生活上必要な家財等を損失又は毀損し、日常生活を営むことが困難なものに対して行う。

町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3　給与又は貸与の方法

（1）冬季、夏季それぞれについて、世帯構成員別被害状況に基づき救助物資購入（配分）計画をたて、これにより購入し給与又は貸与する。

（2）所要物資は町内において調達が困難な場合は県に依頼する。

（3）調達した物資、県からの救援物資の集積場所は内浦体育館（被災して使用不可能な場合は、状況に応じて別に定める。）として、用途別に仕分をして各地へ輸送する。

（4）被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

（5）県は、町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで町に対する物資を確保し輸送する。

4　給与又は貸与する品目

次の品目の範囲で現物をもって給与又は貸与する。

（1）寝　　具　　就寝に必要な毛布及び蒲団等

（2）外　　衣　　普通衣、作業衣、婦人服及び子供服

（3）肌　　着　　シャツ、ズボン下及びパンツ等
（4）身 回 品　　タオル、長靴、ズック及び雨具等
（5）炊事用具　　鍋、包丁、バケツ及びガス器具等
（6）食　　器　　茶碗、汁碗、皿及び箸等
（7）日 用 品　　石鹸、ちり紙、歯ブラシ及び歯みがき粉等
（8）光熱材料　　マッチ、ローソク及びプロパンガス等

5　給与又は貸与の記録

救助物資は、その受払の記録及び受領書を徴しておくとともに、送付書のほか次に準じる書類、帳簿等を整備保存する。

（1）物資購入（配分）計画表
（2）物資受払簿
（3）物資給与状況及び受領簿
（4）物資購入関係支払証拠書類
（5）備蓄物資払出証拠書類

6　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第２７節　障害物の除去

建設水道課・農林水産課

1　基本方針

災害に際して、土砂、立ち木、被災した倒壊建物及び工作物等障害物を除去することにより、災害の拡大防止、交通路の確保等災害応急措置を迅速かつ円滑に推進する。

【 体 系 】

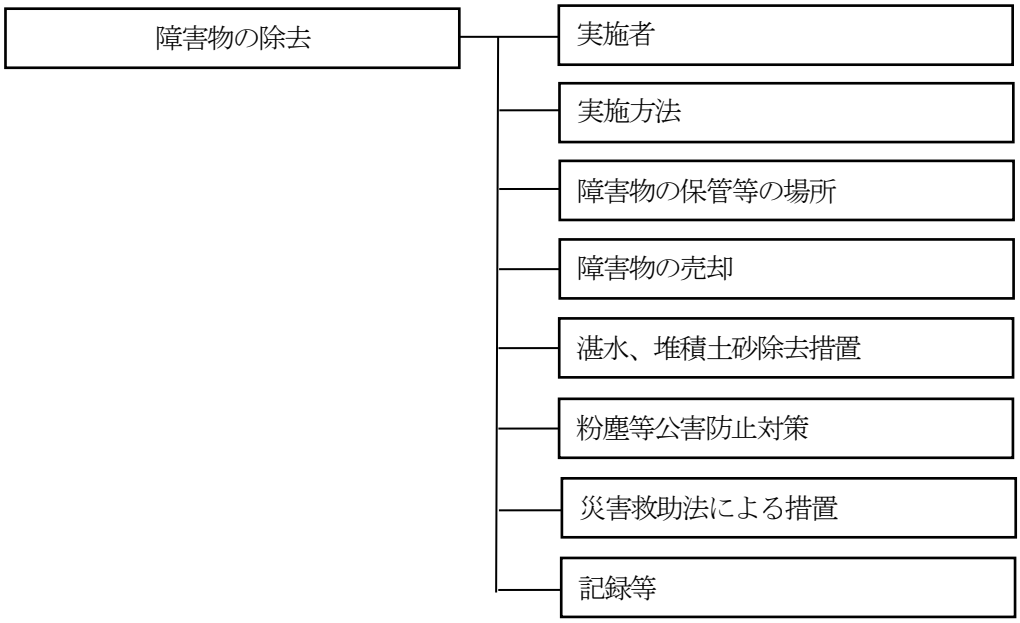

2　実施者

（1）道路、河川、港湾、漁港等の管理者

各管理者は、町の協力を得て障害物の除去を実施する。

（2）町

町は被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、港湾、漁港等の管理者と協力して、障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を通知する。

3　実施方法

（1）原則として機械力により除去する。

（2）機械力による除去が不適当な場合は、人力により除去する。

（3）障害物を除去するために必要なロープ、スコップ又はその他機械器具等については、必要数量を確保するよう借用先を選定し、借用契約等を行う。

4　障害物の保管等の場所

（1）原則として再び人命や財産に被害を与えない安全な場所

（2）道路交通の障害とならない場所

（3）盗難等の危険のない場所

（4）工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名等を公示する。

5　障害物の売却

保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるとき、保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却しその代金を保管する。

6　湛水、堆積土砂除去措置

（1）湛水排除

町の地域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、町又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

（2）堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の排除は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は町の指定する場所まで搬出し、集積土砂は町が運搬廃棄する。

（3）軽石除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

（4）その他

立木等の障害物物件の除去は、（2）に準じて行う。

7　粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、町は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

8　災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

9　記録等

障害物の除去を実施したときは、次に準じる書類、帳簿等を整備保存する。

（1）障害物除去の状況記録

（2）障害物除去費支出関係証拠書類

（3）障害物除去用機械器具修繕費支払簿

第２８節　輸送手段の確保

総務課・企画財政課・建設水道課・農林水産課

１　基本方針

町は災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材並びに生活必需物資等の輸送に関し、緊急輸送体制の確保を図る。

【 体 系 】

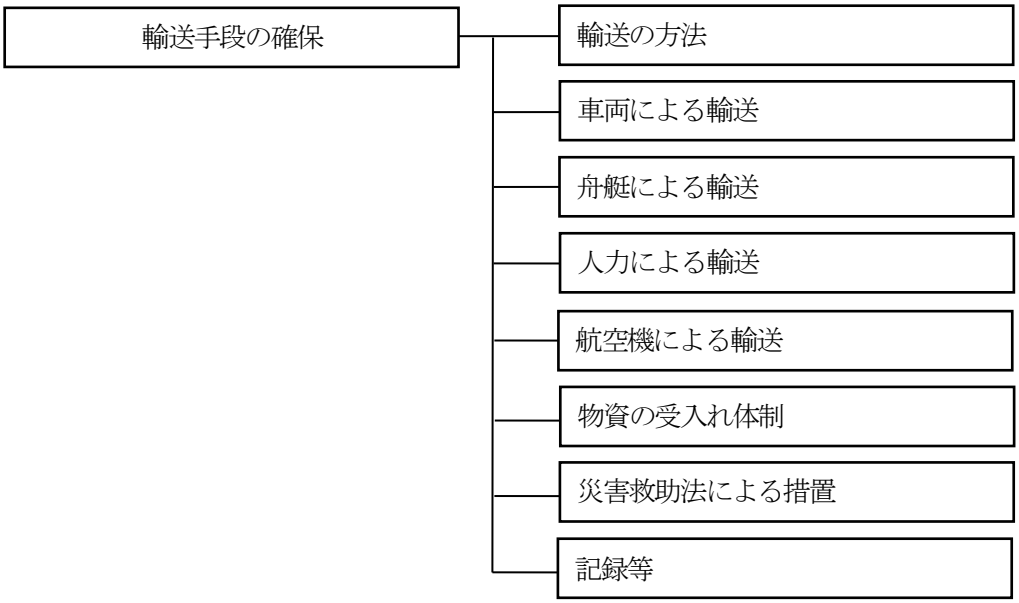

２　輸送の方法

輸送は災害の程度、範囲及び現地の交通状況等を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

（１）車両による輸送
（２）舟艇による輸送
（３）人力による輸送
（４）航空機による輸送
（５）上記のうち２以上を用いる輸送

３　車両による輸送

災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行い、状況により業者の車両を借り上げ利用する。

（１）優先される人員、物資

災害時に優先輸送される人員及び物資はおおむね次のとおりとするが、物資については災害の範囲、実情等を総合的に勘案して、県及び関係機関と密接な連絡、協議を行い決定する。

なお、緊急輸送にあたっては、事前に知事又は公安委員会へ緊急車両届を行い、災害時には標章又は証明書の発行を受け当該車両に標示又は携行する。

ア　人員

(ｱ) 救出された罹災者
(ｲ) 災害対策本部員

(ｳ) 公共施設の応急復旧作業員
(ｴ) 災害応急要員

イ　物資
(ｱ) 食料及び飲料水
(ｲ) 医薬品及び防疫物資
(ｳ) 生活必需品
(ｴ) 災害復旧資材
(ｵ) 車両用燃料

4　舟艇による輸送
災害により陸上輸送が不可能な場合には、舟艇による輸送を行う。なお、町内に借り上げる舟艇がない場合は直ちに県又は隣接市町もしくは海上保安庁に依頼する。

5　人力による輸送
災害により車両等の利用が困難な場合は、人力による輸送を行うものとし、輸送要員の確保は本章第２節「事前対策及び応急対策」による。

6　航空機による輸送
地上輸送が全て不可能な場合は、県に対し航空機輸送を依頼するものとし、町内におけるヘリポート適地は「資料編第５章防災上必要な施設及び設備等」のとおりである。

7　物資の受入れ体制
町は、あらかじめ物資輸送拠点として指定している道の駅「桜峠」及び２次集積所を確保するとともに、職員を配置し、受入地から搬送された物資の保管及び避難所等からの要請による必要な物資の配布を行う。

8　災害救助法による措置
災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

9　記録等
車両、舟艇並びに人力等を借り上げて人員及び物資を輸送したときは、次に準じる書類、帳簿等を整備保存する。
（1）輸送記録簿
（2）輸送費関係支払証拠書類
（3）輸送用燃料及び消耗品受払簿
（4）修繕費支払簿

第２９節　こころのケア活動

健康福祉課・総合病院

1　基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

【 体 系 】

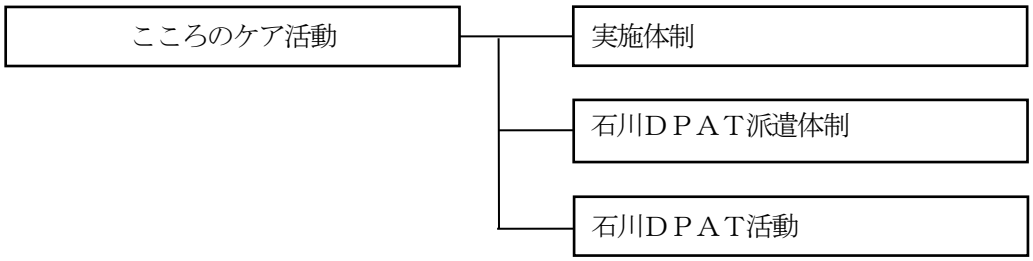

2　実施体制

（1）町は、避難所に精神科救護所を設置する。

（2）町は、県が実施する精神保健医療対策の実施及びＤＰＡＴ調整本部の設置について、円滑に実施できるよう協力する。

3　石川ＤＰＡＴ派遣体制

町は、精神保健活動を実施する必要があると認めたときは、県に石川ＤＰＡＴの派遣を要請し、被災者の精神面のケアを行い、生活再建を支援する。

4　石川ＤＰＡＴ活動

（1）支援対象者の早期把握と適切な支援の提供

石川ＤＰＡＴは、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。

（2）被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。

（3）被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱をきたし、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

第３０節　防疫、保健衛生活動

住民課・総合病院・健康福祉課・建設水道課

１　基本方針

被災地においては水道の断水、家屋の浸水、停電等により食品の腐敗が発生するなど、生活規則が崩れ感染症等が発生するおそれがある。このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症の蔓延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に実施する。

【 体 系 】

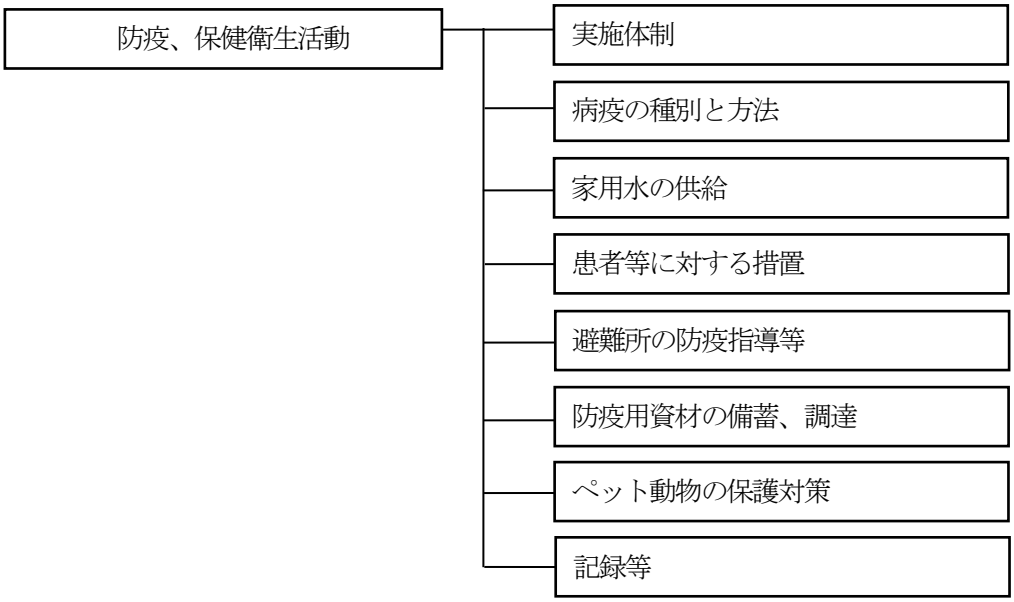

２　実施体制

（１）町

ア　町長は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。

防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ　町長は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ　町長は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは県に協力を要請する。

エ　町は、県の協力を得て被災者全員の健康調査を実施するとともに、避難所、仮設住宅等を巡回して健康相談を実施する。

オ　避難生活が長引く場合、町長は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

（２）連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

３　病疫の種別と方法

（１）検病調査及び健康診断

検病調査及びその結果に基づく健康診断は、県が行うが、町は避難場所、湛水地域、その他衛生条件が悪い地域を詳細に報告する等の協力を行う。

（２）臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、県と併せて臨時予防接種を実施する。

（３）清潔方法及び消毒方法

県の指示に基づき、町の職員及び臨時に雇用した作業員等により、清潔方法及び消毒方法を実施する。

ア　清潔方法

道路、用排水路、公園等の公共の場所を中心に実施する。

イ　消毒方法

(ｱ) 実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては3回、床下浸水地域にあっては2回とする。

(ｲ) 床上浸水した地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰を配布して、床、壁の拭浄、手洗い設備の設置、トイレの消毒及び生野菜等の消毒を指導する。

（４）ねずみ、昆虫の駆除

ア　県が地域を定めて消毒方法を実施する際は、併せて実施する。

イ　昆虫等の駆除等を実施する場合は、家屋内においてはなるべく残留効果のある殺虫剤を、戸外及び汚物の堆積地帯に対しては殺虫、殺蛆効果のある薬剤等を使用する。

４　家用水の供給

（１）知事の指示に基づき、家用水の停止期間中は家用水の供給を行う。

（２）家用水の停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

５　患者等に対する措置

（１）被災地域において、感染症患者若しくは保菌者が発生したときは、直ちに隔離後収容の措置をとる。ただし、病院又は隔離病舎に収容することが困難な場合は、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

（２）やむを得ない理由によって、隔離施設へ収容措置をとることができない保菌者に対しては、自宅隔離を行うとともに、し尿の衛生処理等について厳重に指導し、必要があるときは治療を行う。

６　避難所の防疫指導等

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、町は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

（１）避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。

（２）避難者に対しては、少なくとも１日１回検病検査を実施する。

（３）衣服は日光にさらし、特に必要があるときはクレゾールなどによる消毒、ノミ等の発生防止のため殺虫剤などの散布を行わせる。

また、トイレ、炊事場並びに洗濯物などの消毒、クレゾール石鹸液、逆性石鹸液の適当な場所への配置及び手洗いの励行について十分指導する。

（4）給食従事者は、健康診断を終了した者をあて極力専従とする。
（5）仮設トイレ等の消毒を行う。

7　防疫用資材の備蓄、調達
（1）町は、防疫用資材の備蓄に努める。
　防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。
（2）防疫用資材の内容
　10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

8　ペット動物の保護対策
（1）避難所におけるペット動物の適正な飼育
　県が獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。
ア　飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
（2）ペット動物の保護
　県が獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。
　ア　負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

9　記録等
　防疫のため予防接種等を行った場合は、次に準じる書類、帳簿等を整備保存する。
（1）災害状況及び防疫活動状況報告書
（2）検病調査及び消毒状況記録簿
（3）清潔方法及び消毒状況記録簿
（4）臨時予防接種状況記録簿
（5）防疫薬品資材受払簿
（6）防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
（7）防疫関係機関器具修繕支払簿
（8）防疫経費所要見込額調及び関係書類
（9）ねずみ族・昆虫等に関する書類
(10) 家用水の供給に関する書類
(11) 患者台帳

第３１節　ボランティア活動の支援

総務課・健康福祉課

1　基本方針

災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、町は県、防災関係機関及び関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受入れに努めるとともに、ボランティア活動の確保などボランティアの円滑な活動が図られるよう支援を図る。

【 体 系 】

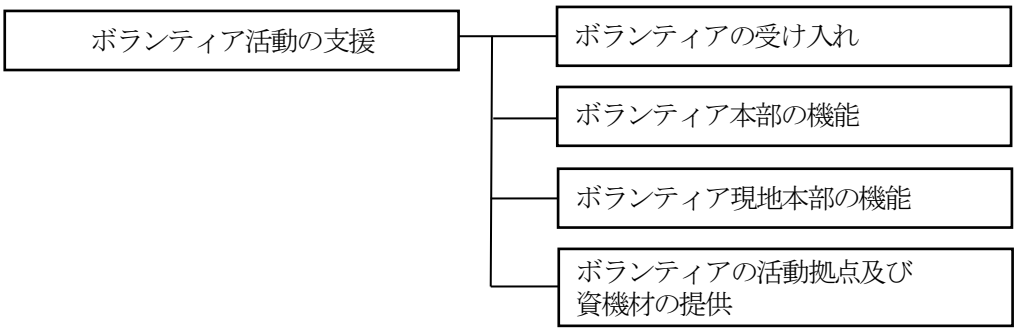

2　ボランティアの受け入れ

（1）ボランティア現地本部の設置

町が被災し県にボランティア本部が設置されたときは、町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を本庁舎災害対策本部に設置する。局地的な場合は、現地災害対策本部に設置する。

また町は、県、社会福祉協議会と連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

（2）ボランティアとの連携・協働

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

（3）災害ボランティアコーディネーターの派遣

町は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3　ボランティア本部の機能

（1）情報収集及び情報提供

ボランティア本部は、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに関係機関に情報を提供する。また、ボランティア申出者の照会に対して的確に情報を提供する。

（2）ボランティアの斡旋、募集及び誘導

災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、町及び防災関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をす

るほか、マスメディアやインターネット等を用いて要請に対応するボランティアを募集し適切な誘導を行うなど、町及び県の各担当部局及び関係機関が連携して、その効果的な活用を図る。

ア　アマチュア無線通信業務
イ　傷病人の応急手当て等医療看護業務
ウ　被災宅地の危険度判定業務
エ　船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
オ　通訳業務
カ　その他専門的な技術、知識を要する業務
キ　その他の業務

（3）ボランティア保険の加入

ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア保険加入者を集約し、加入手続きのため県本部へ報告する。

（4）ボランティア支援物品の提供

ボランティア現地本部において物資が不足するときは、県民ボランティアセンターが備蓄しているボランティア支援物品の放出を要請する。

4　ボランティア現地本部の機能

（1）状況報告及び報告

現地災害対策本部及び関係機関、団体等の連携により、被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともにボランティア本部に報告する。

（2）ボランティアの受入れ

ボランティア申出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成しボランティア本部に報告する。

（3）ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民等からのボランティア派遣要請の受付窓口として受付や相談に応ずる。

（4）ボランティアのコーディネート

ボランティアニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、県、町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

（5）ボランティア団体との連絡調整

地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、より的確な救援活動を確保する。

（6）ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、団体等との連絡を図るとともに、安全な活動のための指導や必要な規制を行う。

（7）継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

5　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については可能な限り貸し出しを行い、ボランティアが効率的に活動できる環境作りを図る。

第３２節　清掃活動

住民課

1　基本方針

被災地における一般廃棄物の収集及びし尿のくみ取り処分等の清掃業務を迅速かつ適切に実施し、被災地の環境衛生に万全を期す。

【 体 系 】

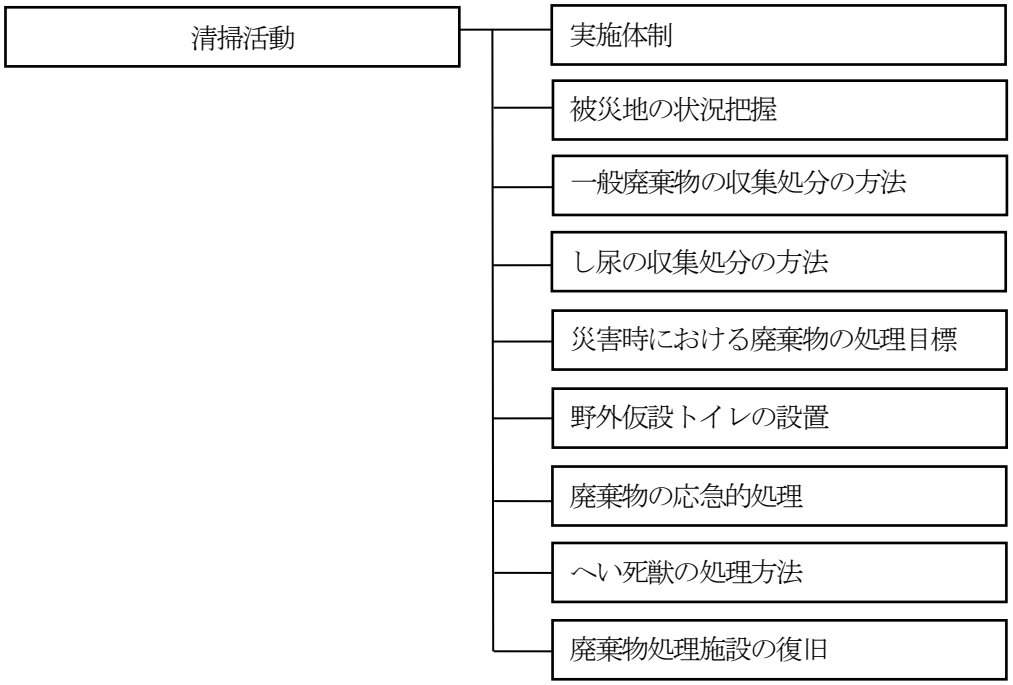

2　実施体制

（1）被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、原則として町長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が町長の指示により実施する。

（2）県等の応援

ア　町の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。

県は、町からの応援要請内容等に基づき、災害廃棄物等の処理に関する支援活動について国、県外自治体、近隣市町との調整を行う。

イ　町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

3　被災地の状況把握

町は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。県は、これらの情報を国に連絡する。

○一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
○避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法
○生活ごみの発生見込み量及び処理方法
○全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4　一般廃棄物の収集処分の方法

（1）発生した一般廃棄物の収集は、清掃車のほか必要車両を確保し処理する。

（2）食物の残廃物を優先的に収集する。

（3）清掃車の運行が不能な地域については、各戸に準備されたビニール袋等により衛生的に一時蓄え、収集日を事前に町内会長に連絡し、清掃車の運行可能な地点まで持ち出しを依頼する。

（4）収集した一般廃棄物は、クリーンセンターのほか町の指定する場所において処理する。

5　し尿の収集処分の方法

（1）被災地域が処理能力に比べ広範囲にわたっている場合には、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急処置として最小限のくみ取りを実施する。

（2）収集したし尿は町の処理施設で処理するほか、必要に応じて埋め立てる等衛生上支障のない方法で行う。

6　災害時における廃棄物の処理目標

（1）一般廃棄物

町長は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア　し尿の収集処理量

し尿発生量1.34リットル／人日

①避難所からのし尿発生量＋②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿の発生量＋③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量＝要総処理量

イ　家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量　　1,012ｇ／人日

被災家屋粗大ごみ発生量　1.54トン／棟

①避難所からのごみの発生量＋②町民の在宅している世帯からのごみの発生量＋③通常時の粗大ごみの発生量＋④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量＝要総処理量

ウ　がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量　0.41トン／㎡

火事残渣がれき発生量　　60トン／棟

①解体建築物のがれきの発生量＋②火事残渣のがれきの発生量＝要総処理量

（2）産業廃棄物

事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具器材等の処理体制を整備する。特に、有害廃棄物については保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

7　野外仮設トイレの設置

避難所開設に伴う野外仮設トイレは、簡易トイレを借り上げて、立地条件を考慮し設置する。

設置にあたっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水が汚染しないよう留意するとともに、障害者への配慮を行う。

また、閉鎖にあたっては消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

8　廃棄物の応急的処理

町はおおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。

（1）分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、ＰＣＢが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

（2）生活ごみ、がれきの仮置場及び最終処分ルートの確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

（3）清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

（4）掃除義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により、運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して町の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

（5）廃棄物の最終処分

収集、搬出した生活ごみの処理は、分別搬入や仮置場における選別を進め、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなど環境衛生上支障のない方法で行う。し尿の処理は、し尿の処理施設で処理するほか必要に応じて埋め立てなど環境衛生上支障のない方法で行う。

（6）応急汚物容器の確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当な汚物容器を配布する。

（7）汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹸等により消毒を行う。

9　へい死獣の処理方法

へい死獣の処理は、へい獣取扱場で行うほか次の方法で処理する。

（1）移動し得るものは適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

（2）移動し難いものについてはその場で個々に処理する。

10　廃棄物処理施設の復旧

町は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材は、あらかじめ備蓄しておく。

第３３節　住宅の応急対策

建設水道課

１　基本方針

災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった世帯に対して、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じて生活の安定を図る。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

【 体 系 】

- 住宅の応急対策
  - 実施体制
  - 応急仮設住宅入居基準
  - 応急修理箇所及び対象者
  - 応急仮設住宅の建設用地
  - 記録等
  - 災害救助法による措置
  - 住宅確保等の種別

２　実施体制

（１）被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

（２）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急住宅の建設は町が実施する。ただし、災害救助法を適用した場合は県が実施し、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町が実施する。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

（３）被災者に対する住宅相談所の開設

町は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報を提供し、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

（４）町のみで対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

３　応急仮設住宅入居基準

（１）住家が全壊、全焼又は流失した世帯

（２）住居する仮住家がない世帯

（３）自己の資力では住宅を建設することができない世帯

４　応急修理箇所及び対象者

（１）住家が半壊若しくは半焼し、その部分が居室、炊事場及びトイレ等の生活上欠くことができない箇所であって、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

（２）自己の資金では応急修理ができない世帯

５　応急仮設住宅の建設用地

応急仮設住宅は、飲料水、交通の利便、教育等を勘案のうえ、公有地を優先して選定する。災害の状況に応じ、町において適宜定める。

６　記録等

応急仮設住宅を設置又は応急修理をしたときは、次の帳簿等を整備保管する。

（１）応急仮設住宅を設置した場合

ア　応急仮設住宅台帳

イ　応急仮設住宅入居者台帳

ウ　応急仮設住宅用敷地賃貸契約書

エ　応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、各種設計書及び仕様書等

オ　応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

（２）住宅の応急修理をした場合

ア　住宅の応急修理記録簿

イ　住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

ウ　住宅の応急修理関係支払証拠書類

（３）直営工事等によって修理した場合

ア　修理材料受払簿

イ　大工作業員等の出勤簿

ウ　材料輸送簿

７　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

8　住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における町民の対策については、本章第12節「避難誘導等」の定めるところによる。

対策種別及び順位			内　　容
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、借間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	県、町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	5　災害救助法による仮設住宅建設 （民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）		大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。
住宅の修繕	1　自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
	3　災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは町）が応急的に補修する。
障害物の除去等	1　自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2　除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	3　災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は町が除去する。

（注）①対策順位は、その種別によって対象者及び貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

②「住宅の確保」のうち、３の融資、４及び５の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。

③「住宅の修繕」のうち２の(1)の融資及び３による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。

④「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい害を及ぼしているものの除去等をいう。

第３４節　文教対策

教育委員会事務局

1　基本方針

教育委員会は、児童、生徒、教職員、学校及びその他の文教施設が被害を受けるなど、正常な学校教育をすることが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品等の給与措置を講じて応急教育に万全を期す。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

【 体 系 】

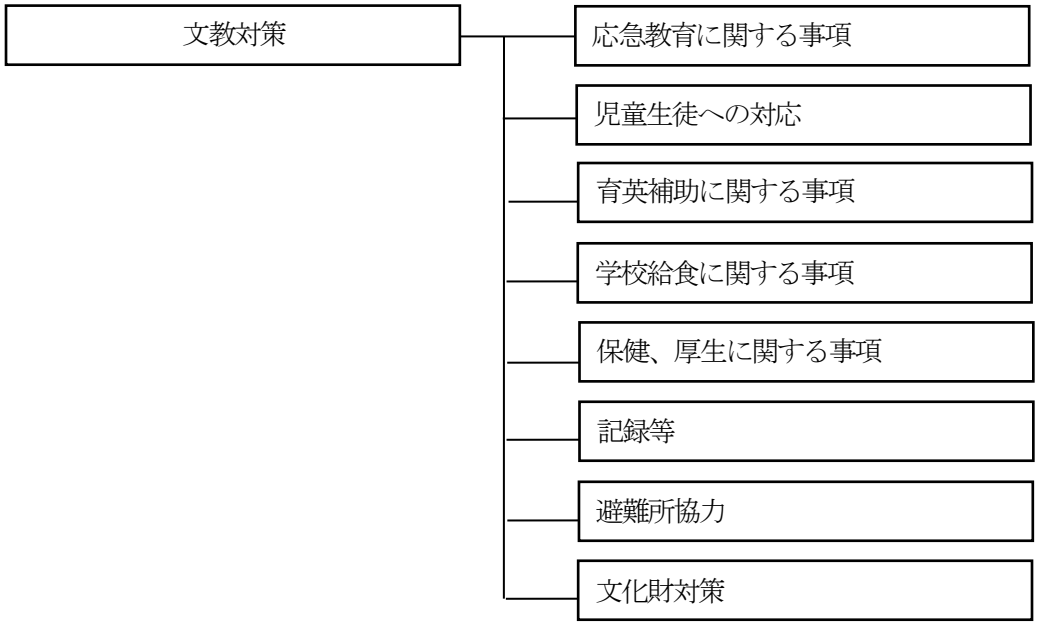

2　応急教育に関する事項

（1）学校施設の確保

授業実施のための校舎施設の確保は、災害の規模や被害の程度によっておおむね次の方法による。

ア　被災学校が１校の一部のみの場合

被災箇所が普通教室の場合は転用可能な教室を転用し、不足の場合は特別教室、屋内運動場等を転用する。

イ　被災学校が１校の場合

(ｱ) 公民館等公共施設を利用するほか隣接校の余剰教室（特別教室含む）を借用する。

(ｲ) 隣接校の余剰教室を借用してもなお不足のときは臨時校舎を建設する。

ウ　被災学校が２校以上の場合

特定の地域が全体的に被害を受け、２校以上が被災した場合は、罹災を免れた公共的施設を利用するとともに、不足分については臨時校舎を建設するほか比較的近い学校の余剰教室等を借用する。

なお、以上の決定にあたっては関係機関が協議してその決定事項を教職員及び町民に周知徹底する。

（２）被災児童、生徒の教科書、学用品等の調達及び支給

ア　調達方法

(ｱ) 教科書については、被災学校の学校、学年及び教科別にその数量を速やかに調査して県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書取扱店等に連絡しその供給を求める。また、町内の他の学校、他市町に対しても使用済み古本の供与を依頼するとともに、なお不足がある場合は県に対し調達供与依頼をする。

(ｲ) 学用品については県から送付を受けたものを配布するほか、県の指示に基づいて基準内で調達する。

イ　支給対象者

住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯の児童、生徒で、教科書並びに学用品を滅失又は毀損した者に対して支給する。

ウ　支給品目

(ｱ) 教科書

(ｲ) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(ｳ) 通学用品（運動靴、傘、鞄、風呂敷、ゴム靴等）

以上の３種類の範囲内に限られるが、文房具、通学用品については、例示した品目以外のものでも被災状況、程度等の実情に応じ適宜調達支給する。

（３）教職員の被災による不足教員の確保

ア　被災教職員が少数のときは校内において操作する。

イ　被災教職員が多数であり1学校で操作できないときは、授業の実施状況に応じ町が管内の学校間で操作する。

ウ　町において操作できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

３　児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

（１）在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。

（２）登下校時の安全確保

情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

（３）児童生徒の安否確認

在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

（４）被災した児童生徒の健康保健管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

４　育英補助に関する事項

被災による家屋の全焼、流出等のため就学に著しく困難を生じた児童、生徒等に対して、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を斡旋する。

５　学校給食に関する事項

（１）児童生徒の対策

町は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。

（２）物資対策

町は被害を受けた物資の状況を、各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告し、給食材料の管内における調達が不可能の場合は県に斡旋を依頼する。

6　保健、厚生に関する事項

（１）被災教職員、児童及び生徒の保健管理

災害の状況により、被災学校の教職員、児童及び生徒に対して伝染予防接種や健康診断を実施する。

（２）被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、県の指示、協力により校舎の清掃、消毒を行う。

7　記録等

学用品の給与を実施したときは、次に準じる書類、帳簿等を整備保存する。

（１）学用品購入配分計画表

（２）学用品交付簿

（３）学用品受払簿

（４）学用品購入関係支払証拠書類

8　避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

9　文化財対策

町は災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

（１）応急措置

ア　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を町又は町教育委員会を経由し県教育委員会へ報告する。

ウ　関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を実施する。その際、町又は町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ　文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には被災者の救助を優先する。

（２）被災文化財対策

文化的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

（３）埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われている場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。なお、復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により充分な人員を確保する。

（4）事前対策

ア　未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ　防災対策の意識啓発と予防対策

町は文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。また、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じる。

第３５節　救援隊等の受入れ

総務課・住民課・教育委員会事務局・農林水産課

1　基本方針

町は災害の状況により、県又は隣接市町からの救援隊、警察官及び自衛隊等の派遣を要した場合は、救援隊等の宿舎、食料の確保及び供給に万全を期す。

【 体 系 】

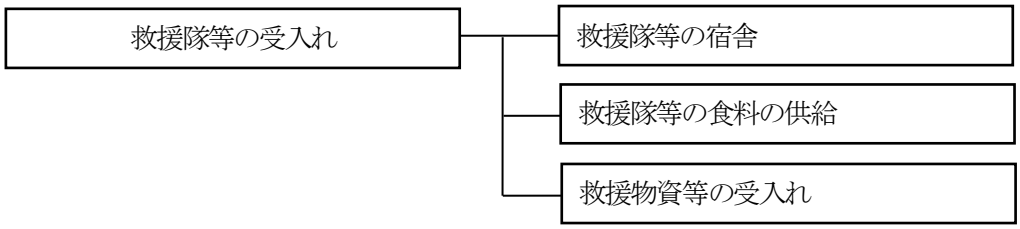

2　救援隊等の宿舎

学校、公民館及び寺社等を利用するものとするが、これらが得がたい場所にあってはテント等により応急の施設を設ける。

3　救援隊等の食料の供給

救援隊等の食料の供給については、本章第25節「食料の供給」による。

4　救援物資等の受入れ

救援物資等の受入れは内浦体育館として、用途別に仕分けをして各地域に搬送する。

第３６節　応急金融対策

企画財政課

1　基本方針

町は災害時、県、日本銀行、北陸財務局及び関係行政機関に対して被災地において通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行うよう要請する。

第３７節　農林水産物災害応急対策

農林水産課

1　基本方針

町は、災害から農林水産物被害を防止又は被害の軽減を図るため、県及び農業団体等と連携して速やかに必要な措置を講じる。

【 体 系 】

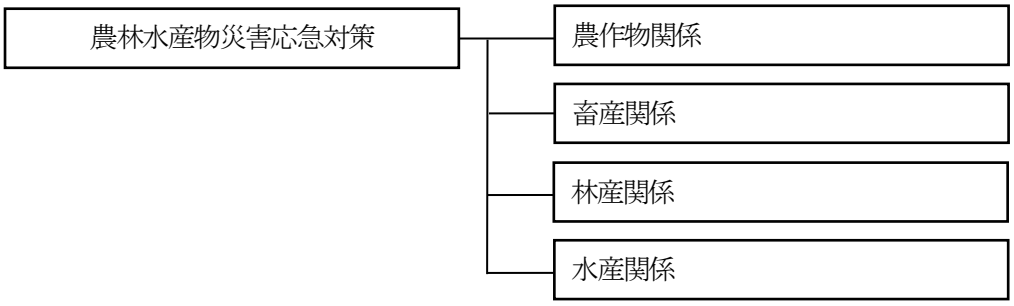

2　農作物関係

（1）水稲改植用苗の確保

水害等により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときは、町内水稲苗生産業者、農家に調達を依頼するとともに、町内で確保できないときは隣接市町及び県に対し斡旋を依頼する。

（2）病害虫防除対策

町は県の指示により、農業者団体と協力して農家に防除を呼びかける。また、被災地の一斉防除を実施するに当たり、農薬に不足がある場合は県に対して緊急供給の要請を行う。

3　畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講じる。

（1）家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、町は畜産関係団体とともに県が行う必要な防疫に協力する。

ア　死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく所定の場所において焼却又は埋却する。

イ　被害家畜に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生するおそれがある場合は、速やかに当町を管轄とする家畜保健衛生所に通報し県に対して防疫班の派遣を要請する。

ウ　被災畜舎等に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、畜舎の所有者又は管理者に対し、消毒等の徹底を要請する。

エ　家畜に対する診療

災害のため家畜が診療を正常に受けられないときには、県に対して家畜診療班の派遣を要請する。

（2）家畜の避難

飼育者は、その飼養する家畜の畜舎に災害の被害が及ぶとき、又は災害の被害が及ぶおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、町は必要があるときは、避難所の選定、避難の方法等についてあらかじめ協議し計画しておく。

（3）飼料の確保

町は災害等により飼料の確保が困難となったときは、県に対して必要数量の確保及び斡旋を要請する。

4　林産関係

災害による林産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講じる。

（1）豪雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材の流出を防ぐ措置を講じる。

（2）台風等による立ち木の倒壊があった場合は、早急にこれを林地外に搬出、整理して、病害虫発生の予防措置をとるよう県及び森林組合と連携して関係者に周知する。

5　水産関係

漁業協同組合は、関係機関と連絡を密にし、災害情報の的確な収集・把握に努め、漁具及び漁船等漁業施設の被害拡大の防止を図る。

第４章　災害復旧・復興計画

第４章　災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第１節　公共施設災害の復旧

関係各課

１　基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧にあたっては、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、その施設の原形復旧に併せて災害の再発生防止のため必要な施設改良を行う等の事業計画を速やかに樹立し、民生の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

【 体 系 】

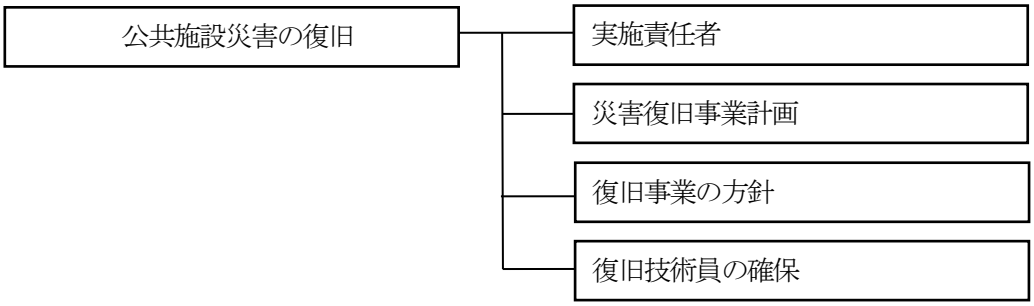

２　実施責任者

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長及びその他法令の規定により災害復旧事業の実施について責任を有する者が行う。

なお、県は、特定大規模災害等を受けた場合、または、災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市町道が被災した場合、市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。

３　災害復旧事業計画

公共施設の災害の実態を速やかに調査し、必要な資料を調査するとともに、所要の措置を講じて復旧事業の迅速が期されるように図る。

公共施設の災害復旧事業計画はおおむね次のとおりとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

（河川、海岸、砂防、林地荒廃防止、地すべり、急傾斜地崩壊、道路、港湾、漁港、下水道及び公園）

（２）農林水産業施設災害復旧事業計画
（３）都市災害復旧事業計画
（４）上水道施設災害復旧事業計画
（５）社会福祉施設災害復旧事業計画
（６）公立学校施設災害復旧事業計画
（７）公営住宅災害復旧事業計画
（８）公立医療施設災害復旧事業計画
（９）その他災害復旧事業計画

４　復旧事業の方針

（１）復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は県と連携して実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

（２）災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、町は県と連携して国の災害査定が速やかに行えるよう努める。復旧事業計画の作成にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再発防止に効果があるよう関係機関は十分連絡調整を図るとともに事業期間の短縮を図る。

（３）災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害又は人身事故発生等の特別な場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、復旧工事が迅速に行われるように図る。

（４）災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

（５）復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置するとともに復旧事業の実行率をあげるように図る。

（６）小規模災害の措置

公共土木施設災害復旧事業の対象とならない小規模な災害については、将来再び出水等の際に大災害を引き起こす要因となると認められるものは、町単独、県費補助事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど災害復旧事業の早期実現を図る。

５　復旧技術員の確保

町は被災施設等の測量、設計書の作成、その他の事務を処理するための技術職員に不足を生じたときは、県又は被災を免れた市町から応援を求めて技術職員の確保を図る。

第２節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

関係各課

１　基本方針

災害復旧事業には法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業があり、災害復旧事業費は知事の報告、地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、町及び関係機関は迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

【 体 系 】

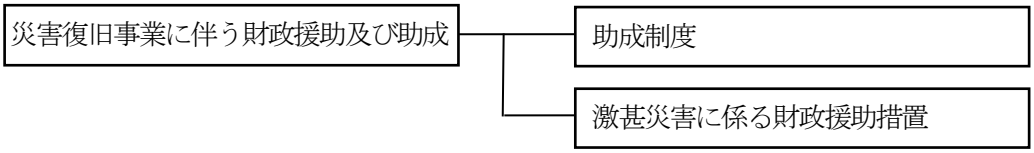

２　助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
（２）公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
（３）公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
（４）土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
（５）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
（６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
（７）予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
（８）都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
（９）農林水産施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

３　激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は県と連携して災害の状況を速やかに調査して実態を把握するとともに、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第３条、第４条）
（２）農林水産業に関する特別の助成
　ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置（激甚法第５条）
　イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第６条）
　ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第７条）
　エ　天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第８

条）

オ　森林組合等が行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第９条）

カ　土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助（激甚法第10条）

キ　共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

ク　森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の２）

（３）中小企業に対する特別の助成

ア　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

イ　小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）

（４）その他の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）

エ　母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）

オ　水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

キ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

ク　雇用保険法（昭和41年法律第132号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

第３節　災害復旧資金

企画財政課

１　基本方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期施行を図る。

【 体 系 】

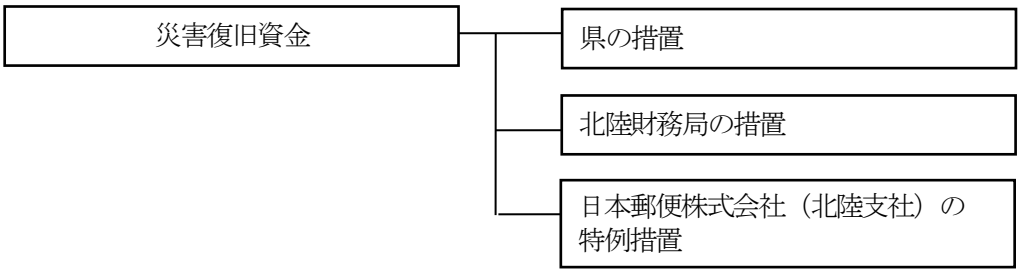

２　県の措置

（１）災害復旧経費の資金需要額を把握する。
（２）歳入欠陥債、災害対策債及び災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期す。
（３）普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税の交付を国に要請する。
（４）一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

３　北陸財務局の措置

（１）関係団体を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こすことができる事業に係る経費及び財源を把握する。
（２）災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付を行う。

４　日本郵便株式会社（北陸支社）の特例措置

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
（１）被災者に対する郵便はがき等の無償交付
（２）被災者の差し出す郵便物の料金免除
（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除

第４節　被災者への支援

健康福祉課・総務課・建設水道課・農林水産課・ふるさと振興課・住民課

１　基本方針

町、県及び防災関係機関は、協力して災害発生後の住民生活の安定を図るため、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講じる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

【 体 系 】

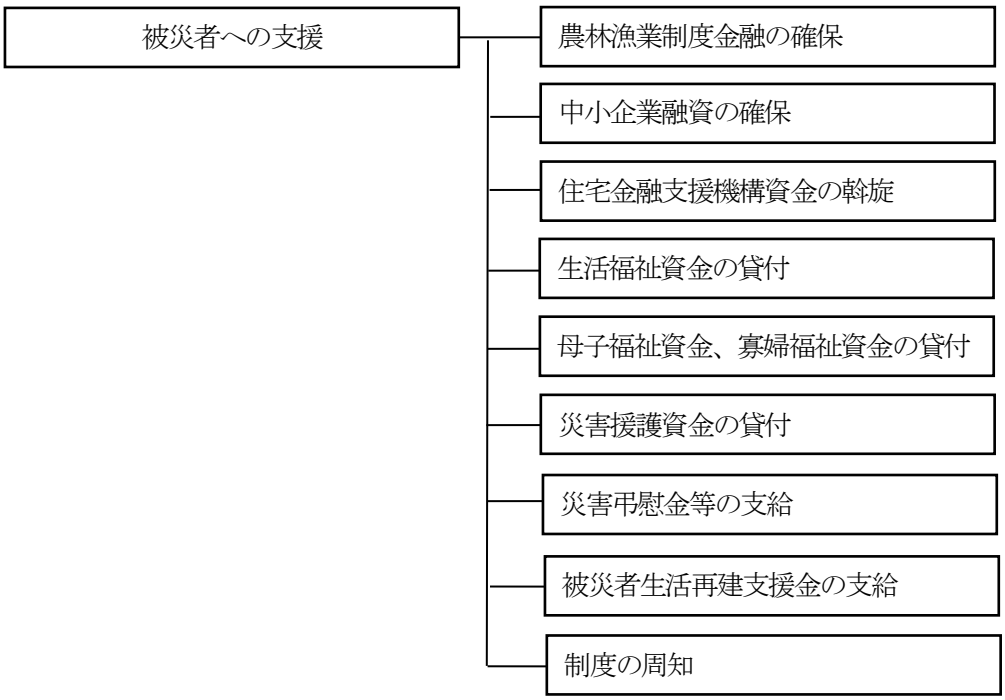

２　農林漁業制度金融の確保

町及び県は連携して、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導斡旋を行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給並びに損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進及び経営の安定を図るものとし、このため町及び県は次の措置を講じる。

（１）農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の斡旋を行う。

（２）被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法による経営資金の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償を実施する。

（３）被害農林漁業者に対する㈱日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融資及び既往貸付期限の延期措置の指導斡旋を行う。

3　中小企業融資の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするため県は次の措置を講じる。

（1）㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対し要請を行う。

（2）信用組合、信用金庫及び中小企業専門金融機関に対し、県資金を預託し貸出資金源の増大を図る。

（3）信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図る。

（4）地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し協力を求める。

（5）中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるため必要な措置を講じる。

4　住宅金融支援機構資金の斡旋

（1）災害復興住宅資金

県及び町は連携して被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入れの促進を図る。

この場合は、資金の融資を早くするために、町は被災者が機構に対して追うべき債務を保証する。

（2）地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法（昭和33年法律30号）第24条第３項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資の斡旋について、町及び県は、災害復興住宅資金と同様の措置を講じる。

5　生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会の生活福祉資金制度により、民生委員、町の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

6　母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

7　災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付は、町条例の定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は政令で定める災害により被害を受けた世帯に対し年利３％、期間10年以内で貸付けを行う。

8　災害弔慰金等の支給

町条例の定めるところにより、災害により死亡した遺族に対し弔意のため災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（1）災害弔慰金は政令で定める災害により死亡した町民の遺族に対し、町条例で定めるところにより支給する。

（2）災害障害見舞金は政令で定める災害により負傷又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病が治った時点で精神又は身体に法で定める程度の障害があるものに対して、町条例で定めるところにより支給する。

9　被災者生活再建支援金の支給

県は、市町単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（平成19年法律第114号）を適用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

町長は、法の適用に向けて、当該の災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報告する。

また、町は、住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給限度額、支給申請手続き等について説明し、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。町は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認、取りまとめの上、速やかに県に送付する。

10　制度の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第５節　生活の確保のための緊急措置

税務課・ふるさと振興課・総務課・健康福祉課・
建設水道課、住民課

１　基本方針

大災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等による住家の喪失並びに環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱に陥れることになる。

このため、町、県及び防災関係機関は協力して被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

【 体 系 】

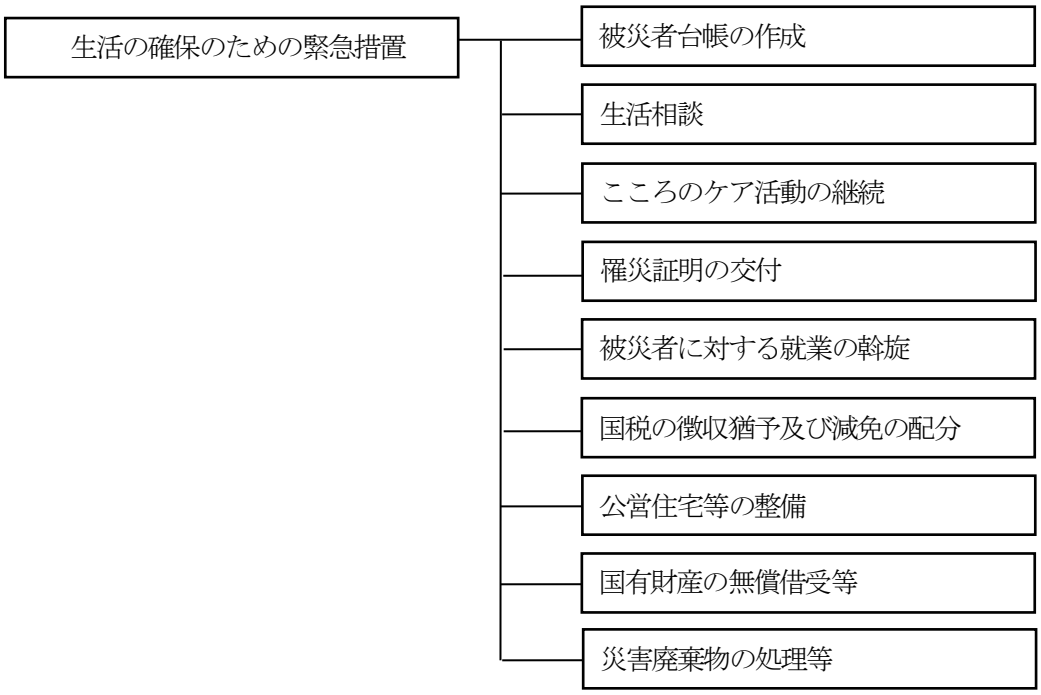

２　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

３　生活相談

（１）町は、生活相談窓口を設け、被災者の生活、資金、健康及び身上等の相談にあたる。

（２）町は、住宅再建に対する相談について、県及び関係団体と連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。

（３）町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

４　こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、町は県及び関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5　罹災証明の交付

町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる

（1）町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。

（2）罹災証明について、住民への周知徹底に努める。

6　被災者に対する就業の斡旋

（1）被災により職を失ったものに対しては、公共職業安定所に協力を求め、積極的に職業の斡旋を行う。

（2）技術学校等の協力を得て職業訓練を実施する。

7　国税の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき申告、申請、請求、その他書類の提出、納付並びに納入に関する期限の延長、国税及び地方税（延滞金を含む）の徴収猶予又は減免の措置を災害の状況応じて実施する。

8　公営住宅等の整備

町は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、町は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早期の建設を図る。

9　国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び町は国に対し無償借受等の申請を行う。

10　災害廃棄物の処理等

（1）町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて，ボランティア，ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には，社会福祉協議会，ＮＰＯ等と連携し，効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

（2）町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第６節　災害義援金及び義援物資の配分

総務課・会計課

1　基本方針

全国から被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて確実迅速に配分を行う。

【 体 系 】

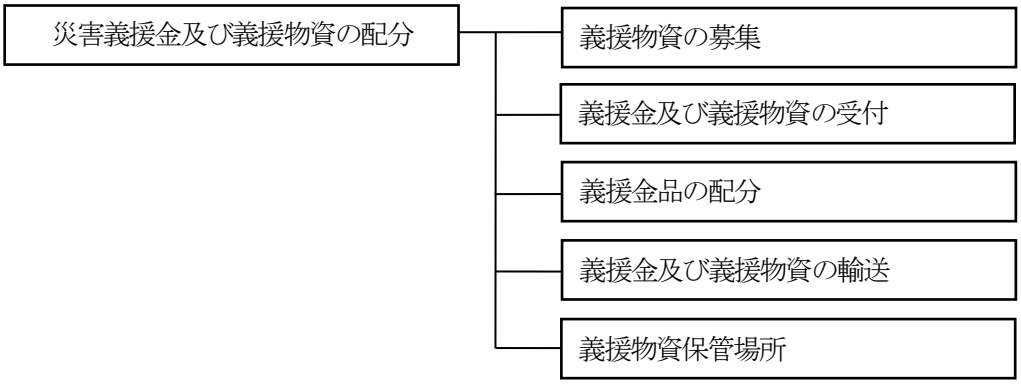

2　義援物資の募集

町は、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。

また、町は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

3　義援金及び義援物資の受付

受付場所は災害対策本部で決定し、当該施設の庁舎正面に掲示する。

4　義援金品の配分

配分は、配分検討委員会を設置して決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5　義援金及び義援物資の輸送

町は、県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資について、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

6　義援物資保管場所

町は、義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておく。

第７節　復興計画

関係各課

１　基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し災害の再発防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりを図る。

【 体 系 】

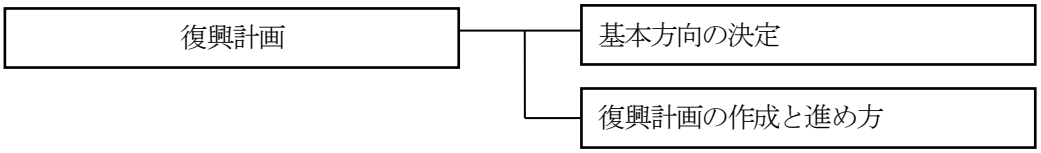

２　基本方向の決定

町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、町は、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

３　復興計画の作成と進め方

（１）町は被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、必要に応じ復興計画を作成する。

（２）大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから関係機関と十分協議し計画的に復興を進める。

（３）町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境確保等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（４）町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

（５）県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

（６）町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、この場合、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんに努める。

第５章　複合災害対策

第５章　複合災害対策

第１節　基本方針

関係各課

本章は、同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、本地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第２節　災害予防対策

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）通信連絡体制の確立

町及び各機関は、緊急時における関係機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、町及び各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

２　複合災害を想定した訓練の実施

町は、県、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて町民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第３節　災害応急対策

１　活動体制の確立

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて県の災害対策本部や国の現地対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

２　情報の収集・連絡

町は、県や国、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

３　避難対策

（１）町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。

（２）町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

４　緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、警察や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

第４節　災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、能登町地域防災計画の本編第４章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。

第６章　事故災害対策計画

第６章　事故災害対策計画

第１節　海難事故

総務課・農林水産課・消防機関

【 体 系 】

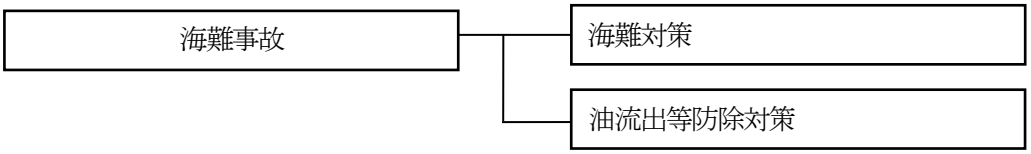

１　海難対策

（１）基本方針

大規模な海難事故の発生に際しては、直ちに七尾海上保安部（能登海上保安署）、危機対策課等関係機関に連絡し指示を受けるとともに、警察、消防、漁協等関係機関と協力して人命救助に万全を期す。

（２）災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を実施する。

◎　実施事項

ア　船舶所有者等（船舶所有者・管理者・占有者等を含む）、漁業協同組合

(ｱ) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するために必要な措置を講ずる。

(ｲ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(ｳ) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(ｴ) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備し、自衛消防隊の組織化に努める。

イ　町（消防機関）

(ｱ) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。

(ｲ) 海難発生時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

(ｳ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備すること。

(ｴ) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

(ｵ) 海難発生時の救急・救助、消火等に備え、資機材の整備に努める。

(ｶ) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

（３）情報の収集及び伝達

海難事故の発生及び災害の状況等により、情報の収集を行い関係機関へ次の系統により伝達する。

海難事故連絡系統図

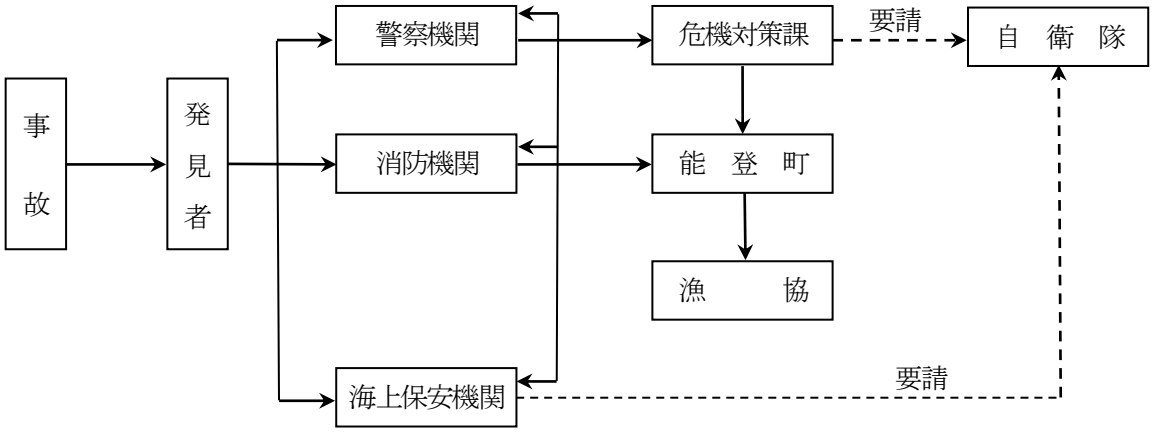

通報：⟶

（４）応急活動体制

町長は海難が発生又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて関係機関と連携をとりながら応急活動体制を整え、町地域防災計画の必要な各章節に応じてその地域に係る応急対策を実施する。

（５）現地合同本部等の設置

関係機関は円滑迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部を設置する。

２　油流出等防除対策

（１）基本方針

町は、タンカー等の事故による積載油の流出、陸上の貯蔵タンク等からの油流出に対応するため、能登沿岸排出油防除協議会等と連携し「石川県油流出事故等災害対応要綱」に基づき流出油の防除措置を行う。

（２）災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防措置を実施する。

ア　町（消防機関）

(ｱ) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。

(ｲ) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

(ｳ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

(ｴ) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図る。

(ｵ) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。

(ｶ) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

イ　各行政機関の個別の実施事項

(ｱ) 市町（消防機関）

a　船舶所有者、漁業協同組合等に対して、荷役について次の事項を指導する。

○荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。

○消火器具の配備

○油流出事故の予防対策の実施及び化学消火薬剤等の配備

○立入禁止、火気厳禁の表示の徹底

b　入港船舶の危険物積載の状況など、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を、関係機関と相互に交換する。

(ｲ) 施設管理者

a　油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

b　大量の危険物の荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ　船舶所有者、石油事業者、漁業協同組合等

(ｱ) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(ｲ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(ｳ) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。

(ｴ) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

（3）情報の伝達及び周知

ア　事故の発生及び災害の状況等に関する関係機関等への伝達は、前記「海難対策」の「海難事故連絡系統図」により行う。

イ　一般への周知

(ｱ) 船舶への周知

災害が予想される場合は、次により船舶に対し周知する。

<table>
<tr><th>機関名</th><th>周知手段</th><th>対象船舶</th><th>周知事項</th></tr>
<tr><td>海上保安部</td><td>無線・電話</td><td rowspan="2">船舶全般</td><td rowspan="4">1　油等大量流出事故災害の状況
2　関係機関の災害応急対策に関する情報
3　海上輸送復旧の見通し
4　避難の必要性など地域に与える影響
5　その他必要な事項</td></tr>
<tr><td>放送局</td><td>テレビ・ラジオ</td></tr>
<tr><td>港湾管理者</td><td>訪船・拡声器</td><td>港内船舶</td></tr>
<tr><td>漁業協同組合</td><td>漁業無線</td><td>漁船</td></tr>
</table>

(ｲ) 沿岸住民への周知

災害が予想される場合は、次により沿岸住民に対し周知する。

機関名	周知手段	周知事項
町・消防機関	広報車・消防車等	1　油等大量流出事故災害の状況 2　関係機関の災害応急対策に関する情報 3　海上輸送復旧の見通し 4　避難の必要性など地域に与える影響 5　その他必要な事項
警　　察	ヘリコプター・パトカー等	
海上保安部	巡　視　艇	
放　送　局	テレビ・ラジオ	

（4）応急活動体制

町長は海難が発生又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、町地域防災計画の必要な各章節に応じて関係機関と連携をとりながらその地域に係る応急対策を実施する。

ア　沿岸パトロール、情報伝達の周知徹底及び警戒

(ｱ) 流出油の漂着等被害の及ぶ恐れのある沿岸のパトロール

(ｲ) 沿岸住民に対する災害情報の伝達及び応急対策上必要な指示

(ｳ) 火気の制限又は禁止等の危険防止措置の広報、警戒

イ　沿岸住民に対する避難勧告及び指導

ウ　漂着油の除去

エ　自衛隊の派遣要請（人命救助、被害の拡大防止等応急措置のための派遣要請）

オ　他の関係機関に対する協力要請

カ　防災ボランティアとの連携

第２節　道路災害対策

総務課・建設水道課・消防機関

１　基本方針

道路構造物の被災又はバス等の衝突により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど各種の予防、応急対策を実施する。

【 体 系 】

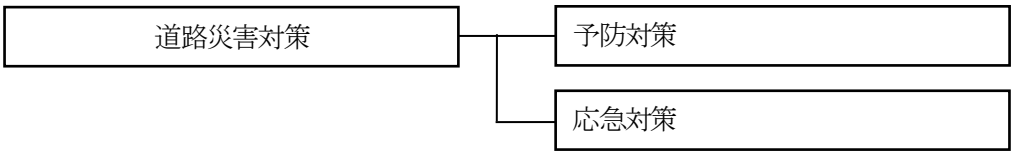

２　予防対策

関係機関はそれぞれ相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

（１）道路管理者

ア　道路施設等の整備

道路施設等の点検体制を強化し、災害発生が予想され又は異常が認められる箇所に対しては、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施する。また、災害発生後は徹底した原因究明を行いその成果を次の安全対策に反映させる。

イ　道路利用者への対応

異常が発見され災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供する。また、平常時から道路災害時の対応等防災知識の普及啓発を行う。

ウ　体制の整備

職員の非常参集体制等の災害応急活動体制等を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し災害発生時の活動手順、関係機関等との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善を図るなど必要な措置を講じる。

（２）警察

ア　道路の交通安全のための情報収集に努め、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い道路利用者に周知する。

イ　被災現場及び周辺地域等において、安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講じる。

３　応急対策

町は道路災害が発生又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて町地域防災計画の必要な各章節に応じて応急活動体制を整え、各防災関係機関と相互に連携をとりながら災害応急対策を実施する。なお、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部等を設置する。

第３節　危険物等災害予防対策

消防機関

１　基本方針

危険物等は、その貯蔵又は取扱い上の不備が災害発生時における被害を拡大する重要な要因となることから、これら施設の状況、危険物等の分布状況を把握し、災害時における緊急措置を定め被害の拡大防止に万全を期す。

【 体 系 】

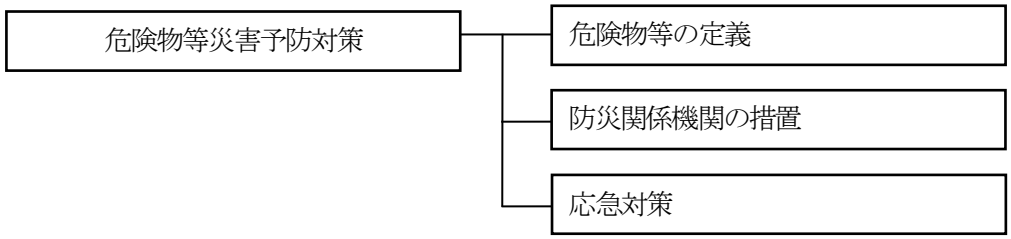

２　危険物等の定義

（１）危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第２条第７項に規定されているもの

（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

（２）火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第２条に規定されているもの

（例）火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（電気雷管、実包、導火線、煙火等）など

（３）高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第２条に規定されているもの

（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素など

（４）毒・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第２条に規定されているもの

（例）毒物：シアン化ナトリウム、水銀、ヒ素、アジ化ナトリウムなど

劇物：アンモニア、塩化水素、ホルムアルデヒド、硫酸など

３　防災関係機関の措置

（１）危険物に対する措置

ア　事業者

消防法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　県、消防機関

(ｱ) 消防法の規定に基づき保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。

(ｲ) 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規定の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等について指導する。

ウ　警察

必要に応じて危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整

備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

（２）火薬類に対する措置

ア　事業者

火薬類取締法に定める設備基準、保安規準を遵守するとともに、危害予防規定の作成、保安教育の実施、火薬類取扱い保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　中部近畿産業保安監督部、県

(ｱ) 火薬類取締法の規定に基づき保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は許可の取消し等の措置命令を発する。

(ｲ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき又は届出を受理したときは、速やかに公安委員会に通報するなど関係機関との連絡体制の確立を図る。

(ｳ) 事業者の自主保安体制の確立を図るため、危害予防規定の作成、保安教育の実施、火薬類取扱い保安責任者の選任等について指導する。

(ｴ) 県は、石川県火薬類保安協会の活動を支援し、自主保安活動の推進を通じて災害の防止を図る。

ウ　警察

(ｱ) 必要に応じて立入検査を実施し、火薬類の保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し災害発生時における初動体制の確立を図る。

(ｲ) 必要と認められるときは、県、中部近畿産業保安監督部等に対して所要の措置を講ずるよう要請する。

(ｳ) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のために必要があるときは、運搬日時、通路、方法、火薬類の性状及び積載方法について必要な指示をする。

(ｴ) 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態になり、又は、火薬類が異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは速やかに県に通報する。

エ　消防機関

火災予防上の観点から、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保安管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について適切な指導を行う。

（３）高圧ガスに対する措置

ア　事業者

高圧ガス保安法に定める設備基準、保安規準を遵守するとともに、危害予防規定の作成、保安教育の実施、高圧ガス製造保安係員の選任などによる自主保安体制の確立を図る。

イ　中部近畿産業保安監督部、県

(ｱ) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は許可の取消し等の措置命令を発する。

(ｲ) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに公安委員会に通報するなど関係機関との連携体制の確立を図る。

(ｳ) 事業者の自主保安体制の確立を図るため、危害予防規定の作成、保安教育の実施、高圧ガス製造保安係員の選任などについて指導する。

ウ　警察

(ｱ) 必要に応じて立入検査を実施し、高圧ガスの保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し災害発生時における初動体制の確立を図る。

(ｲ) 必要と認められるときは、県、中部近畿産業保安監督部等に対して所要の措置を講ずるよう要請する。

(ｳ) 高圧ガス製造施設等が危険な状態になったとき、災害が発生したとの届出があったときは速やかに県に通報する。

エ　消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について適切な指導を行う。

（4）毒物・劇物に対する措置

ア　事業者

毒物及び劇物取締法に定める設備基準、保安規準を遵守するとともに、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱い責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　県

(ｱ) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消し等の措置命令を発する。

(ｲ) 事業者の自主保安体制の確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱い責任者等の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

ウ　警察

公共の安全と危害予防の観点から、毒物・劇物の保管状態の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し災害発生時における初動体制の確立を図る。

エ　消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について適切な指導を行う。

4　応急対策

町は危険物等災害が発生又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて町地域防災計画の必要な各章節に応じて応急活動体制を整え、各防災関係機関と相互に連携をとりながら災害応急対策を実施する。なお、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部等を設置する。

第４節　大規模な火事災害対策

全課・消防機関

１　基本方針

多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）が発生又は発生するおそれがある場合は、町は各防災関係機関と連携し早期に初動体制を確立して災害の拡大を防止し被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

【 体 系 】

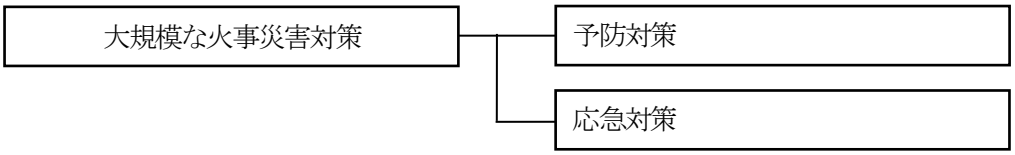

２　予防対策

（１）町、消防機関の実施事項

ア　大規模な火事災害に強い町づくり
イ　火災発生、被害拡大危険区域の把握
ウ　予防査察の実施
エ　防火管理者制度の推進
オ　防火思想の普及
カ　自主防災組織の育成強化
キ　消防水利の確保
ク　消防体制の整備
ケ　防災訓練の実施
コ　火災警報

（２）県の実施事項

大規模な火事災害に強い町づくりの形成、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を推進するとともに、町、消防機関が実施する各種予防対策について指導助言を行う。

３　応急対策

町は大規模な火事災害が発生又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて町地域防災計画の必要な各章節に応じて応急活動体制を整え、各防災関係機関と相互に連携をとりながら災害応急対策を実施する。なお、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部等を設置する。

第５節　林野火災対策

全課・消防機関

1　基本方針

町及び防災関係機関は、林野火災に対する措置について、本計画に定めるところにより実施する。

【 体 系 】

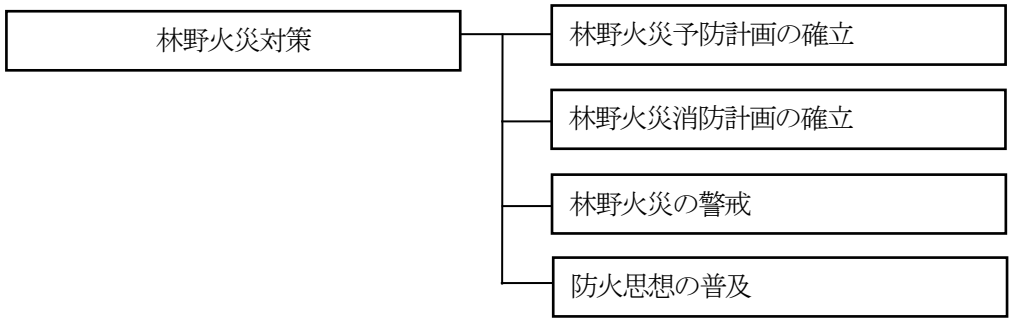

2　林野火災予防計画の確立

（1）林野所有（管理）者の予防対策の指導

消防機関は林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対して次の事項について指導を行う。

ア　防火線及び防火樹帯の設置

イ　自然水利の活用等による防火用水の確保

ウ　火入地ごしらえ、焼畑等にあたっては、森林法（昭和26年法律249号）に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立

エ　火災多発期における見回りの強化

（2）入山者等に対する予防対策

入山者及び住民への火災予防、特に児童に対しては林野火災の防止について指導を実施する。

3　林野火災消防計画の確立

防災関係機関と緊密な連絡をとり林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び森林施業の状況等を調査検討のうえ次の事項について計画する。

（1）特別警戒実施計画

（2）消防計画

（3）資機材整備計画

（4）防火訓練の実施計画

（5）啓発運動の推進計画

4　林野火災の警戒

町長は、大火危険気象下における林野火災の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防本部、消防署、分署に出動を要請するとともに、消防団に出動を命じ、県並びに森林組合等とともに次の措置をとる。

（1）入林者、林内事業者に対する規制指導等

ア　たばこ、焚き火等による出火防止について十分な啓蒙を図る。

イ　火災防止標示板を設置する。

ウ　大火危険気象下の入山自粛を呼びかける。

エ　組合長が発令する警報発令中、金沢地方気象台が発表する火災気象通報発表中、林野火災が発生又は林野火災が発生するおそれがある場合は、一切の火入れを中止させる。

オ　林内事業者には、火気取扱責任者の選定及び消火設備の装備を指導する。

（2）空中消火機材の活用

ア　地形等の状況により、地上での防御が困難な場合、人命、人家への延焼危険並びにその他重大な事態を避けるため必要とする場合には、空中消火資機材を活用し消火にあたるものとする。

イ　空中消火は、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、状況に応じて知事に対して自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請する。

5　防火思想の普及

防災関係機関の協力を得て、一般町民並びに入山者に対し林野火災予防行事等を利用して、森林愛護と防火思想の普及徹底を図る。

第６節　航空災害対策計画

全課・消防機関

１　基本方針

町内の区域において、航空機の墜落等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図る。

【 体 系 】

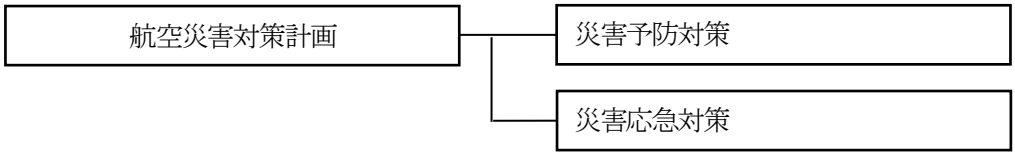

２　災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、航空災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

◎　実施事項

（１）大阪航空局能登空港出張所、能登空港管理事務所

ア　航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時、適切に提供し、災害を未然に防止するために必要な措置を講ずる。

イ　迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。

ウ　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

エ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

カ　災害時の救急・救助、消火等に備え、資機材の整備に努めること。

キ　実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。

（２）航空運送事業者

ア　航空交通の安全に関する各種情報を活用し、航空災害を未然に防止するために必要な措置を講ずる。

イ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

ウ　実践的な防災訓を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。

３　災害応急対策

（１）情報通信

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア　情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

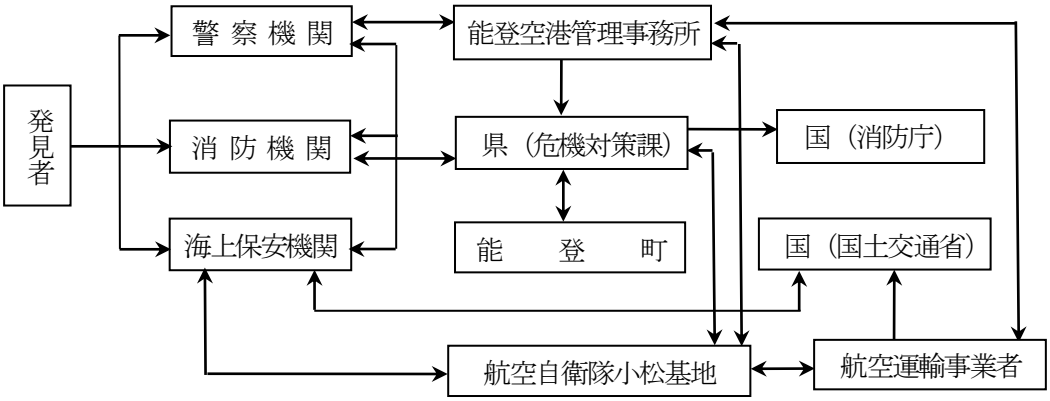

イ　実施事項

(ｱ) 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(ｲ) 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

（２）応急活動体制

町長は航空災害が発生又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて関係機関と連携をとりながら応急活動体制を整え、町地域防災計画の必要な各章節に応じてその地域に係る応急対策を実施する。

（３）現地合同本部等の設置

関係機関は円滑迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部を設置する。